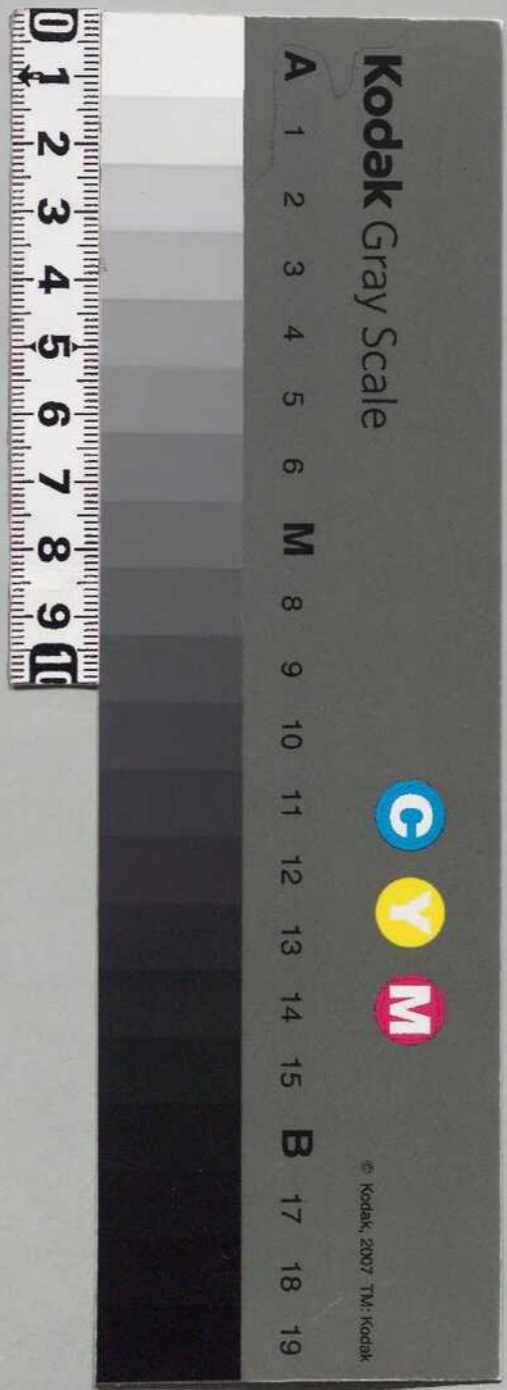


# 輸出振興外貨資金制度

大(一) 昭昭  
臣和和  
官和二十  
房二十  
總八  
務年  
課

国立公文書館	
分類	経済産業省
	平成23年度
排架番号	つくば書庫7
	7-45
	345



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

輸出振興外貨資金制度

大臣官房總務課  
昭和二十六年  
昭和二十八年

輸出振興外貨資金制度 (一)

昭和二十六年  
昭和二十八年





(5) 銀、白金等の貴金屬地金

(6) 寶石類

(7) 美術工芸品

(8) 現像された映画フィルム（産業用のものを除く。）

二、所謂「在日外国人用品」については、一般外貨予算によりその輸入を行い、輸出振興外貨資金により輸入することは認めない。

三、雜輸入品目の内輸出振興外貨資金による輸入を適当と認められるものについては、輸入を認める。（例 電線、絶縁材料、補助可塑剤、熱媒体、農薬）

四、「輸出の振興及び経済の復興、安定に寄与すると認められる貨物」に該当することの明瞭なもの輸入についても国内産業との調整は当然考慮される。（例 菊薊、化学薬品類）

上車

し

し

通商産業省令第ノ号)に規定するものをいう。)とともに送付  
その審査を受けるものとする。」に改める。

記第ノ項の次に次のノ項を加える。

ノの2 日本銀行からその審査済記録書の送付を受けたと  
は、確認記録証として、遅滞なく、申請者に交付するものと  
する。

記第5項を次のように改める。

5 昭和28年2月ノ4日以前に、外国為替銀行の確認を受け  
確認記録証について、日本銀行の審査を受けるため、申請が  
つた場合には、遅滞なく、日本銀行に送付するものとする。

(2) 前項の規定により日本銀行の審査を受けた確認記録証が送  
付されたときは、遅滞なく、申請者に交付するものとする。

番 号  
年 月 日

### 輸出振興外貨資金制度の改正について

大蔵省為替局  
通商産業省通商局

今般輸出振興外貨資金制度の一部が改正されましたが、その改  
正点は次の通りです。

- 1 従来外国為替銀行がぎりで輸出振興外貨資金確認記録証(以下「確認記録証」という。)を発行していたのを、日本銀行の審査を経なければ発行しないこととした。
- 2 許可または割当の申請の際に、従来日本銀行本店で行っていた確認記録証の事前照合を、事後審査することとした。
- 3 輸出振興物資のうち一部の品目については、東京、名古屋および大阪の各通商産業局でも割当事務処理ができるようにした。

なお、昭和28年2月ノ4日以前に外国為替銀行で確認された記録証については、日本銀行の審査を受けなければ新手順による簡素な事務処理ができないから、許可または割当を申請する前に、日本銀行の審査を受けるようにされたい。

番 号  
年 月 日

註 新規記録高は日本銀行本店の確認記録証受理日とする。  
別添様式 輸出振興外貨資金使途別許可額表中「代理店手数  
等」を「輸入」に改める。

各外国為替銀行 へて

大蔵事務次官  
通商産業事務次官

輸出振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年7月7日付蔵理第5785号、26振第7  
650号をもつて「輸出を振興するために外貨資金の使用許可を  
簡素化することについて」を通知したが、今回上記通牒の一部を  
次の通り改めることとしたので、よろしく取扱い方お願いする。

記第1項中「そのうち/通を確認記録証として当該記録書を提  
出した者に交付し、その写/通および当該輸出にかかわる輸出申  
告書の様式を定める命令（昭和24年総理府令、大蔵省令、通商  
産業省令第/号）の規定による輸出申告書（昭和26年7月/日  
から同年/2月7日までの間に輸出によつて取得された外貨資金  
にかかわるものについては、輸出申告書または手形送付状の写）/  
通を日本銀行本店に送付するものとする。」を「最寄の日本銀行  
（支店および門司事務所を含む。以下同じ。）に輸出申告書（輸  
出申告書の様式を定める命令（昭和24年総理府令、大蔵省令、



2 許可の申請が起算日から起算して7箇月以内になされていること。

3 別表第3第1号(渡航費)に掲げる費用の外国へ向けた支払にかかわるものであつて、大蔵省爲替局長および通商産業省通商局長が別に定める場合以外の場合には、当該渡航につき外務省内に設ける海外渡航審査連絡会の承認を受け同表第3号(支店、駐在員の費用)に掲げる費用の外国へ向けた支払にかかわる場合には、日本銀行内に設ける海外支店等設置運営連絡会の承認を受けていること。

4 輸出振興外貨資金の額が外国爲替予算の範囲内であつて、かつ、当該申請が政令第22条各号の基準に該当してないこと。

別紙第4項の次に次の2項を加える。

(通商産業大臣が割当をした場合の如置)

4の2 通商産業大臣から外貨資金割当申請書に添付された確認記録証および通商産業省通商局長が定める書類が日本銀行に送付されたときは、日本銀行は、当該確認記録証が保管されている当該確認記録証の写と相違ないかどうかを審査するものとする。

4の3 日本銀行は、申請にかかわる金額が確認記録証記載の金額に満たないときは、前項の審査をしたのびその差額を記入し

た差額確認記録証を作成して署名の上、申請者に交付するものとする。

別紙第7項中「日本銀行」を「日本銀行本店」に、「7日」を「1箇月」に改める。

別紙第8項中「日本銀行」を「日本銀行本店」に、「15日」を「末日」に改める。

別紙第9項を次のように改め、第1の項を削る。

7 日本銀行本店は、昭和28年3月15日以前に銀行の承認を受けた確認記録証が銀行から審査を受けるため送付されたときは、保管されている当該確認記録証の写と合致しているかどうかを確かめ、合致しているときは、審査済のスタンプを押すつして、遅滞なく、提出した銀行に返却するものとする。

別表第5を削る。

別紙様式輸出振興外貨資金残高表を次のように改める。

別紙様式

輸出振興外貨資金残高表(月分)

爲替管理局

前月 繰越高 (円)	新規 記録高 (円)	消込高 (円)	失効高 (円)	残高	備考

以下同じ。)別にそれぞれ一貫番号を附し、そのうち1通を確認記録証として、提出した銀行に返却するものとする。

1 記録簿に記載された輸出振興外貨資金の額が左に掲げる額の範囲内である。

イ 別表第1第1号に掲げる者が別表第4第1類に掲げる貨物を輸出した場合にあつては、当該貨物の代金に100分の15を乗じて得た額

ロ 別表第1第1号に掲げる者が別表第4第2類に掲げる貨物を輸出した場合にあつては、当該貨物の代金に100分の10を乗じて得た額

ハ 別表第1第1号に掲げる者が別表第4第3類に掲げる貨物を輸出した場合にあつては、当該貨物の代金に100分の5を乗じて得た額

2 記録簿に記載された輸出振興外貨資金は、別表第1第1号に掲げる者が貨物を輸出したことによつて取得したアメリカ合衆国通貨表示の対外支払手段(特別決済勘定にかかわるものを除く。)を銀行に売却し、その対価として内国支払手段を取得した場合にかかわるものであること。

3 別表第1第1号に掲げる者が記録簿に必要な事項を記録し、次に掲げる日(以下「起算日」という。)から起算して10日以内に銀行に提出してその確認を受けていること。

イ 当該輸出にかかわる決済が貨物を船積する前に行われるものについては、当該貨物の船積の日

ロ 当該輸出にかかわる決済が貨物を船積した後に行われるものについては、輸出貨物の代金を決済するための対外支払手段が銀行に買い取られた日

4 当該輸出にかかわる輸出申告書(輸出申告書の様式を定める命令(昭和24年総理府令、大蔵省令、通商産業省令第1号)に規定するものをいう。)に記載された内容と相違ないこと。

別紙第1項の次に次の2項を加える。

1の2 記録簿の審査をした日本銀行支店は、確認記録証の写1通を遅滞なく日本銀行本店に送付するものとする。

1の3 日本銀行本店は、確認記録証の写を本店、支店別に整理して保管するものとする。

別紙第2項各号を次のように改める。

1 別表第1第2号から第5号までに掲げる者が輸出振興外貨資金を使用しようとする場合には、これらの者にかかわる同表第1号に掲げる者が当該輸出振興外貨資金を使用することについて、金銭その他の対価について契約し、またはこれを受領することなく承諾している場合であつて、その旨が確認記録簿に記載されていること。

此の記録証は、日本銀行の審査を免れなければ、新系統  
による簡易な事務処理がなされるから、許可を以て利息  
を申請する時は、日本銀行の審査を免れるようにして  
い。

番 号  
年 月 日

日本銀行総裁 一万田尚登 あり

大 蔵 大 臣 名  
通 商 産 業 大 臣 名

輸出外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年2月1日付蔵理第5785号、26振第  
7650号をもつて「輸出を振興するために外貨資金の使用許  
可を簡素化することについて」を通知したが、今回上記通牒の  
一部を次のように改め、昭和28年2月16日から実施する。

なお、この旨各外国為替銀行に周知かたお願いする。

別紙第ノ項を次のように改める。

( 確認記録証の審査 )

日本銀行(支店および門司事務所を含む。以下同じ。)が  
外国為替銀行(以下「銀行」という。)から当該銀行の確認  
した輸出振興外貨資金記録書(以下「記録書」という。)2  
通の送付を受けたときは、記録書が次の各号に適合しているか  
どうかを審査し、適合していると認めるときは、記録書に審  
査済のスタンプを押す。本店、支店(門司事務所を含む)

今更に業を以てしにんたやのり記しに。

（輸送申告書の様式を定める命令（昭和24年総務庁令、大蔵省令、通商産業省令第1号）に規定するものをいう。）

とともに送付し、その査査を受けるものとする。」に改める。

1の2 日本銀行送附から記録書の送付を受けたときは、  
日本銀行送附の旨を記載し、送附なく申請者に交付するものとする。

日本銀行送附の旨を記載し、送附なく申請者に交付するものとする。

記すを以て改める。

5 昭和24年2月 日以前に、外国為替銀行の承認を受けた記録証について、日本銀行の査査を受けたため、申請があった場合には、送附なく、日本銀行に送付するものとする。

（2）前項の規定により日本銀行の査査を受けた確認記録証

が送附された場合は前項の規定を準用する。

送附なく申請者に交付するものとする。

年月日  
番号

輸出振興外貨資金制度の改正について

大蔵省為替局  
通商産業省通商局

今般輸出振興外貨資金制度の一部が改正されるしたが、その改正は次の通りです。

1. 従来 外国為替銀行がかりで輸出振興外貨資金確認記録証（以下「確認記録証」といふ。）を発行していったのを、日本銀行の査査を経なければ発行しないうとした。

2. 許可または割当の申請の際に、従来日本銀行を以て行っていった確認記録証の事前照会を、事後審査するに改めた。

3. 輸出振興物資のうち一部の品目については、東京、名古屋および大阪の各通商産業局でも割当事務処理ができるようにした。

なお、昭和24年2月 日以前に外国為替銀行で確認さ

とを研

しに創

8438

別紙

前口  
録紙  
(7)

註 釈

別紙

を「輸

年月日

右外国為替銀行あり

大蔵事務次官名  
通商産業事務次官名

輸大振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年12月1日付蔵理ネケクダニ号、ニ振  
ネケクダ50号をもって「輸大を振興するために外貨資金の使  
用許可を簡素化することについて」を通知したが、今日と  
記述の一部を次の通り改めることとしたので、よろしく  
取扱いをお願いする。

記第1項中「そのうち1通を確認記録証として当該記録書  
を提出した者に交付し、その寫1通および当該輸出にかか  
わる輸出申告書の様式を定める命令（昭和24年総理府  
令、大蔵省令、通商産業省令第1号）の規定による輸大申  
告書（昭和26年7月1日から同年12月9日まで）の間に輸出に  
よって取得された外貨資金にかかわるものについては、  
輸出申告書または手形送状の寫1通を日本銀行本店に送  
付するものとする。」を「最寄りの日本銀行支店に輸出申告書

(支店ありは門司事務所を  
含む。以下同じ。)

保管されている当該確認記録証の寫と相違ないかどうかを査査の上、保管されている当該記録証の寫と一括して使用済のスタンプを押印するものとし、未使用のものも区別して整理するものとする。

2 申請にかかわる金額が確認記録証記載金額に満たないときは、査査をしたのちに日本銀行が差額を記入した差額確認記録証を作成し署名の上、申請者に交付するものとする。

~~日本銀行は、前項の査査状況の毎月分を翌月5日までに大蔵大臣および通商産業大臣に提出するものとする。~~

別紙第7項中「7日」を「1箇月」に改める。

別紙第8項中「15日」を「末日」に改める。

別紙第9項但書を削り、第10項を次のように改める。

10 昭和28年2月1日以前に銀行の確認を受けた記録証が銀行から査査を受けるため送付されたときは、保管されている当該確認記録証の寫と照合して相違ないこと

とを認め、透写なく、~~無~~済のスタンプを押印して提出し、銀行に返却するものとする。

別紙様式申輸出振貸外貨資金貸高表を次のように改める

別紙

輸出振貸外貨資金貸高表 (月分) 管理簿

前月繰越高 (+)	新規記録高 (+)	消止高 (-)	失効高 (-)	貸高	備考

ホト  
下ノ上ニヤリ

註 新規記録証日本銀行本店の確認記録証受理日による

別紙様式 輸出振貸外貨資金使途別許可確認書中「代理店手数料」と「輸入」に改める。

での間の輸出によつて取得された外貨資金にかかわるものについては、第2項の銀行の確認を受けた日を起算日とし、その日(から1箇月)を削る。

第4項中「(通商振興局振興課)」を削る。

第11項から第13項までを次のように改める。

11 昭和28年2月14日以前の日を起算日とする改正前の輸出振興外貨資金制度に基く確認記録証については、なお従前の例による。ただし、この場合において、第4項に規定する期間内に確認を受けた銀行を経由して、日本銀行に提出し、その審査を受けたときは、改正後の輸出振興外貨資金制度に基く確認記録証とみなし、改正後の輸出振興外貨資金制度によることができる。

別表第6および別紙様式第6を削る。

~~保管されている当該確認記録証の寫と相違ないかどうかを審査し、保管されている当該記録証の寫と一致し使用済のスタンプを押すものとし、未使用のものとして整理するものとする。~~

2 申請にかかわる金額が確認記録証記載金額に満たないときは、審査をしたのちに日本銀行が差額を記入した差額確認記録証を作成し署名の上、申請者に交付するものとする。

~~3 日本銀行は、第1項の審査状況の毎月分を翌月15日までに大蔵大臣および通商産業大臣に提出するものとする。~~

別紙第7項中「7日」を「1箇月」に改める。

別紙第8項中「15日」を「末日」に改める。

別紙第9項但書を削り、第10項を次のように改める。

10 昭和28年2月14日以前に銀行の確認を受けた記録証が銀行から審査を受けるため送付されたときは、保管されている当該確認記録証の寫と照合して相違ないこ

書が所定の期間内に、銀行に提出されてくること、  
および当該輸送にかかわる輸送申告書の様式を定める命令  
(昭和24年総務府令、大蔵省令、通商産業省令第1号)の  
規定による輸送申告書に ~~提出する事案~~ <sup>記載した内容</sup> と相違しないことを  
確認したときは、記録者に審査者のスタンプを押すこと、本  
店、支店(門司事務所を含む以下同じ)別にそれぞれ一貫番  
号を附し、そのうち一通を提出した 銀行に返却す  
るものとする。

1の2 記録書の審査をした日本銀行は、一通を遅滞なく日  
本銀行本店に送付し、日本銀行本店は、これを本店、支店  
別に整理して保管するものとする。

1の2 記録書の審査をした日本銀行支店は、一通を遅滞なく日本銀行  
本店に送付するものとする。

1の3 日本銀行本店は、審査済記録書を本店、支店別に整理して  
保管するものとする。

別紙第2項第5号本文を次のように改める。

5 許可の申請が、左に掲げる日から ~~7箇月~~ <sup>(以下「起算日」という。)</sup> 起算して1箇月以内(以  
下「有効期間」という。)に提出されていること。

別紙第2項第6号を次のように改める。

6 別表第1号に掲げる者が輸送振興外貨資金記録書に必要な  
事項を記録し、当該輸送にかかわる起算日から10日以内に、  
銀行に提出し、その確認および日本銀行の審査を受けようとする。

番 号  
年 月 日

大 蔵 省  
通 商 産 業 省

輸出振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年12月1日付政理第5785号、26振  
第7650号をもって「輸出振興外貨資金制度について」を  
発表したが、今回上記発表文の一部を次のように改め、昭和  
28年2月16日から実施する。

記第1項中「確認」を「確認および日本銀行の審査」に  
改める。

記第2項本文を次のように改める。

2 前項の確認および審査は、左に掲げる日(以下「起算日」  
という。)から起算して10日以内に記録書2通を銀行に  
提出して、その確認を受けたのちに、日本銀行の審査を受  
けなければならない。

記第3項中「確認」を「確認および審査」に改める。

記第6項中「(昭和26年7月1日から同年12月9日ま





は、第2項の銀行の確認を受けた日を起算日とし、その日から5箇月」を削る。

記第8項中「および~~確認記録証~~当該貨物の輸入を必要とすることを説明する書類を添えて通商産業大臣(通商振興局長代理)」を「および通商局長が別に定める当該貨物の輸入に関する説明書を添えて通商産業大臣」と改める。

記第11項から第13項までを次のように改める。

11. 昭和28年2月 日以前の日を起算日とする改正前の輸大振興外貨資金制度に基く~~確認記録証~~は、第5項に規定する期間内に確認を受けた~~日本銀行~~銀行を経由して日本銀行に提出し、その審査を受け<sup>たとき</sup>~~た~~、改正後の輸大振興外貨資金制度に基く~~確認記録証~~とみな<sup>される</sup>~~す~~。

番号  
年月日

大蔵大臣名  
通商産業大臣名

輸大振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年12月1日付蔵理第5785号、26振第7650号を以て「輸大を振興するために外貨資金の許可を簡素化することについて」を通知したが、今回上記通知の一部を次のように改め、昭和28年2月 日から実施する。

なお、この旨各外国為替銀行に周知かたをお願いする。

別紙第1項を次のように改める。

(確認記録証の審査)

1. 日本銀行(支店および門司事務所を含む。以下同じ。)が外国為替銀行(以下「銀行」という。)から当該銀行の確認~~した~~輸大振興外貨資金記録書(以下「記録書」という。)2通の送付を受けたときは、<sup>当該</sup>輸大振興外貨資金が~~当該~~輸出によって取得し、<sup>別紙別号に定める</sup>対外支払手段を~~外国為替銀行~~銀行に売却し、その対価として内国支払手段を取得した場合にかかわるものであること、当該記録書に記載される事項が事実と相違ないこと、当該記録

此の記録証は、日本銀行の審査を受けなければ、新系統  
による簡便な事務処理ができませんから、許可または割当  
を申請する前に、日本銀行の審査を受けるようにされて  
います。

番号  
年月日

大蔵省  
通商産業省

輸出振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年12月1日付蔵理第5クセケ号、26振キク650号  
をもって「輸出振興 外貨資金制度について」を發表し  
たが、今回上記発表文の一部を次のように改め、昭和28年2  
月 日から実施する。

記第1項中「確認」を「確認および日本銀行の審査」に改める。

記第2項本文を次のように改める。

2 前項の確認 および審査は、左に掲げる日(以下「起算日」と  
いう。)から起算して10日以内に記録書2通を銀行に提出し  
て、その確認を受けた場合に、日本銀行の審査を受けなければ  
ならない。

記第3項中「確認」を「銀行の確認および日本銀行の審査」に  
改める。

記第6項中「昭和26年7月1日から同年12月9日まで」の  
間の輸出によって取得された外貨資金にかかわるものについて

〈輸送申告書の作成を定める命令(昭和24年総務庁令、大蔵省令、通商産業省令オ1号)に規定するものをいう。〉  
とともに送付し、その査査を受けるものとする。に改める。

1の2 日本銀行店舗から記録書の送付を受けたときは、  
日本銀行査査者の査査を経て、速滞なく申請者に交付す  
るものとする。

記条一項を次のように改める。

5 昭和24年2月2日以前に、外国為替銀行の承認を  
得た記録証については、日本銀行の査査を受けるため、申  
請があつた場合には、速滞なく、日本銀行に送付し  
~~て~~するものとする。

5の2 前項の規定により日本銀行の査査を受けた承認記録証  
が返還された場合は、同項の2の規定を準用する。

年月日  
番号

輸出振興外貨資金制度の改正について

大蔵省為替局  
通商産業省通商局

今般輸出振興外貨資金制度の一部が改正されしに  
て、その改正は次の通りです。

1. 従来 外国為替銀行のみで輸出振興外貨資金承認  
記録証(以下「承認記録証」という。)を発行して  
いたのを、日本銀行の査査を経なければ発行しな  
いこととした。
2. 許可または割当の申請の際に、従来日本銀行  
まで行った承認記録証の事前照合と、事後査査  
するにとどめた。
3. 輸送振興物資のうち一部の品目については、  
東京、名古屋及び大阪の各通商産業局でも割  
当事務処理ができるようにした。

なお、昭和24年2月 日以前に外国為替銀行で承認

とき  
分給しては給ふ。

※を確め、通滞なく、懸金済のヌメを消去して提出  
した銀行に返却するものとする。

年月日

各外国存貯銀行あて

大藏事務次官名  
通商産業事務次官名

輸出入振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和二十六年一月一日付蔵理分テクダラ号、二十六振  
分クダラ号をもって「輸出入振興のために外貨資金の使  
用許可を簡素化することについて」を通知したが、今日と  
記述様の一部を次の通り改めることとしたので、よろしく  
取扱いた願ひする。

記第一項中「そのうち一通を確認記録証として当該記録書  
を提出した者に交付し、その寫一通および当該輸出にかか  
わる輸出申告書の様式を定める命令（昭和二十四年総理府  
令、大藏省令、通商産業省令第一号）の規定による輸出申  
告書（昭和二十六年七月一日から同年十二月九日までの間に輸出に  
によつて取得された外貨資金にかかわるものについては、  
輸出申告書または手形送状の寫）一通を日本銀行本店に送  
付するものとする。」を「最寄りの日本銀行店舗に輸出申告書

従前の銀行保証は大臣大臣の 保証金に基いて行われていたが  
EDと組合に在る。一これ以外の使用が認められること。

~~銀行に提出されておる~~、  
~~当該銀行に提出されておる~~  
おのり当該輸送にかかわる輸送申告書の様式を定める命令  
(昭和24年総務府令、大蔵省令、通商産業省令第1号)の  
規定による輸送申告書に ~~規定する事項と相違しないこと~~  
記録簿に審査者のスタンプを押すこと、本  
店、支店(門司事務所を含む以下同じ)別にそれぞれ一貫番  
号を附し、そのうち一通を提出した 銀行に返却す  
るものとする。

別紙第1項の次に次の2項を加える。  
1の2 記録簿の審査をした日本銀行は、一通を違滞なく日  
本銀行本店に送付し、日本銀行本店は、  
別に整理して保管するものとする。  
別紙第6項の次に「当該銀行に提出してその確認」を「銀行  
提出してその確認」に改める。

別紙第6項の次に次の2項を加える。  
(通商産業大臣の外貨資金割当申請書に添付された  
6の2 通商産業大臣から外貨資金割当申請書に添付された  
確認記録証および通商産業省通商局長が定める書類が日本  
銀行に送付された場合は、日本銀行は、当該確認記録証が、

別紙第2項各号の次に次の5項を加える。

保管されておる当該確認記録証の寫と相違ないかどうか  
を審査し、保管されておる当該記録証の寫と一致し  
使用済のスタンプを押すこととし、未使用のもの  
と区別して整理するものとする。

6  
第3号 (申請にかかわる金額が確認記録証記載金額に満たな  
いときは、審査をしたのちに、日本銀行が差額を記入  
した差額確認記録証を作成して署名の上、申請者に交  
付するものとする。

日本銀行は、第1項の審査状況の毎月分を毎月1  
5日までに大蔵大臣および通商産業大臣に提出するもの  
とする。

別紙第7項中「7日」を「1箇月」に改める。  
別紙第8項中「15日」を「末日」に改める。

別紙第9項但書を削り、第10項を次のように改める。  
昭和28年2月14日以前に、銀行の確認を受けた記  
録証が銀行から審査を受けるため送付されたときは、保  
管されておる当該確認記録証の寫と照合して相違ないこと  
と組合に在ることを示す。

は、前二項の銀行の承認を定めた日を起算日とし、その日から三箇月」を削る。

記第8項中「おまが証券...の輸入を必要とする」とを説明する書類...  
当振込物の輸入と必要とすること説明する書類...  
商局長が別に定める...  
通商産業大臣」に改める

記第11項から前13項まで次のように改める。

11. 昭和28年2月14日以前の日を起算日とする改正前の  
輸大振興外貨資金制度に基づく確認記録証...  
6項に規定する期間中に...  
由りて日本銀行に送付し、その審査を受け...  
改正後の輸大振興外貨資金制度に基づく確認記録証とみなす。

し、改正後の輸大振興外貨資金制度  
に...  
1.5222012"...

日報誌集、頁2

番号  
年月日

大蔵大臣名  
通商産業大臣名

輸大振興外貨資金制度の改正について

ここに昭和26年12月1日付裁理第578号と、26振第7  
50号をもつて「輸大を振興するために外貨資金の許可を簡  
便にする」とについて」を通達したが、今回上記通達の一部を  
次のように改め、昭和28年2月15日から実施する。  
なお、この旨各外国存替銀行に周知かたお願いする。

別紙第1項を次のように改める。

(確認記録証の審査)  
日本銀行(支店および門司事務所を含む。以下同じ。)が外国  
存替銀行(以下「銀行」という。)から当該銀行の承認を受けた  
輸大振興外貨資金記録書(以下「記録書」という。)と逆対  
を受けたときは、~~輸大振興外貨資金制度に基づき~~ 預付  
し、~~対外支拂手段を外国存替銀行に売却し、その対價として~~  
~~内国支拂手段を取得した場合にかかるとするものであること、~~  
該記録書に記載された事項が事実と相違ないこと、当該記録  
書に次のとおり(2)の記載をし、~~適合に~~ 適合に  
適合に





經由して、日本銀行に提出し、その審査を受けたときは、改正後の輸出振興外貨資金制度にもとづく確認記録証とみなし、改めて別紙才六および別紙才六を刷る。

### 輸出振興外貨資金制度の改正について

大蔵大臣名  
通商産業大臣名  
日本銀行総裁 一万田尚登あて  
年月日  
日本銀行総裁 一万田尚登あて

正後の輸出振興外貨資金制度によることである。  
一〇〇分の一〇を乗じてえたる額  
ハ 別表才一才一に掲げる者が別表才四才三類に掲げる貨物を輸出した場合にあっては、当該貨物の代金に一〇〇分の五を乗じてえたる額  
ニ 記録簿に記載された輸出振興外貨資金は、別表才一才一に掲げる者が貨物を輸出したことによつて取得したアメリカ合衆国通貨表示の対外支払手段(特別決済勘定にかかわるものを除く)を銀行に売却し、その対価として内国支払手段を取得した場合にかかわるものであること。  
三 別表才一才一に掲げる者が記録簿に必要な事項を記録し次に掲げる日(以下「起算日」といふ)から起算して十日以内に行き提出し、その確認を受けていること。  
イ 当該輸出にかかわる決済が貨物を船積する前に行われるものについては、当該貨物の船積の日  
ロ 当該輸出にかかわる決済が貨物を船積した後に行われるものについては、輸出貨物の代金を決済するため、の対外支払手段が銀行に買

一 取られた日  
四 当該輸出にかかわる輸出申告書(輸出申告書の様式を定める命令(昭和二十四年総務府令、大蔵省令、通商産業省令)に規定するものをいう)に記載された内容と相違ないこと。  
二 許可の申請が起算日から起算して七ヶ月以内になされていふこと。  
三 別表才三才一(渡航費)に掲げる費用の外国へ向けられた支払にかかわるものであつて、大蔵省が局長および通商産業省通商局長が別に定める場合以外の場合には、当該渡航につき外務省内に設ける海外渡航審査連帯会の承認を受け、同表才五号(支店、駐在員の費用)に掲げる費用の外国へ向けられた支払にかかわる場合には、日本銀行内に設ける海外支店等設置運営連絡会の承認を受けいふこと。  
四 輸出振興外貨資金の額が外国為替手続の範囲内であつて、かつ、当該申請が改正令才二各号の基準に該当しないこと。  
別紙才四項才三を次のように改める。  
三 申請書に添付された確認記録簿が、保管されている当該確認記録簿の写と相違ないかどうかを審査するものとする。  
別紙才六項の次に次の二項を加える。  
(通商産業大臣が割当をした場

い取られた日  
四 当該輸出にかかわる輸出申告書(輸出申告書の様式を定める命令(昭和二十四年総務府令、大蔵省令、通商産業省令)に規定するものをいう)に記載された内容と相違ないこと。  
二 許可の申請が起算日から起算して七ヶ月以内になされていふこと。  
三 別表才三才一(渡航費)に掲げる費用の外国へ向けられた支払にかかわるものであつて、大蔵省が局長および通商産業省通商局長が別に定める場合以外の場合には、当該渡航につき外務省内に設ける海外渡航審査連帯会の承認を受け、同表才五号(支店、駐在員の費用)に掲げる費用の外国へ向けられた支払にかかわる場合には、日本銀行内に設ける海外支店等設置運営連絡会の承認を受けいふこと。  
四 輸出振興外貨資金の額が外国為替手続の範囲内であつて、かつ、当該申請が改正令才二各号の基準に該当しないこと。  
別紙才四項才三を次のように改める。  
三 申請書に添付された確認記録簿が、保管されている当該確認記録簿の写と相違ないかどうかを審査するものとする。  
別紙才六項の次に次の二項を加える。  
(通商産業大臣が割当をした場

二 許可の申請が起算日から起算して七ヶ月以内になされていふこと。  
三 別表才三才一(渡航費)に掲げる費用の外国へ向けられた支払にかかわるものであつて、大蔵省が局長および通商産業省通商局長が別に定める場合以外の場合には、当該渡航につき外務省内に設ける海外渡航審査連帯会の承認を受け、同表才五号(支店、駐在員の費用)に掲げる費用の外国へ向けられた支払にかかわる場合には、日本銀行内に設ける海外支店等設置運営連絡会の承認を受けいふこと。  
四 輸出振興外貨資金の額が外国為替手続の範囲内であつて、かつ、当該申請が改正令才二各号の基準に該当しないこと。  
別紙才四項才三を次のように改める。  
三 申請書に添付された確認記録簿が、保管されている当該確認記録簿の写と相違ないかどうかを審査するものとする。  
別紙才六項の次に次の二項を加える。  
(通商産業大臣が割当をした場

經由して、日本銀行に提出し、その審査を受けたときは、改正後の輸出振興外貨資金制度にもとづく確認記録証とみなし、改めて別紙才六および別紙才六を刷る。

### 輸出振興外貨資金制度の改正について

大蔵大臣名  
通商産業大臣名  
日本銀行総裁 一万田尚登あて  
年月日  
日本銀行総裁 一万田尚登あて

正後の輸出振興外貨資金制度によることである。  
一〇〇分の一〇を乗じてえたる額  
ハ 別表才一才一に掲げる者が別表才四才三類に掲げる貨物を輸出した場合にあっては、当該貨物の代金に一〇〇分の五を乗じてえたる額  
ニ 記録簿に記載された輸出振興外貨資金は、別表才一才一に掲げる者が貨物を輸出したことによつて取得したアメリカ合衆国通貨表示の対外支払手段(特別決済勘定にかかわるものを除く)を銀行に売却し、その対価として内国支払手段を取得した場合にかかわるものであること。  
三 別表才一才一に掲げる者が記録簿に必要な事項を記録し次に掲げる日(以下「起算日」といふ)から起算して十日以内に行き提出し、その確認を受けていること。  
イ 当該輸出にかかわる決済が貨物を船積する前に行われるものについては、当該貨物の船積の日  
ロ 当該輸出にかかわる決済が貨物を船積した後に行われるものについては、輸出貨物の代金を決済するため、の対外支払手段が銀行に買

い取られた日  
四 当該輸出にかかわる輸出申告書(輸出申告書の様式を定める命令(昭和二十四年総務府令、大蔵省令、通商産業省令)に規定するものをいう)に記載された内容と相違ないこと。  
二 許可の申請が起算日から起算して七ヶ月以内になされていふこと。  
三 別表才三才一(渡航費)に掲げる費用の外国へ向けられた支払にかかわるものであつて、大蔵省が局長および通商産業省通商局長が別に定める場合以外の場合には、当該渡航につき外務省内に設ける海外渡航審査連帯会の承認を受け、同表才五号(支店、駐在員の費用)に掲げる費用の外国へ向けられた支払にかかわる場合には、日本銀行内に設ける海外支店等設置運営連絡会の承認を受けいふこと。  
四 輸出振興外貨資金の額が外国為替手続の範囲内であつて、かつ、当該申請が改正令才二各号の基準に該当しないこと。  
別紙才四項才三を次のように改める。  
三 申請書に添付された確認記録簿が、保管されている当該確認記録簿の写と相違ないかどうかを審査するものとする。  
別紙才六項の次に次の二項を加える。  
(通商産業大臣が割当をした場

い取られた日  
四 当該輸出にかかわる輸出申告書(輸出申告書の様式を定める命令(昭和二十四年総務府令、大蔵省令、通商産業省令)に規定するものをいう)に記載された内容と相違ないこと。  
二 許可の申請が起算日から起算して七ヶ月以内になされていふこと。  
三 別表才三才一(渡航費)に掲げる費用の外国へ向けられた支払にかかわるものであつて、大蔵省が局長および通商産業省通商局長が別に定める場合以外の場合には、当該渡航につき外務省内に設ける海外渡航審査連帯会の承認を受け、同表才五号(支店、駐在員の費用)に掲げる費用の外国へ向けられた支払にかかわる場合には、日本銀行内に設ける海外支店等設置運営連絡会の承認を受けいふこと。  
四 輸出振興外貨資金の額が外国為替手続の範囲内であつて、かつ、当該申請が改正令才二各号の基準に該当しないこと。  
別紙才四項才三を次のように改める。  
三 申請書に添付された確認記録簿が、保管されている当該確認記録簿の写と相違ないかどうかを審査するものとする。  
別紙才六項の次に次の二項を加える。  
(通商産業大臣が割当をした場

い取られた日  
四 当該輸出にかかわる輸出申告書(輸出申告書の様式を定める命令(昭和二十四年総務府令、大蔵省令、通商産業省令)に規定するものをいう)に記載された内容と相違ないこと。  
二 許可の申請が起算日から起算して七ヶ月以内になされていふこと。  
三 別表才三才一(渡航費)に掲げる費用の外国へ向けられた支払にかかわるものであつて、大蔵省が局長および通商産業省通商局長が別に定める場合以外の場合には、当該渡航につき外務省内に設ける海外渡航審査連帯会の承認を受け、同表才五号(支店、駐在員の費用)に掲げる費用の外国へ向けられた支払にかかわる場合には、日本銀行内に設ける海外支店等設置運営連絡会の承認を受けいふこと。  
四 輸出振興外貨資金の額が外国為替手続の範囲内であつて、かつ、当該申請が改正令才二各号の基準に該当しないこと。  
別紙才四項才三を次のように改める。  
三 申請書に添付された確認記録簿が、保管されている当該確認記録簿の写と相違ないかどうかを審査するものとする。  
別紙才六項の次に次の二項を加える。  
(通商産業大臣が割当をした場

審査するにとどめた。  
 三、輸出振興物資のうち一部の品目については、東京、名古屋および大阪の各通商産業局でも審査事務処理が可能な限り、許当事務処理ができるようにし、本銀行の審査を受けるようにされたい。  
 なお、昭和二十八年二月十四日

**自動承認制による大豆および牛脂(米ドル)の輸入停止さる**

第三十六回輸入公表の一部改正

通商産業省告示 号  
 昭和二十七年十月通商産業省告示才二百三十七号(輸入に関する事項の公表(才三十六回)に関する件)の一部を次のように改正し、昭和二十八年二月五日から適用する。  
 昭和二十八年二月 日  
 通商産業大臣 小笠原 三九郎  
 大豆の欄および牛脂の欄の米ドルの項にそれぞれ「×」を加える。

**日華貿易会談開始について**

(二八・二・五 外務省情報文化局)

わが国と中華民国との間の貿易態に即応して新たな取極の締結および支払については、昭和二十五年九月通商令部と中華民国政府日華兩國代表が外務省において合との間に締結された貿易・支払両取極が、わが国の独立に伴いその取極が、わが国の独立に伴いそのまま延長せられて今日に至つてい

以前に外国為替銀行で確認された記録証については、日本銀行の審査を受けなければ新系統による簡素な事務処理ができないから、許可または制当を申請する前に、日本銀行の審査を受けるようにされたい。  
 議した。会談は今後随時開催される予定である。  
 中国側代表は在京中国大使館商務参事部逸周氏、中央信託局東京支店長張武氏、日本側代表は黄田外務省経済局長、牛場通産省通商局長、東条大蔵省外国為替局長である。

**アジアへの**

**資本財輸出増大**

米通商産業省国際通商局長極東部長で国連アジア極東経済委員会(ECAFE)の商工委員会米国代表であるユージン・ブレグダーマン氏は委員会の席上自由諸国の生産が好調のため、アジア諸国の経済開発に必要な資本財の供給は円滑にならうと述べ、次のように説明した。「自由諸国からの資本財供給は、共産侵略に備えるための軍需生産が巨大な重荷となつていながらもかわらぬ。米国はすでに種々の輸出統制を撤廃することができたし、したがってアジア諸国への供給を困難にするような事情は今年の終り頃にはほとんどなくなるだろう。委員会は目下これらの国の経済事情を調査しているが、いままでに判明したところ

では、アジア諸国の発電施設その他の資本財の輸入はもはや従来のような困難なものではなくなつてきている。」(USIS)

二八通出才二四二二号

昭和二十八年二月三日

承認済丁一〇一三取消

通知に関する件

(輸出課)

左記承認済丁一〇一三は紛失再発行せしものに付承認を取消す。

一、輸出承認番号

No. PRO-M-19881

一、承認月日

June 23, 1952

一、商品名

Draw Vice 8"300sets

ditto 12"300sets

一、輸出業者

Output pier 8" 2,000 pieces

一、輸出業者

日本機械貿易株式会社

二八通出才二四三三号

昭和二十八年二月四日

(輸出課)

左記承認済丁一〇一三は紛失再発行せしものに付承認を取消す。

一、輸出承認番号

LPN-11-10034

一、承認月日

昭和二十七年十二月二十四日

一、商品名

ジャバーニーズ・コットン・フックドラグ

一、輸出業者

株式会社安田商店

銀行、会社の御保存用に.....  
 閲覧用に.....目次を附した

**合本 報 弘 商 通 刊 日**

一部 千共500円  
 日刊通商弘報購読者 1部 350円

お申込先..... 当会弘報課へ

裏

(本頁(裏面)を参照)

才1045号  
 丁未日

昭和 年 月 日より  
 昭和 年 月 日まで  
 輸出振興外貨による輸入外貨資金制当支費報告書  
 ( 商 商 商 商 商 )

別表第 2

輸出振興外貨による輸入外貨資金制当支費報告書

昭和 年 月 日より  
 昭和 年 月 日まで  
 ( 商 商 商 商 商 )

許可番号	許可年月日	申請者名	商品名	輸入数量	船積地域	決済通貨または決済勘定	外貨資金制当金額	備考

別表第 /

輸出振興外貨による輸入

振  
換

外貨資金割当申請書別紙  
Allocation Certificate Form, Attached Sheet

申請者名

Applicant

住所(電話番号)

Address (Tel.)

品名  
Item of Goods

数量  
Quantity

総額  
Total Amount

輸入の目的  
Purpose of Import

支払先(姓名および住所)

Payee (Name & Address)

最終需要者(姓名および住所)

Final Consumer (Name & Address)

輸出振興外貨資金確認記録証の銀行番号

Bank No. of Confirmed Certificate of Export  
Promotion Foreign Exchange

件数 総額

別表第 3

輸出振興外貨資金による輸入外貨資金割当証明書の署名権者

番 号  
年 月 日

上記について、輸入貿易管理令第9條の規定による外貨資金の割当に際する証明書の署名権者を次のとおり定められたから通知する。

姓 名	職 名	氏 名	職 名

8. 外国爲替予算に関する措置

通商産業局長は、外国爲替予算の実施に当つては、次の各号によるものとする。

(1) 外貨資金の割当を行つたときは、配布を受けている外国爲替予算の金額から当該割当金額に相当する金額の引落しを行わなければならない。

(2) 外国爲替予算の残額に不足を生じるおそれがあるときは、当該予算期の末日までに必要であると推定される外国爲替予算の金額およびその理由を通商局長に報告して、その追加を要求することができる。

(3) 外国爲替予算の残額が著しく少額になつたときは、通商局長から外国爲替予算の追加を認める旨の通知のあるまでは、外貨資金の割当を停止しなければならない。

9. 署名捺印者の通知

通商産業局長は、外貨資金割当証明書および外貨資金割当申請書別紙に署名すべき者を定め、別表第3に掲げる様式により、各外国爲替銀行、日本銀行爲替管理局長、同外国爲替局長、通商産業省官房総務課長および通商局長（通商局爲替課）あて通知するものとする。

10. この要領に定める外は、昭和27年10月1日附27通第7/27号事務次官通牒「外貨資金割当事務処理要領」に従

加添するものとする。

この要領は、昭和28年3月14日から実施する。

は抹消をする場合は、当該箇所に、訂正印を押なつし署名権者がその氏名の頭文字を自署するものとする。

#### 4 差額確認記録証の発給

通商産業局長は、外貨資金割当金額が、確認記録証に記載された金額に満たないときは、別表第1に定める書類（外貨資金割当申請書別紙）の表面の左上部空欄に「差額発生」の朱印を押なつし、もにより最寄の日本銀行に送付するものとする。

(注) この場合において、日本銀行は差額を記入した差額確認記録証を作成し、当該差額確認記録の交付を受けようとする者から外貨資金割当証明書<sup>の</sup>の呈示を受け、差額確認記録証の名義人と同一であること、または申請者が輸出振興外貨資金制度により確認記録証の關<sup>を</sup>を受けていることを確めた上で署名し、外貨資金割当証明書に「差額発行済」のスタンプを押なつしたのも、差額確認記録証を申請書に交付するものとする。

#### 5 外貨資金割当申請を却下する場合等の措置

- (1) 通商産業局長は、外貨資金割当申請書の提出を受けた後ノの各号に掲げる要件を具備しないことが明らかになった場合は、速かに、当該外貨資金割当申請書および書類を申請者に返却しなければならない。
- (2) 通商産業局長は、外貨資金割当申請書を受理した場合において、当該申請にかかわる外貨資金に相当する外国為替予算の残額がない場合は、速かに、当該外貨資金割当申請書および添附書類を申請者に返却し、その旨を通商局長（通商局為替課）に報告するものとする。

#### 6 外貨資金の割当に関する報告

通商産業局長は、外貨資金の割当をした事項を各旬ごとにとりまとめて、別表第2の様式により、その旬の末日から5日以内に通商局長（通商局為替課）に報告しなければならない。

#### 7 報告の徴取

通商産業局長は、外貨資金の割当事務の実施に必要な限度において、外貨資金の割当申請者またはすでに外貨資金の割当を受けている者から、報告を徴取することができる。3の(1)のトにより報告を受けた場合は、ノ通を通商局長（通商局為替課）に送付し、ノ通を保管するものとする。

記録証に「使用済」の朱印を押なつしたものを添付して最寄の日本銀行に送付し、他の外貨資金割当証明書別紙の写1通を通商局爲替課に送付するものとする。<sup>の写8通および外</sup>貨資金割当証明書

(1) 外貨資金割当証明書の記入事項

イ、外貨資金割当申請書の右上欄外の余白にスタンプを押なつする。

ロ、「割当月日」の欄には、当該外貨資金割当証明書を発行する年月日を記入する。

ハ、「期限満了日」の欄には、割当月日の翌日から起算して、4箇月目の年月日を記入する。(例えば、割当月日が4月1日である場合は、同年8月1日が期限満了日である。)

ニ、「割当」の欄には、商品名(別紙貨物の分類によること。)、決済通貨または決済勘定、船積地域および外貨資金割当金額を記入する。

ホ、「割当四半期」の欄には、当該予算の期別を記入する(例えば1952年10月から1953年3月までの予算期であれば「(20-3)1953」と記入する。)

ヘ、「証明書番号」の欄には、

MEP-(58N)-のあとに(毎予算期毎に発表

される無公表品目に関する輸入発表の番号を記載すること。)東京通商産業局は「10-」を、名古屋通商産業局は「1D-」を、また大阪通商産業局は「1E-」を記入し、さらにそのあとに外貨資金割当証明書を発行した順に従つて一連番号を記入する。

ト、「特別条件」の欄には、下記の条件は必ずこれを記入すること。

The report shall be submitted in accordance with the regulations as provided for in Import Comment No. 29 '52

(2) 外貨資金割当申請書別紙の記入事項下記の様式による印を押なつし、その欄内に、外貨資金割当証明書の証明書番号、割当年月日および署名権限を有する者の資格をそれぞれ記入の上、これに署名権者が署名する。

Case No.	
Date	
Signed by	
Title	

(注) 外貨資金割当申請書または外貨資金割当申請書別紙の記載事項が訂正もしくは抹消されたまま申請された場合または記載事項の訂正もしくは

をアメリカ合衆国通貨に換算して得た金額に相当する金額の確認記録証が添附されていなければならない。

ハ、輸入商品説明書（1通）

ニ、輸入の相手方との当該取引に関する書類（1通）

ホ、外貨資金の割当申請者が、当該輸入貨物の需要者でない場合は、需要者の申請者に対する発注書（1通）

(2) 外貨資金割当申請書および外貨資金割当申請書別紙の記載が正確になされていること。

(注) 申請にかかわる外貨資金が連合王国通貨である場合は、当該申請金額をアメリカ合衆国通貨に換算して得た金額がかつて書で申請金額に併記されていること。

(3) 当該申請にかかわる貨物の輸入代金の決済が、標準決済方法に関する規則（昭和25年外国為替管理委員会規則第15号）附表第2で定める標準決済方法によりなされるものであること。

(4) 申請者が確認記録証の名義人と同一であること。または申請者が輸出振興外貨資金制度により確認記録証の譲渡を受けている者であること。

(5) 当該申請にかかわる輸入貨物が、昭和28年2月14日附23通第1028号事務次官名通牒「輸出振興外貨資金

制度による輸入外貨資金の割当に関する事務の一部委託について「別紙に掲げる貨物（以下「別紙貨物」という。）であること。

(6) 当該確認記録証に日本銀行が審査済であることを証するスタンプが押なつていること。

(7) 確認記録証が有効期限内のものであること。

(注) 外貨資金の割当をするに当つては、1ドル未満の金額は、切り上げるものとする。

## 2 輸入条件の附与

通商産業局長は、外貨資金の割当をするに当り、必要があると認められた場合においては、当該輸入について、条件を附することができる。

## 3 外貨資金割当証明書の交付

1により外貨資金の割当申請を受理したときは、当該申請にかかわる外貨資金に相当する外国為替予算の残額があることを確認した上で通商産業局長は、外貨資金の割当を行う。

この場合において外貨資金割当申請書および外貨資金割当申請書別紙に、それぞれ次の事項を記入し、かつ、署名権者が署名して、そのうち1通を外貨資金割当証明書として申請者に交付するとともに残部3通のうち1通を添附書類とともに控として保存し、外貨資金割当証明書別紙1通に当該確認



(別紙)

輸出振興外貨資金制度による外貨資金割当事務処理要領

4. 外貨資金割当申請書の受理

通商産業局長は、外貨資金の割当に関する申請を受けたときは、当該申請が次の各号に掲げる事項に該当することを確認した上で、申請書を受理するものとする。

(1) 輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号）

別表第四で定める様式による外貨資金割当申請書4通に、次に掲げる書類が添附されていること。

イ、別表第1に掲げる様式による外貨資金割当申請書別紙（4通）

ロ、昭和26年12月1日附蔵理第5785号、26振第7050号「輸出振興外貨資金制度について」（以下「輸出振興外貨資金制度」という。）に基き、外国為替銀行の確認および日本銀行（支店および門司事務所を含む。以下同じ。）の審査を受けた輸出振興外貨確認記録証（以下「確認記録証」という。）（当該割当申請金額をこえるもの。）

(注) 申請にかかわる輸入の決済通貨が連合王国通貨または特別決済勘定である場合であつても、当該金額

委譲事務の範囲

輸入貿易管理令第9條、第11條および第17條の規定による貨物の輸入にかかわる通商産業大臣の権限に属する外貨資金の割当に関する事務およびこれに附帯する事務のうち、昭和28年2月1日附蔵理第5785号、28振第7650号「輸出振興外貨資金制度について」(以下「輸出振興外貨資金制度」といふ。)による貨物の輸入にかかわるものであつて、下記の各号に掲げる事項に該当する場合に限る。

- (1) 当該申請にかかわる金額に相当する確認記録証(輸出振興外貨資金制度による外国為替銀行の確認および日本銀行の審査を受けたものに限る。)が添附されている場合
- (2) 当該申請にかかわる貨物の輸入代金の決済が、標準決済方法に関する規則(昭和25年外国為替管理委員会規則第15号)附表第2で定める標準決済方法によりされる場合
- (3) 当該申請にかかわる輸入貨物が、別紙に掲げる貨物である場合。

以上

28通第1023号

昭和28年2月14日

通商産業局長 殿

通商産業省通商局長

輸出振興外貨資金制度による輸入外貨資金の割当に関する事務の一部委譲について

昭和28年2月16日以降貴局においても取扱いうることとされた標記事務の処理については、別紙要領により実施されたい。

以上



石綿  
水昌石  
マグネサイトおよびクリンカ  
重晶石  
硫酸鉛  
塩(日本専売公社の買取証明のあるものに限る)

一三、金属および金属屑

鉄  
鉄マンガン鉄  
鉄鋼屑  
アンチモニー鉄  
ボーキサイト  
クロム鉄  
ニッケル鉄  
水銀  
白金  
白ホーキサイト  
マンガン鉄  
亜鉛屑、錫および鉛  
銅屑および銅合金屑  
解体船舶  
金属クロム  
アルミニウム屑およびアルミ  
ニウム合金屑  
鉛屑および鉛合金屑

一四、動物性原材料

動物性ゼラチン原料  
骨

オセイン  
ビツグトウシエル  
豚毛  
魚鱗屑  
ボタン用具殻  
獣毛  
象牙

一五、植物性原材料

松脂  
ステックラツク  
ガムコパール  
ガムダマール  
ガムトラガカント  
ガムアラビツク  
五倍子および没食子  
生麦  
シード・ラツクス  
カラヤ・ガム  
無煙炭  
生石油コークス  
飯焼石油コークス  
パラフィン・ワツクス  
セレン・ワツクス  
特殊潤滑油(デゼル・エン  
ジン・オイル、タービン・オイ  
ル、過熱シリンダー・オイル、  
防錆およびペントロラムに限  
る)油

一六、油脂類

オイシカ油  
刷毛油  
オリブ油  
牛脂  
蜜ろう  
カルナバ・ワツクス  
パーム油  
モンタン・ワツクス  
キヤンデラ・ワツクス  
オゾケライト・ワツクス  
アルモンド油  
キヤツシユ・ナツト・シエル  
油

一七、香料

ベイリブ油  
オイクモス油  
カラウエン油  
シナモン・リブ油  
スペアミント油  
ローズ・マリー油  
アニス油  
ポアドロズ油  
白檀油  
大面香油  
イラン・イラン油  
カナナガ油  
レモン油  
オレンジ油  
プチグレン油  
ベルガモット油  
ラベンダー油

一八、医薬品類

バイユリ油  
シトロネラ油  
レモンガラス油  
ベニジバ油  
ゼラニウム油  
芳香油  
桂皮油  
丁香油  
メーサンゼリン・プロマイド  
クマリン誘導体(殺菌剤)  
ストレプトキナーゼ製剤  
テトステロンおよびその誘  
導体  
プロネステイル塩酸塩  
ラウリル・アンモニウム  
クロライド  
2-アミノピリミジン  
アセトニトリル  
5-アミノインオキサゾール  
テオフィリン  
グルクノラクトン  
ヘノボジ油  
抗ヒスタミン製剤  
船酔薬  
デイズオキシコール酸  
赤痢培養基  
エストロン  
安息香酸エストランデイオー  
イルガトーフエン  
硝酸ストリキニーネ

アクリルニトリン  
塩酸エメチン  
塩酸ロベリン  
硝酸アトロピン  
オレオマイシン  
クロラムフェニコールLペー  
ス  
テラマイシン  
ジエチル・アミノエタノー  
ル  
合成ビタミンA  
ビタミンB<sub>1</sub>およびその誘導体  
ビタミンB<sub>2</sub>  
ビタミンB<sub>6</sub>  
ビタミンD<sub>2</sub>  
ビタミンE  
葉酸  
デ・エル・メチオニンおよび  
その誘導体  
エストラジオールおよびその  
誘導体  
泡消剤(ホームレツクスA、  
アンチホームA)  
メチル・アンドロステネシ  
オール  
D・O・C・A  
A・C・T・H  
コーチゾンアセテート  
フィルターライト  
ビタミンB<sub>12</sub>調合飼料  
ダイマンバイドリネード  
脱水ラノリン  
サフラン  
茶

麻黄根  
甘草  
乳糖  
海人草  
槐花  
オウチン  
センナ草  
ゲンチアナ根  
木香  
ゴンジエラコ  
ウバウルシ葉  
シユクシヤ  
ホシカ子  
セネガ根  
ガジユワ  
サンダラツク  
サングラツク  
ニクツク  
桂皮  
丁香  
遠志  
紅花  
大根  
吐香根  
沈香  
牛黄  
セソク  
センソク  
くまの胆  
犀角  
一九、化学用品  
弗化セリウム

染料およびその助剤  
生石  
ビグメントレジンカラーおよ  
び溶剤  
ポリエチレンおよびその屑  
アセテート・フレック  
マンダローブ樹皮  
ワットル樹皮およびそのエキ  
ス  
ケブラチヨ・エキス  
タンニンおよびそのエキス  
レンネット・カゼイン  
ラクテイツク・カゼイン(ハ  
イドロクロナイド・カゼイン  
を含む)  
浮遊選鉱剤  
ノーマル・ヘキサ  
液化プロパン  
四ニチル鉛  
石油製品添加剤  
アルキール・ベンゾール  
ビベロニール・ブドオキサイ  
ド  
酸化コバルト  
エレガントガム  
バルサム  
コバイバ・バルサム  
エスターガム  
シーザーガム  
血粉  
アルカリ・レジスタント・セ  
ラミツクカラー  
スタイクス・メジウム

ハイドレイド・シリコン・デ  
イオキサイド  
ハイドレイド・カルシウム・  
シリケート  
ソルベントナフサー  
トール・オイル  
デュークチールセバケート  
メチル・イソブチルケト  
ン  
メチル・エチルケトン  
ポリエチレン・グリコール  
プロピレン・グリコール  
エチレン・グリコール  
ヘキサクロロヘン  
クエン酸石灰  
ヘマチン・エキス  
ロダウツド・エキス  
アルカリアルトリーナー  
セルロース・アセテート・ブ  
ロピオネート  
セルロース・アセテート・ブ  
ロピオネート  
合成ブラスシユ・フィラメン  
ト  
スルフォキサイド  
メタ・オクチール・ピサイク  
ロヘブラン・デイカルボキシ  
ド(MGK-264)  
ポリプロピレン・グリコール  
デイプロピレン・グリコール  
トリエチレン・グリコール  
エチレン・グリコール・モノ  
エチル・エーテル

別紙

一、食糧

トマト・ベースト  
コーヒー豆(ハワイから輸入するものに限る。)  
ココア豆  
ココア・パウダー  
ココア・バター  
豆類  
チーゼ  
黒糖  
糖蜜  
香料  
ホップ  
冷凍肉類  
乾ふどう(製菓原料として使用するものに限る。)  
乾芋  
乾根

二、飼料

とうもろこしおよび高粱  
ふすまおよび米ぬか  
抗生物質飼料  
飼料用小麦  
クローバー種子(赤または白以外のものに限る。)

三、家畜類

家畜(競走馬を除く。)

四、たばこ

葉たばこ(日本専売公社の買取証明のあるものに限る。)

製造たばこ(日本専売公社の買取証明のあるものに限る。)

五、皮革類

牛皮革  
中小牛皮革  
水牛皮  
めん羊皮および山羊皮  
その他の原皮  
革類(牛革および馬革を除く。)

六、採油用の種

大豆  
落花生  
綿実  
カボック実  
コブツク実  
胡麻種  
ひまし種  
あまに種  
えごま種  
からしの種  
パーム核  
けしの実  
大麻の実  
ひまわりの実

七、ゴム類

生ゴム  
層ゴム  
ラテックス  
ガタパーチャ  
合成ゴム・ブナN

合成ゴム・ネオプレン  
合成ゴム・ポリイソプレン  
合成ゴム・G・R・I  
合成ゴム・G・R・S(ドル地域から輸入するものを除く。)

八、木材およびコルク

米松およびその他米材  
ラワン・アビトンおよびカポ  
ル材  
リグナム・バイター  
テーク材  
台湾檜  
その他の木材  
コルク樹皮  
コルク屑(粒状屑を含む。)

九、繊維類

原毛(トップを含む。)

モ(ヤ)  
アルパカの毛  
らくだの毛  
カシミヤの毛  
うさぎの毛  
ウール・ノイル  
ワール・シヨデイおよびラッ  
ダール  
玉まゆ  
絹糸、柞蚕糸および柞蚕副  
産糸  
黄麻繊維  
亞麻繊維  
苧麻繊維  
大麻繊維

アバカ繊維  
サイザル繊維  
カボック繊維  
コイヤイ・フアイバーおよび  
コイヤイ・ヤーン  
バルミラ・フアイバー  
メキシカン・フアイバー  
マゲイおよびカントン繊維  
綿ほろ  
大麻屑および同ほろ  
麻袋(故麻袋を含む。)  
粗コットン・リンター  
ナイロン屑および故ナイロン  
種下(解じと用に限る。)  
(ドル地域から輸入するものを除く。)

一〇、肥料

骨粉  
一一、非金属鉱物  
ギルソナイト  
螢石  
イルメナイト  
黒鉛(精製品を除く。)  
雲母(生、剝)  
工業用ダイヤモンド  
モナツ鉱  
カオリン  
石膏  
珠石  
内張石  
滑石  
ぼんど頁岩および耐火粘土

裏

↓

↓

資金制度を適用する。

(運用方針)

4 (1) 振替使用

(A) 輸入

(a) 米ドルの輸出振興外貨資金は、ドル地域、オープン勘定地域からの輸入に使用できる。

(b) ボンドの輸出振興外貨資金は、ボンド地域、オープン勘定地域からの輸入に使用できる。

(c) オープン勘定の輸出振興外貨資金は原則として、当該オープン勘定地域からの輸入に使用できる。(他のオープン勘定地域からの輸入にあてようとするときは、輸入地域のオープン勘定のバランスをみて認めることにする。)

(B) 貿易外

(a) 米ドルの輸出振興外貨資金は、すべての地域に対する支払に使用できる。

(b) ボンドの輸出振興外貨資金はボンドおよびオープン勘定地域に対する支払に使用できる。

(c) オープン勘定の輸出振興外貨資金は、原則として当該オープン勘定地域に対する支払に使用できる。

( (A)の(c)のかつと書を準用する。 )

(2) 輸入貨物

(a) 別紙の原則に従うものとする。

直接輸出の原材料となる貨物の輸入は、自由とする。

(b) 極端な奢侈品を除き、品目的、数量的に一般外貨予算に計上することが適当でない貨物について、可及的自由に輸入を認めることとする。

(註) 差当り、4~7月期予算においては次の様な物を

を考慮している(例示)

自動車、自動自転車、およびそれらの部分品

テレビジョン受像機

時計

カーフスキン、キフブスキン

(c) 貿易商社の海外支店および出張員の経費および貿易の

振興に関する渡航費は、従来通り輸出振興外貨資金制度により支払を認めることとする。

(外貨予算)

5 上述の改正に伴い、所定の外貨予算を計上する。

(実施の時期)

6 昭和28年4月から実施する。

輸出振興外貨資金制度の改正について

昭28.3.18  
 通商局為替課

(趣旨)

1. 最近の貿易情勢に鑑み、現在実施中のドル地域向輸出についての輸出振興外貨資金制度とならんで、ポンドおよびオープン勸定地域向輸出についても、速かに輸出振興外貨資金制度の適用を復活し、一層強力に輸出の促進をはかる必要がある。

(算定基準)

2. ドル輸出(米ドル決済を伴う輸出をいう。以下同じ。)については、輸出金額の15%、ポンド輸出(ポンド決済を伴う輸出をいう。以下同じ。)およびオープン勸定輸出(オープン勸定を通じて決済される輸出をいう。以下同じ。)については10%とする。

本制度が為替割当基準の緩和化という趣旨を含有ものであることを明らかにするため、商品別の算定基準は設けないととする。

(手続)

3. 記録、および使用等の手続は、ポンド輸出およびオープン勸定輸出についても現行のドル輸出にかかわる輸出振興外貨

輸出振興外貨資金制度の事務の一部通産局に移譲さる

二八通才一〇三三号  
 昭和二十八年二月十四日  
 通商産業局長 殿

二月十六日以降適用

輸出振興外貨資金制度による輸入外貨資金の割当に関する事務の一部委譲について

このたび、貿易業者の便宜をはかるため、輸入貿易管理令(昭和二十四年政令才四一四号)才九条、才十一條および才十七條の規定による貨物の輸入にかかわる通商産業大臣の権限に属する外貨資金の割当に関する事務およびこれに附帯する事務のうち、昭和二十六年十二月一日付蔵理才五七八五号、二六振才七六五〇号「輸出振興外貨資金制度について」(以下「輸出振興外貨資金制度」といふ)による貨物の輸入にかかわるものであつて、下記の各号に掲げる事項に該当する場合に限る。

(1) 当該申請にかかわる金額に相当する確認記録証(輸出振興外

貨資金制度による外国為替銀行の確認および日本銀行の審査を受けたものに限り、(2)に添附されている場合。	二、飼料 とうもろこしおよび高粱 ふすまおよび米ぬか 抗生物質飼料 飼料用小麦 クローバー種子(赤または白以外のものに限る。)
(2) 当該申請にかかわる貨物の輸入代金の決済が、標準決済方法に関する規則(昭和二十五年外国為替管理委員会規則才十五号)附表才二で定める標準決済方法によりなされる場合。	三、家畜類 畜(競走馬を除く。)
(3) 当該申請にかかわる輸入貨物が、別紙に掲げる貨物である場合。	四、たばこ 葉たばこ(日本専売公社の買取証明のあるものに限る。) 製造たばこ(日本専売公社の買取証明のあるものに限る。)
別紙	五、皮革類 牛皮 中小牛皮 水牛皮 めん羊皮および山羊皮 その他の原皮 革(牛革および馬革を除く。)
一、食糧 トマト・ペースト コーヒ豆(ハワイから輸入するものに限る。) ココア豆 ココアパウダー ココア・バター	六、採油用の種 大豆 落花生 綿実 カボツク実 ゴブラ 胡麻種 ひまし種 あまに種 えごま種 からしの種
七、ゴム類 生ゴム 膠 ラテックス ガタパーチヤ 合成ゴム ブナN 合成ゴム ネオプレン 合成ゴム ポリイソブチレン 合成ゴム G・R・S (ドル地域から輸入するものを除く。)	八、木材およびコルク 米松およびその他木材 ラワン、アピトンおよびカポール材 リグナム・バイター チーク材 台湾檜 その他の木材 コルク樹皮 コルク屑(粒状屑を含む。)
八、繊維類 原毛(トップを含む。) モヘヤ アルパカの毛 らくだの毛 カシミヤの毛 うさぎの毛 ウール・ノイル	九、織物類 原毛(トップを含む。) モヘヤ アルパカの毛 らくだの毛 カシミヤの毛 うさぎの毛 ウール・ノイル





硝酸ストリキニーネ
アクリルニトリン
塩酸エメチン
塩酸ロベリン
硝酸アトロピン
オレオマイシン
クロラムフェニコールLベ-

茶 黄
麻 黄
甘草 糖
乳 糖
海 藻
槐 花
オウチン
ゲンチアナ根
木 杏
ゴンジュラコ
ウバウルシ葉
シユクシヤ

染料およびその助剤
生 酒 石
ビグメントレジンカラーおよび
溶劑
ポリエチレンおよびその屑
アセテート・フレック
マンクローブ樹皮

ヘイドレイド・カルシウム・シ
リケート
ソルベントナフササ
トール・オイル
デューオクチールセバケート

エチレン・グリコール・モノフ
エニール・エーテル
エチレン・グリコール・モノエ
チアチール・エーテル
エチレン・グリコール・モノエ
チール・エーテル・アセテ-

エトキシレン樹脂およびハー
ドナークロール・ビクリン
フルオランスレン
インドール
ポリニスター・レジジン

シリリング・コンパウンド
アンペラ
鉛筆用材
鉄 鉄
マグネシウム、マグネシウム粉

白きゆり
エメリー粉
トリポリ粉
牛 角
牛 てい
牛 骨
べつ 甲

紙 類
海 綿
コンサー・ペーパー
H種絶縁材料(電気機器一般通
用)
則JES-186(一九五〇
年)に規定してあるもの。

萬理才五七八五号、二六振才
七六五〇号「輸出振興外貨資
金制度について」(以下「輸出
振興外貨資金制度」といふ)
にもとづき、外国為替銀行の
確認および日本銀行(支店お
よび門司事務所を含む。以下
同じ)の審査を受けた輸出振
興外貨確認記録証(以下「確
認記録証」といふ)を(当該制
度)申請金額をこえるもの。

輸出振興外貨資金制度による輸入外貨資金の割当に関する事務の一部委譲について

昭和二十八年二月十六日以降貴局においても取扱いうるものとされた標記事務の処理については、別紙要領により実施されたい。

輸出振興外貨資金制度による外貨資金割当事務処理要領

一、外貨資金割当申請書の受理
通商産業局長は、外貨資金の割
当に関する申請を受けたときは、
当該申請が次の各号に掲げる事項
に該当することを確かめた上で、申

硝酸ストリキニーネ
アクリルニトリン
塩酸エメチン
塩酸ロベリン
硝酸アトロピン
オレオマイシン
クロラムフェニコールLベ-

茶 黄
麻 黄
甘草 糖
乳 糖
海 藻
槐 花
オウチン
ゲンチアナ根
木 杏
ゴンジュラコ
ウバウルシ葉
シユクシヤ

染料およびその助剤
生 酒 石
ビグメントレジンカラーおよび
溶劑
ポリエチレンおよびその屑
アセテート・フレック
マンクローブ樹皮

ヘイドレイド・カルシウム・シ
リケート
ソルベントナフササ
トール・オイル
デューオクチールセバケート

エチレン・グリコール・モノフ
エニール・エーテル
エチレン・グリコール・モノエ
チアチール・エーテル
エチレン・グリコール・モノエ
チール・エーテル・アセテ-

額がかつて申請金額に併記されていること。
(3) 当該申請にかかわる貨物の輸入代金の決済が、標準決済方法に関する規則(昭和二十五年外国為替管理委員会規則才十五号)附表才二で定める標準決済方法によりなされるものであること。
(4) 申請者と確認記録証の名義人が同一であること、または申請者が輸出振興外貨資金制度により確認記録証の譲渡を受けている者であること。
(5) 当該申請にかかわる輸入貨物が、昭和二十八年二月十四日付二八通才一〇二三号事務次官名通牒「輸出振興外貨資金制度による輸入外貨資金の割当に関する事務の一部委託について」別紙に掲げる貨物(以下「別紙貨物」という。)であること。
(6) 当該確認記録証に日本銀行が審査済であることを証するスタンプが押なつて、かつ、(以下「別紙貨物」という。)であること。
(7) 確認記録証が有効期限内のものであること。
(注) 外貨資金の割当をするに当つては、一ドル未満の金額は、切り上げるものとする。

通商産業局長は、外貨資金の割当をするに当り、必要があると認められた場合には、当該輸入について、条件を付することができ、
三、外貨資金割当証明書交付
一、一に外貨資金の割当申請を受理したときは、当該申請にかかわる外貨資金に相当する外国為替手算の残額があることを確認した上で通商産業局長は、外貨資金の割当を行う。
この場合において外貨資金割当申請書および外貨資金割当申請書別紙に、それぞれ次の事項を記入し、かつ、署名権者が署名して、そのうち一通を外貨資金割当証明書として申請者に交付するとともに残部三通のうち一通を添付書類とともに控として保存し、外貨資金割当証明書別紙一通に当該確認記録証に「使用済」の朱印を押したものを添付して最寄の日本銀行に送付し、他の外貨資金割当証明書の写二通および外貨資金割当証明書別紙の写一通を通商局為替課に送付するものとする。
(1) 外貨資金割当証明書の記入事項
イ、外貨資金割当申請書の右上欄外の余白にスタンプを押す。
ロ、「割当月日」の欄には、当該

外貨資金割当証明書を発行する年月日を記入する。
ハ、「期限満了日」の欄には、割当月日の翌日から起算して、四ヶ月目の年月日を記入する。(たとへば、割当月日が四月一日である場合は、同年三月一日が期限満了日である。)

ニ、「割当」の欄には、商品名(別紙貨物の分類によること)、決済通貨または決済勘定、船積地域および外貨資金割当金額を記入する。
ホ、「割当四半期」の欄には当該手算の期別を記入する。(たとへば一九五二年十月から一九五三年三月までの手算期であれば「〇一三」一九五三」と記入する。)

ハ、「証明書番号」の欄には、MEPI(三八八)のあとに(毎手算期毎に発表される無公表品目に関する輸入発表の番号を記載すること)東京通商産業局は「IC」を、名古屋通商産業局は「ID」を、また大阪通商産業局は「IE」を記入し、さらにそのあとに外貨資金割当証明書を発行した順にしたがって一連の番号を記入する。左記ト、「特別条件」の欄には、左記の条件は必ずこれを記入すること。
The report shall be submitted in accordance with the regulations as provided for in Import Comment No. 29. 52
(2) 外貨資金割当申請書別紙の記入事項左記の様式による印を押す。その欄内に、外貨資金割当証明書の証明書番号、割当年月日および署名権限を有する者の資格をそれぞれ記入の上、これに署名権者が署名する。
(注) 外貨資金割当申請書または外貨資金割当申請書別紙の記載事項が訂正もしくは抹消されたまま申請された場合は抹消を抹消する場合は、当該箇所に訂正印を押す。署名権者がその氏名の頭文字を自署するものとする。
通商産業局長は、外貨資金割当金額が、確認記録証に記載された金額に満たないときは、別表才一に定める書類(外貨資金割当申請書別紙)の表面の左上部空欄に「差額発生」の朱印を押す。三、により最寄の日本銀行に送付するものとする。
(注) この場合において、日本銀行は差額を記入した差額確認記録証を作成し、当該差額確認記録証の交付を受けようとする者から外貨資金割当証明書の呈示を受け、差額確認記録証の名義人と同一であること、または申請者が輸出振興外貨資金制度により確認記録証の譲渡を受けていることを確認した上で署名し、外貨資金割当証明書に「差額発生」のスタンプを押す。したのち、差額確認記録証を申請者に交付するものとする。
五、外貨資金割当申請を却下する場合等の措置
(1) 通商産業局長は、外貨資金割当申請書の提出を受けた後一、の各号に掲げる要件を具備しないことが明らかになった場合は、速かに、当該外貨資金割当申請書および書類を申請者に返却しなければならぬ。
(2) 通商産業局長は、外貨資金割当申請書を受理した場合

において、当該申請にかかわる外貨資金に相当する外国為替手算の残額がない場合は、速かに、当該外貨資金割当申請書および添付書類を申請者に返却し、その旨を通商局長(通商局為替課)に報告するものとする。
六、外貨資金の割当に関する報告
通商産業局長は、外貨資金の割当をした事項を各号ごとにとりまとめて、別表才二の様式により、その日の末日から五日以内に通商局長(通商局為替課)に報告しなければならない。
七、報告の徴取
通商産業局長は、外貨資金の割当事務の実施に必要な限度において、外貨資金の割当申請者またはその者から、報告を徴取することができる。三の(1)のトにより報告を受けた場合は、一通を通商局長(通商局為替課)に送付し、一通を保管するものとする。
八、外国為替手算に関する措置
通商産業局長は、外国為替手算の束に当つては、次の各号によるものとする。
(1) 外貨資金の割当を行ったときは、配布を受けている外国為替手算の金額から当該割当金額に相当する金額の引落し

を行わなければならない。
(2) 外国為替手算の残額に不足を生じるおそれがあるときは当該手算の末日までに必要であると推定される外国為替手算の金額およびその理由を通商局長に報告して、その追加を要求することができる。
(3) 外国為替手算の残額が著しく少額になつたときは、通商局長から外国為替手算の追加を認める旨の通知があるまでは、外貨資金の割当を停止しなければならない。
九、署名権者の通知
通商産業局長は、外貨資金割当

別表才1 輸出振興外貨による輸入 外貨資金割当申請書別紙 Allocation Certificate Form, Attached Sheet. Table with columns for Applicant, Item of Goods, Quantity, Purpose of Import, etc.

別表才2 輸出振興外貨資金による輸入外貨資金割当実績報告書. Table with columns for Date, Commodity Name, Quantity, etc.

別表才3 輸出振興外貨資金による輸入外貨資金割当証明書の署名権者. Table with columns for Name, Title, etc.

特需調査

(自一月五日 至二月一日)

(二八・二・一〇 企業局特需課)

(一) 一月特需集計高の分析

(一月五日より二月一日に至る二十八日間)

一、七月以降の各月特需高との比較(単位:一〇〇〇ドル)

月別	ドルベース	円ベース	合計
七月	2,133	21,011	23,144
八月	0	2,133	2,133
九月	11,653	116,530	128,183
十月	0	0	0
十一月	16,471	164,710	181,181
十二月	1,468	14,680	16,148
一月	0	0	0
合計	2,133	21,011	23,144

二、十二月集計分は主として十二月下旬より一月下旬前後に至る間に成約されたものの集計であり、一月最終の成約分は二月集計に持ち越される。またJCA関係は今までの発注を全部含む他の分であつても十月、十一月中成約分も若干含まれている。

三、本集計分にはGSA分が八千二百ドル含まれているので、米軍関係としては三三三、一四一、千ドルであり、さらに円ベースのものを含めるとドルベース特需は二九、五四〇千ドルとなる。したがつて数字の上では最近半年間の低調をやぶりとツブとな

四、一月集計の特需

Japan Construction Agency (極東軍直轄)の建設工事関係発注が八、六八七千ドル含まれている。この分は十二月以前に発注せるものが大部分で、十一月の特需調査で報告した通り情報入手が遅れたため既発注分が一度に一月集計のなかに計上されたのである。したがつてこの額が差引かれるとドルベース経常分は二〇、〇〇〇千ドル前後となる。しかも本月分は次表五、の通り役務関係(主として荷役と空軍関係建設)が物資関

係(十二月発注の肥料の集計すれが多い)よりも多いのであつて、一般物資特需は依然として低調であつたといえる。なお、本月分には既契約のAmend分が次の通り計上され

五、発注機関(種類)別内容

AGENCY	SUPPLY	SERVICE	TOTAL
YEN	2,133	1,468	3,601
MDAP	0	0	0
DA	11,653	16,471	28,124
AF	324	855	1,179
NAVY	145	92	237
GSA	842	0	842
TOTAL	15,097	18,866	33,963

六、特需すべき受注内容

(A) ドルベース  
 一、物資関係  
 兵器関係のものとして  
 銃剣 二〇、〇〇〇本  
 (五九、六〇〇ドル)  
 日平産業 一月三〇日付  
 ロケット弾 二五〇、〇〇〇発  
 (一、六三三、〇〇〇ドル)  
 日本建設 一月八日付  
 迫撃砲用弾薬運搬車  
 六〇〇輛  
 (五三、四八七、三三三ドル)  
 愛知富士産業 一月二六日付  
 の三件がある。何れもJPA  
 発注である。一〇五%ならび  
 に一五五%増の受注は何れ

ている。  
 ドルベース役務四六〇千ドル、円ベース役務六八一千ドル、したがつてこれらの額は新規発注でない。

(単位:一〇〇〇ドル)

も確定していない。  
 肥料の十二月集計額として  
 は五五千トン 二、八三〇  
 千ドル  
 (発注総額二二五千トン  
 一、六一〇千ドルのうち  
 十二月集計が一五三千トン  
 七、九一〇千ドルであり、  
 二月集計としての繰越分一  
 七千トン 八七〇千ドル)  
 がある。  
 レイヨン糸 合計五四八・八  
 千封度は次の三社が受注し  
 た。  
 一月五日付 二〇〇千封度  
 日本レイヨン  
 九二、二四〇ドル

一月十二日付 二四八・八  
 千封度 東洋レイヨン  
 一、一六、六八七、二〇ドル  
 一月十二日付 一〇〇千封  
 度 高島屋飯田 四五、  
 七五〇ドル

その外物資のうち目立つたものは、

セメント 二、〇四九、四七  
 四ドルであり、一部の国内  
 航空基地納入分を除き、門  
 司、大阪、徳山、鶴見等の  
 商業港FOBまたはFAS  
 渡である。単価はトシ当り  
 二一、六〇ドル乃至一九、  
 二〇、一〇ドル  
 木材 四七二、五七五ドル  
 (山陽木材、中部産業、倉瀬  
 木材、新栄工業等)  
 有刺鉄線 六一七、一六七  
 〇(八幡製鉄、浜津製鉄、  
 日産製鉄、東京製鉄メツキ、  
 東京製鉄、富士工業等)  
 木炭 五一七、八八〇ドル  
 (九、〇〇〇トン、米田物産、  
 門司港FAS渡)  
 乾電池 二五三、六四二ドル  
 (岡田、村上、東洋、神田  
 各乾電池)  
 炭素鋼 五三三、〇一三ドル  
 (日東、尼崎、昭和特殊、  
 山陽、東芝各製鋼)

省 産 業 省  
大 蔵 省  
号 番

案 (1)

輸出振興外貨買金制度の改正について

とぎに昭和26年12月1日付蔵理第5ク85号、26振券ク6650号をもちつて「輸出振興外貨買金制度について」を発表したが、今回発表文の一部を次のように改め、昭和28年1月1日から実施する。  
別表第2および別表第3を次の通り改める。

別表 第2  
第一類 農水産物類

分類番号	品 名
01	鳥獸類及びその調整品
02	野鳥類、鳥卵及びはちみつ
03	果介類及びその調整品
05	果実及び野菜類
074 ~ 01	茶
075	香料
021 ~ 0420	製粉
09	その他の食糧調整品（別に掲げるものを除く。）
11	飲料
12	たばこ及びその製品
212	

613	毛	及
262 ~ 0310	アングラ羊の毛	
262 ~ 05	馬毛及びその他の短毛	
291	動物性原料料 (食用に適しないもの) (別に掲げるものを除く。)	
292	植物性原料料 (食用に適しないもの) (別に掲げるものを除く。)	
411 ~ 01	骨油	
412 ~ 1915	菜種油	
412 ~ 1922	木ろろろびろろろ	
512 ~ 0922	じよろろ	
512 ~ 0923	りろろ	
512 ~ 0924	はろろ (はろろ玉を含む。)	
551 ~ 0114	はろろ油	

(1)

分類番号	品名
599 ~ 0250	故取線香
599 ~ 0290	其の他殺虫剤殺菌剤及び消毒剤 (別に掲げるものを除く。)
599 ~ 0950	漆 天
631	ベニヤ板 (ツブ子脚木、径木を含む。)
632	木製品 (別に掲げるものを除く。)
657 ~ 0310	鹽 萩 及び 花 葉
672 ~ 002	天然真珠及び養殖真珠
92	庄活力を有する動物 (食用のものを除く。)

織維関係

分類番号	品名
261 ~ 0101	生糸及びその他の絹糸
266 ~ 0113	ヌターアルファインバー（暗酸、ナイロンビニロン製及びこれに類するもの）
642	パルプ繊維及び紙の製品
0240	
0270	
0341	
0342	
0351	
0352	
0398	
651 ~ 0399	加工糸
0461	（毛糸、絹糸、麻糸、其の他）
0462	
0471	
0472	
0498	
0499	
0520	
07	
0910	

651 ~	06	人造纖維及びガラス纖維の糸
652 ~	02	綿織物（たゞし、絞染、ステンスルプリント、インディゴプリント、ハタックカロンプリント、フループリントに限る。）
653 ~	02	絹織物
653 ~	05	人造纖維織物及びガラス纖維織物
653 ~	06	金属糸入織物
653 ~	07	メリヤス地及びこれに類する織物（特製を除く）
654		ツール、レース（しゅろ布、リボン、トリミング及びこれに類するもの。）
655		特殊の織物製品及びその肉製品
656		織物製品又は織物を主とした製品（別に掲げるものを除く）
657		敷物類（別に掲げるものを除く。）
899		セロファン製品
84		衣類（身に着用するものを合む）

(3)

重工業関係

分類番号	品	名
691	共通	
699 ~	01	鉄鋼製の建設用完成部分品（組立てたものを合む。）
699 ~	05	鉄鋼製の鋸地、押銅、格子鋼及びエクスパンディング（高利鋸線）及びライナークロスを合む。）
699 ~	08	針及びピン（非金属製のもの）
699 ~	11	金型、金庫取付物及び金箱
699 ~	12	工器具類及び機械用並びに工器具類（農具用のものを合む。）
699 ~	21	輸送用及び保管用の金属製容器（びりき空かんを合む。）
699 ~	22	ストーブ、炉及び火格子
71		機械類（附属品部品を合む。）（電燈機番を除く。） （別に掲げるものを除く。）
72		電気機械類（附属品部品を合む。）
73		掘削用機器（ ）（船舶を合む。）

81	組立器具、衛生用具、水道用具、暖房用装置及び照明用具並びにこれらの附属品
86	医療用機器、理化学用機器、調整装置、眞用品、光学機器及び時計類（別に掲げるものを除く。）
891 ~ 01	蓄音機（レコード、プレーヤを含む。）

鉱山（石炭）関係

分類番号	品名
533 ~ 0113	青銅粉、アルミニウム粉、その他これらに類する金属粉
699 ~ 06	アルミニウム、銅その他の非金属単金属製の鋸地、相網、格子網、篩網及びエツクスハブゲットメタル
699 ~ 2927	錫箔
699 ~ 2928	アルミニウム箔
699 ~ 2929	真ちゅう箔及び青銅箔
721 ~ 13	絶縁電線

(4)

化学関係

分類番号	品名
413 ~ 0110	ボイル油
413 ~ 02	碘化油
511	異性炭素（苛性ソーダ、ソーダ灰を除く。）
512	有機炭素
53	染料、皮垢めし剤及び着色材料
54	医薬品
55	精油及び香料並びに化粧品、つや出料及び洗淨剤
56	化学肥料
59	爆発薬並びにその他の化学材料及び化学製品
521 ~ 0260	ナフワリン
521 ~ 0946	計

雑貨関係



分類番号	品	名
12	たばこ及びその製品	
291 ~ 0912	豚毛	
612	革製品	
629	ゴム製品 (別に掲げるものを除く) (ライヤ、チューブを含む。)	
632	木製品 (別に掲げるものを除く。)	
657 ~ 04	リノリウム	
661 ~ 03	セメント	
661 ~ 03	建築用及び石砕用石枝 (加工したもの)	
661 ~ 09	石綿製、セメント製及び焼成してはい非金屬製、磁物製の建築材料 (別に掲げるものを除く。)	
622	粘土製及び耐火性建築材料	
663	磁物製品 (粘土製及び別に掲げるものを除く。)	

(4)

分類番号	品	名
664	ガラス	
665	ガラス製品	
666	陶磁器	
699 ~ 11	金庫、金庫取付物及び金箱	
699 ~ 13	家庭用具 (非金屬製のものを磁器鉄器を含む)	
699 ~ 14		
699 ~ 15		
699 ~ 16		
699 ~ 17		
699 ~ 18	食卓用又は調理用のナイフ、フォーク、及びスプーン (非金屬製のものを) (ぬつきしたものを含む。)	
699 ~ 18	及物 (別に掲げるものを除く。)	
699 ~ 18	金物類 (錠、鍵及び金物類)	
699 ~ 22	ストーブ、炉及び火格子 (金屬製のものを) (電熱用のものを除く。)	
699 ~ 29	金屬製品 (別に掲げるものを除く。)	

82	家具及び備付品
83	旅行用具、手さげかばん及びこれらに類するもの
85	ばき物類
891 ~	蓄音機レコード
891 ~	ピアノ) 及びピアノ) 演奏装置
891 ~	楽器 (別に掲げるものを除く。)
892	印刷物
899 ~	ろこせくその他の可燃性薬品
899 ~	タバコ
899 ~	かさ: つえ及びこれらに類するもの
899 ~	加工した装飾用羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品、及び装飾した扇子
899 ~	ボタン) 及び飾ボタン) (貴金属製及び貴石製のものを除く)
899 ~	装飾用彫刻品
899 ~	食卓用品その他の家庭用品 (ホテル、レストラン用のものを含む) 及び美術品 (プラスチック製のものを除く)

(8)

分類番号	品名
899 ~	08 冷蔵庫 (電気式及びガス式)
899 ~	11 プラスチック製 (別に掲げるものを除く。)
899 ~	12 化粧品及び化粧品類 (別に掲げるものを除く。)
899 ~	13 ほろぎ及びガラス
899 ~	14 運動用具
899 ~	15 玩具及び遊戯用具 (乳母車、トランプを含む。)
899 ~	16 万年筆、繰出鉛筆及びペン軸類
899 ~	17 事務用品 (紙製のもの及び別に掲げるものを除く。)
899 ~	18 喫煙用パイプ類
899 ~	21 美術品及び蒐集品
899 ~	9911 喫煙用具の耐風品 (ガラス製及び陶磁器製のものを並びに別に掲げるものを除く。)
899 ~	9912 扇子、うちわ、及びこれらの部分品 (装飾をしたものを除く。)
899 ~	9913 線香及びたき香

899 ~ 9914	まきびん
899 ~ 9916	水筒
899 ~ 9919	家庭用品 (別に掲げるものを除く。)
899 ~ 9921	時計用、眼鏡用及びかき用のくさり並びにこれらに類する時計用バンド
899 ~ 9922	時計用バンド
899 ~ 9924	バンドル
899 ~ 9925	バンドル
899 ~ 9926	バツナ及びびき草類
899 ~ 9931	くし
899 ~ 9933	髪留
899 ~ 9934	髪留
899 ~ 9935	髪留
899 ~ 9936	髪留
899 ~ 9941	つりざを (竹製のものを。)
899 ~ 9949	蓼わら、わら、バナヤ、ストロト、ヤシの葉、いぐさ、茅竹、藤、藤つるその他これらに類するもの
899 ~ 9951	博物標本
899 ~ 9952	ひた形
899 ~ 9954	クリスマス、デコレーション類
899 ~ 9961	豚毛製品 (別に掲げるものを除く)

(7)

第一類

農水産関係

分類番号	品名
049	穀物の調製品
061 ~ 063	砂糖の調製品 (糖水及び糖蜜を含む。)
064 ~ 069	砂糖の調製品 (糖水及び糖蜜を含む。)
082	製氷機 (針葉樹以外のもの。)
243 ~ 03	製氷機 (針葉樹以外のもの。)

繊維関係

分類番号	品名
261 ~ 0230	直絹及びペニー
261 ~ 290	織ることのできる絹、絹、リボン及びシルクノール (別に掲げるものを除く。)
266	人造繊維 (第一類に掲げるものを除く。)
267	織物類のくす

641	紙及び板紙
651 ~ 02	毛糸（別に掲げるものを除く。）
652	絹織物（第一類に掲げるものを除く。）
652 ~ 01 <sup>20</sup> 01 <sup>30</sup>	絹スフ糸紡織品
653 ~ 03	亜麻織物、大麻織物及びラミーの織物
653 ~ 04	黄麻（ジュート）織物
653 ~ 0710	メリヤス生地及びこれに類する編物（精製のもの。）

重工業関係

分類番号	品名
681 ~ 04	チヨロト種強用棒鋼（管状を含む。） 形鋼、棒鋼及びコン
681 ~ 05 <sup>07</sup>	鉄鋼の板（金屋メッキを含む。）
681 ~ 08	ロール
681 ~ 11	鉄道建設材料

(8)

分類番号	品名
681 ~ 12	線材及び線
681 ~ 13 <sup>14</sup>	鋼管及びその附属品
689 ~ 15	鋳造物及び鍛造物
699 ~ 03	鉄鋼製の細索及び漆線並びにこれらに類似のもの（非磁性のもの。）
699 ~ 07	非金属性のくぎ、ボルト、ナット、ワッシャー、リベット、ねじ及びこれらに類するもの。

化学関係

分類番号	品名
52	石油性タール並びに石炭石油及び天然ガスから作つた粗製炭素品（別に掲げるものを除く。）

鉱山（石炭関係）

分類番号	品名
682 ~ 02	銅及びその合金（加工したもの） （棒、板、線、管、鋳物及び鍛造のもの）
684 ~ 02	アルミニウム及びその合金（加工したもの） （棒、板、線、管、鋳物及び鍛造のもの）
685 ~ 02	鉛及びその合金（加工したものであるもの）
686 ~ 02	亜鉛及びその合金（加工したものであるもの）

雑貨関係

分類番号	品名
611	革類
633	コルク製品
67	銀、白金及宝戸類（別に掲げるものを除く）
899 ~ 9962	獣毛

(9)

分類番号	品目
899	9963 獣肉（別に掲げるものを除く）
899	9964 獣牙
899	9965 獣骨
899	9999 製皮

第三類

農水産関係

分類番号	品名
00	生活刀並 需する物品（主として食用のもの）

046	小 麥 粉
061 ~ 02	砂糖 (精製したものの)
073	チヨコレート及びその調製品
021 ~ 09	採油用の種ナット、及び殻 (別に掲げるものを除く。)
243 ~ 02	針葉樹製材

織維関係

分類番号	品 名
251 ~ 01	くず絨及び古絨
262	羊毛及びその他の獣毛 (別に掲げるものを除く。)
262 ~ 06	カールシヨザイ
262 ~ 08	くず羊毛及びその他の獣毛くず
263 ~ 03	精紡くず及びくず絨 (加工してない白の)
263 ~ 04	絨 (カード又はコムしたものの)

(10)

分類番号	品 名
264	黄 麻
265	糧物繊維 (綿及び黄麻を除く。)
651 ~ 03	綿糸 (第一類に掲げるものを除く。)
0331	
0332	
0333	
0334	
651 ~ 0451	綿スラ混紡綿糸
0452	
0453	
0454	
651 ~ 05	亜麻、大麻及びラミーの糸

重工業関係

分類番号	品 名
681 ~ 01	銑鉄及び海綿鉄

681 ~ 02	合金鉄
681 ~ 03	塊炭、シート、バー、クランバー及びこれらに類する第一次鉄鋼製品

鋳山（石炭肉保）

分類番号	品名
272 ~ 06	珪黄
283 ~ 0510	亜鉛(精)錠 (選鉱したものを含み、鋳ざいを除く。)
311	石炭、コークス及びがん炭
313	石油製品
6b1 ~ 01	石灰 (石灰石を含む。)
671 ~ 01	鋼 (加工してないもの及び一部加工したものの)
682 ~ 01	銅及びその合金 (加工してないもの)
683 ~ 0102	ニッケル及びその合金 (加工してないもの)

(11)

分類番号	品名
684 ~ 01	アルミニウム及びその合金 (加工してないもの)
685 ~ 01	鉛及びその合金 (加工してないもの)
686 ~ 01	亜鉛及びその合金 (加工してないもの)
687 ~ 0130	錫ろう (半田)
687 ~ 0200	錫及びその合金 (減毒合金のみ)
689 ~ 0120 0220	マンガン (加工したものを含む)
689 ~ 0150 0240	亜鉛 (加工したものを含む)
689 ~ 0190 0290	非鉄合金 (冶金用のもの) 及びその合金 (カドニウム、セレン、チタニウム等)

化学関係 加三類

分類番号	品名
加工油脂並びに動物性及び植物性の蠟 (食用脂を除く)	

(他に掲げるものを除く。)	
511 ~ 03	昔性ソーダ
511 ~ 04	炭酸ソーダ(ソーダ灰)

別表 3

製水産関係

分類番号	品名
041	穀類
042	
043	
044	
045	
047	穀粉(別に掲げるものを除く。)
061 ~ 01	之ん菜類及び大豆
061 ~ 02	
071	コーヒ-
072	ココア
074 ~ 02	チョコレート

飼料(穀類を除く。)



221 ~ 01	花生
221 ~ 02	コブアラ
221 ~ 03	油やしりの核
221 ~ 04	大豆
221 ~ 05	布まの穂
221 ~ 06	綿の奥
221 ~ 07	ひまの穂
23	生ゴム (合成ゴム及び再生ゴムを含む。)
241	新炭及び木炭
242	丸木材又はまき角
243	鉄道用枕木
244	コルク (加工してないもの及びくづ)
411 ~ 02	動物性油脂及びグリース (別に掲げるものを除く。)
412	植物性油 (菜種油、木ろろを除く。)

(13)

織維関係

分類番号	品名
251 ~ 02	パルプ(くず紙及び古紙を除く。)
03	
04	
05	
261 ~ 01	絹(くず絹を含む。)(別に掲げるものを除く。)
02	
262 ~ 07	羊毛又は織獣毛(カード又はコームしたものでトップを含む。)
07	
263 ~ 01	綿花
01	
263 ~ 02	コットンリナー
02	

重工業関係

分類番号	品名
281	鉄鋳

282

鉄鋼くず

鉱山関係

分類番号	品名
272	鉱物（粗のもの）（石炭石油肥料原料及び貴石を除く。）
283	非鉄金属（精製したものを含む。）（亜鉛精製を除く。）
289	その他の非鉄金属（冶金用のもの） （別に掲げざるものを除く。）

化学関係 別表三

分類番号	品名
271	肥料（精製してゐないもの）
272 ～ 05	塩

(14)

雑貨関係

分類番号	品名
211	原皮類（仕上げしてないもの）（毛皮類を除く。）

備考 分類番号は輸出入統計品目表（昭和26年11月大蔵省告示第1749号）による。

第一類 畜産関係

分類番号	品名	現行率%	本年度輸出 輸込計
← 01	鳥獣肉類その他調製品	10	70
← 02	酪農製品、鳥卵及びその加工品	10	250
← 03	畜産関係の調製品	15	2950
← 05	乳及乳製品	15	4570
← 074~01	茶	15	1300
← 075	香料	15	205
← 081~1220	炭	10	
← 09	その他飼料	10	4200
← 11	飼料	10	700

その他飼料  
之中の飼料調製品(5月5日付)  
75%

← 12	ルベニ及ルモノ製品		
← 213	毛皮	15	1200
262 ~ 0310	アソウの毛 (セカセカ合)	15	150
262 ~ 05	鬘毛 <del>及ルモノ</del> 他ノ粗毛	15	120
← 291	動物性肥料 (食用ニ適シハク) (別ニ掲付スルヲ除ク)	15	510
← 292	植物性肥料 (食用ニ適シハク) (別ニ掲付スルヲ除ク)	15	906
411 ~ 01	臭油 <del>及</del> バシ油	15	12000
412 ~ 1915	菜種油	0	
412 ~ 1922	木のり及バシ油 <sup>313</sup>	15	100
512 ~ 0922	樟腦 (チ) <del>チ</del> 月腦	15	100
512 ~ 0923	麝香 <del>チ</del> 月腦		
512 ~ 0924	薄荷腦 (薄荷を合)	15	200
551 ~ 0114	薄荷油	15	200

食用ニ適シハク  
(別ニ掲付スルヲ除ク)  
臭油 ~~及~~ バシ油  
菜種油  
木のり及バシ油  
樟腦 (チ) ~~チ~~ 月腦  
麝香 ~~チ~~ 月腦  
薄荷腦 (薄荷を合)  
薄荷油

分類番号

分類番号	品名	現行率%	本年度に比し前年度比
599 ~ 0250	蚊取線香	15	100
599 ~ 0290	臭消殺菌剤、殺菌剤、臭消殺菌剤 (別ニ掲付スルヲ除ク)	15	100
599 ~ 0950	臭消殺菌剤	15	500
637	ベニヤ板 (セ、チ、木、板、下、合、合)	15	1500
632	不潔品 (別ニ掲付スルヲ除ク)	15	50
657 ~ 0310	疊、糸カ、心花、莖	15	450
672 ~ 0310	天然臭珠、カ、心、養殖臭珠	15	4000
92	生活力を有する畜動物 (食用のものを除く)	10	390
	計		39,411

鐵 錐 閉 係

261 - 0330	真綿及バペニ	} 1,500,000
261 - 090	練子カミタビノ織リカニ及ビシルカニ (別掲ヲ除ク)	

織維関係  
糸類

A 類 番号	品 名	現行年 %	前年度増減額出計面
261 - 03	生糸及びその地の絹糸	10	34,000,000 生糸 710,000 絹糸
651 - 01	スエローシルクファイバー (暗紡、タイロソ、 スエローン製及びこれに類するもの)	15	175,000
266 - 0112	紙及び板紙の製品	15	700,000
642			
0240			
0270			
0341			
0342			
0351			
651 - 0352	加工糸 絹糸 麻糸 其の他)	15	140,000
0378			
0399			
0461			
0462			
0496			
0499			
0520			
07			
0910			
652 - 02	人造纖維糸及びガラス繊維の糸	10	730,000
651 - 06	絹織物 (但し、特殊なスランシルクワット、 ナイコワット、バカワット、サロワット、ワット ワット、ワット)		
653 - 02	毛織物		
653 - 03	絹織物	10	13,500,000
653 - 05	人造纖維織物及びガラス繊維織物	15	6,820,000
653 - 06	金属糸入織物		100,000
653 - 07	メリヤス地及びこれに類する織物 (糸製を除く)	15	70,000
654	ノール、レース (じゆう布、リボン、トリミング 及びこれに類するもの)	15	80,000
655	特殊織物及びこれの関連品	15	1,280,000
656	織物製品又は織物を主とした製品 (別掲掲げる ものを除く)	15	4,550,000
657	敷物類 (別掲掲げるものを除く)	15	5,500,000
899	セロファン製品	15	216,000
84	衣類 (身に着用するものを除く)	15	2,480,000
計			13,000,000
261 - 0230	真綿及びベニ		71,037,000
261 - 090	練糸、スエローシルク、ワット、ワット、ワット (別掲掲げるものを除く)		1,500,000

1,500,000



鉱山、石炭関係 別表之

分類番号	品名	現行率 %	英米露中地域輸出額
533 — 0113	青銅粉、アルミニウム粉、その他(ホウ素)を含む金属粉	15	500
カニ類	銅及びその合金(加工したものの) (棒、板、管、鋳物及び鍛造のもの)	5	11,000,000
	アルミニウム及びその合金(加工したものの) (棒、板、管、鋳物及び鍛造のもの)	5	200,000
	鉛及びその合金(加工したものの)	5	100,000
	亜鉛及びその合金(加工したものの)	5	100,000
	錫	15	100,000
	錫箔	15	500
	アルミニウム	15	700,000
	炭素鋼	15	700,000
	鋼網、格子鋼 及び工用鋼	15	700,000
	計		

鋼網、格子鋼  
及び工用鋼

カニ類  
カニ類



化学雑貨関係

第一類

分類番号	品名	現行率	未算 原形 対換 地域 Unit 1000 ¥
413—0110 02	木心油 石炭化油	10	0
511	無機薬品(苛性ソーダを除く)	10	100
512	有機薬品	15	830
53	染料、及び染料及着色材料	15	90
54	医薬品	15	850
55	医薬品及洗剤	15	7,555
56	化学肥料	0	450
59	化学肥料 爆薬並に 化学雑貨	0	1,200
521—0260 0446	ナトリウム	10	50

合計

11,105



雜貨関係 附表二

第 2 類 →

分類番号	品名	現行単価	未改訂単価
<del>12</del>	<del>たばこの製造</del>	15	100
<del>291</del>	<del>靴</del>	15	
629	ゴム製品 (別掲のものを除く) (注) 靴	15	2,337
632	木製品 (別掲のものを除く)	15	4,250
657-04	リリヤム線	15	
661-02	セメント	10	270
661-03	建築用石灰 (加工したもの) (注) 煉瓦	15	
661-09	建築物の建築用材料 (別掲のものを除く)		
662	粘土製瓦 (耐火建築材料)		
663	鉄物製品 (粘土製瓦 (別掲のものを除く) (所産材料製のもの製瓦を除く)		570
664	ガラス (粗ガラスを含む)	15	2,334
665	ガラス製品	15	
666	陶磁器	15	19,030
<del>699-01</del>	<del>ガラス</del>	15	
699-11	金属製材料物 (注) 金箔	15	400
<del>699-12</del>	<del>工具類</del>	15	
699-13	家庭用具 (単金属製の靴擦履を除く)		
699-14		15	250
699-15		15	
699-19	及物 (別掲のものを除く)	15	1970
699-18	金物類 (錠、錠子金物類)	15	3,030
699-22	ストーブ、灯、火格子 (金属製のストーブを除く)	15	
699-29	紐立家庭用、衛生用具、水道用具、磁器用 装置及び照明並びにその附属品	15	

石 帛

第一類 93

分類番号	品名	現行率 %	東洋平地球 衛生新造
899—9912	扇子の50%がこしの部分(製法改良のため)	15	
899—9913	線香 50%以上	15	不明
899—9914	王法紙	15	
899—9915	王法紙	15	
899—9916	水筒	15	
899—9917	水筒	15	
899—9919	家庭用品(別掲品を除く)	15	
899—9921	時計用眼鏡用メガネ用(シリ)並紙	15	
899—9922	こまじり機 自身用(シリ)	15	
899—9923	時計用バンド	15	
899—9924	時計用バンド	15	
899—9925	バンド	15	
899—9926	バンド	15	
899—9927	留	15	
899—9928	留	15	
899—9929	留	15	
899—9930	留	15	
899—9931	留	15	
899—9932	留	15	
899—9933	留	15	
899—9934	留	15	
899—9935	留	15	
899—9936	留	15	
899—9937	留	15	
899—9938	留	15	
899—9939	留	15	
899—9940	留	15	
899—9941	留	15	
899—9942	留	15	
899—9943	留	15	
899—9944	留	15	
899—9945	留	15	
899—9946	留	15	
899—9947	留	15	
899—9948	留	15	
899—9949	留	15	
899—9950	留	15	
899—9951	留	15	
899—9952	留	15	
899—9953	留	15	
899—9954	留	15	
899—9955	留	15	
899—9956	留	15	
899—9957	留	15	
899—9958	留	15	
899—9959	留	15	
899—9960	留	15	
899—9961	留	15	
899—9962	留	15	
899—9963	留	15	
899—9964	留	15	
899—9965	留	15	
899—9966	留	15	
899—9967	留	15	
899—9968	留	15	
899—9969	留	15	
899—9970	留	15	
899—9971	留	15	
899—9972	留	15	
899—9973	留	15	
899—9974	留	15	
899—9975	留	15	
899—9976	留	15	
899—9977	留	15	
899—9978	留	15	
899—9979	留	15	
899—9980	留	15	
899—9981	留	15	
899—9982	留	15	
899—9983	留	15	
899—9984	留	15	
899—9985	留	15	
899—9986	留	15	
899—9987	留	15	
899—9988	留	15	
899—9989	留	15	
899—9990	留	15	
899—9991	留	15	
899—9992	留	15	
899—9993	留	15	
899—9994	留	15	
899—9995	留	15	
899—9996	留	15	
899—9997	留	15	
899—9998	留	15	
899—9999	留	15	

59,025

以下  
三類



糖 二 類  
糖 水 産 団 体

分類番号	品 名	現行率%	平成年中地域輸出計画
カ三類 00	生活力正有工産物(全工産物)	0	
048	穀物の調製品	5	5000
061 062	砂糖の調製品 (糖水及び糖蜜) 等品。	0	
<del>カ三類 0009</del>	<del>採油用の種、ヤシ、豆、枝 (別名「ササ」等品)</del>	0	
243~03	粟 枝 (針垂標以外のもの)	10	3000
計			8000

重工業関係

第二種

分類番号	品名	現行率	年次平均相場 輸出入別
681—04	サビナト、カー、ソコ、鋼、構、鋼、板	10	2000
681—07 <sup>05</sup>	サビナト、カー、ソコ、鋼、構、鋼、板 (管状を含む。)	10	2000
681—08	鉄鋼板 (金属メッキを含む。)	5	2000
681—11	鉄道建設材料	10	不明
681—12	線材及び線	10	200
681—13	鋼管及びその附属品	10	2000
681—14	鋼管及びその附属品	5	200
689—03	鋼管製の鋼索及び鉄線 (非鉄線性を含む。)	10	0
689—09	鋼管製の鋼索、ボルト、ナット、ワッシャー、 小、口、金、具、等、の、鋼、材、等	10	2000

計

39,600

總計由序

分類番号	品名	現行率 %	来年度新増輸出計画
266	人造纖維(チー類に揚げるものを除く)	10	500,000
267	織物類のイ子		
641	紙及び板紙	10	784,000
651 - 02	毛糸(別に掲げるものを除く)	5	100,000
<del>チー類</del>			
	綿7:2混紡物		240,000
	綿織物(チー類に揚げるものを除く)		
652	綿7:2混紡織物	5	52,000
652 - 0120	綿7:2混紡織物		
653 - 03	亜麻織物 大麻織物及びビラミの織物	10	
653 - 04	黄(シユート)麻織物		283,000
653 - 0710	メリヤス生地及びビラミに類する麻織物(常装のもの)		10,000
計			3,467,000



化学関係

分類番号	品名	現行率	未算出 輸入品
52	鉱物性シリカ、石灰、石油及び天然ガス、作石製造薬品(別記505係)	10	1,100
計			1,100

才二類

推定由係

分類番号	品名	現行率	未算出 輸入品
291-0912	豚毛 革製品	15	80
833	ワウ製品	15	不明
863-03	石綿製品(建築材料工除)	15	100
87	銀、白金及び宝石類(別記505係)	15	
計			180

糖菓油脂類

分類番号	品名	現行税率	標準税率
00	生活必需品動物(主として食用のため)	0	1,500
043 ~ 0130		0	
046	小麦粉	0	12,000
047	穀類 (別に掲げられたものを除く)	0	1
061 ~ 02	砂糖 (精製したものの)	0	
073	チョコレート及びその製造品(糖菓類を除く)	0	
221 ~ 09	植物油類(主として食用のため)	0	100
243 ~ 01	道路用油類	0	3,500
243 ~ 02	針葉樹製材	0	

糖菓油脂類

糖菓油脂類

計

17,101

品目	三類	品名	数量	備考
251	— 01	羊毛及びその他の獣毛 (別に揚子毛を除く)	71,000	
262	— 06	カーメリヨテイ	5	
262	— 05	羊毛及びその他の獣毛	5	
263	— 03	綿糸 (加工していないもの)		
263	— 04	綿 (カード又はコームしたものを)	50,000	
264		普通		
265		植物繊維 (綿及び黄麻を除く)		
651	— 03	綿糸 (第一類に揚子毛を除く)	5	二類の綿糸に混紡 織糸の中に含まれた。
651	— 05	理麻 大麻及びラミ—コ糸	30,000	
651	— 05	綿糸ヲ混紡セザル	161,000	

0331  
0332  
0333  
0334  
0335  
0336  
0337

651  
651

00053	0	トリスチンカーボナー	687-1189
005	0	合金鉄	687-1188
0	0	脱炭素海綿鉄	687-1187

色子由作

平三類

分類番号 品名

00053

現行年  
未年度地域  
輸送計画

流山町

272-16	0	硫黄	0
311	0	石炭、コークス及シムン炭	87,500
313	0	石油製品	140,000
671-01	0	銀(加工して加工し及一部加工して)	2,800,000
682-01	0	銅及合金(加工して)	0
683-02	0	ニッケル及合金(加工してあるもの) (棒、板、管、特殊物、鍛造)	0
684-01	5	アルミニウム及合金(加工して)	2,550,000
685	0	鉛及合金(加工して)	500,000
686-01	0	亜鉛及合金(加工して)	800,000
687-0130	0	錫ろう(半田)	0
687-0200	0	錫及合金(減量合金のみ)	0
計			6,877,500

平三類

新官印係

分類番号	品名	現行率 %	東年度再地域
611	華類	10	

第三類

分類番号	品名	現行率 %	東年度再地域
413	油類 (加工油類並に加工物性及び植物性油類 (食用脂を除く) (他類に属するものも。)	10	
511-03	苛性ソーダ	5	
511-04	炭酸ソーダ (ソーダ)	5	

第三類

第三類

分類番号	品名	現行率 %	東年度再地域輸出額
283-0510	亜鉛(精)錠 (精製錠を混合させないで除く。)	0	10,000
661-01	石灰(石灰石を合さず)	5	0
683-01	ニッケル及びボタの合金(加工してないもの)	0	0
689-0120 0220	マンガンモニー (加工したものを合さず。)	0	100,000
689-0150 0240	鋳鉛(加工したものを合さず。)	5	
689-0170 0270	非鉄金属(冶金用のもので、及びその合金 (アルミニウム、セシウム、テール、チタニウム等))	5	110,000
計			

A large, empty table with multiple rows and columns, likely for recording shipping data. The table is faintly visible through the paper.

別表 子 艦水陸関係

分類番号	品名	現行率%	前年度輸出入計
041	小		
042	米		
043	本 (海軍用)		

別表 3  
農水産関係

分類番号	品名	現行率%	前年度対比増減率
041	米		
042	米		
043	米 (持荷除く)		
044	米		
047	米		
061~071	穀類 (別記欄を参照) 小麦 (持荷除く) 大麦 (持荷除く) 粟 (持荷除く) 雑穀 (持荷除く) コーヒ		
072	ココア		
074~08	鋼材 (炭素鋼除く)		
221~01	石油		
221~02	石油		
221~03	石油		
221~04	石油		
221~05	石油		
221~06	石油		
221~07	石油		
23	生ゴム (合成ゴムを含む)		
241	薪炭		
242	薪炭		
243	薪炭		
244	薪炭		
411~02	動物性油脂 (別記欄を参照)		
412	植物性油 (菜種油 不ろう除く)		

絨毯関係

分類番号	品名	現行率 %	本年度地域輸出計画
261 - 01 02	<p> <del>羊毛</del> (羊毛) (羊毛) (羊毛)            (羊毛) (羊毛) (羊毛) (羊毛)            (羊毛) (羊毛) (羊毛) (羊毛)         </p>		
262 - 07	羊毛又は織獣毛 (カード又はコムシタソーティングを含む。)		
263 - 01	綿花		
263 - 02	コットンリントナー		



~~別表 3~~

251 -- 02	} ハルマゴ (イサガ&心古柳(伊金))		
03			
04			
05			

~~別表 3~~

分類番号	品名	現行単	表年 昭和十一年
251	鉄 鋸	0	0
252	鉄 網 (イサ)	0	0

重工業関係

Table with multiple columns and rows, mostly blank or faintly visible. The columns appear to be for item details, but the content is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

釜山団体

272	生物(粗加工) (石灰石油肥料原料及び貴重 石を除く)	0	+
273	非鉄金属屑(精製したものを除く) 精製したものを除く	0	+
279	その他非鉄金属屑(冶金用ものを除く) (冶金用ものを除く)	0	+

化学団体

分類番号	品名	現行率 %	輸出不地域
271	肥料(精製したものを除く)		
272—05	塩		

雑貨団体

分類番号	品名	現行率 %	輸出不地域
211	原皮類(仕上げしたもの) (毛皮類を除く)		

秘

輸出振興外貨資金制度の一部改正について

通商局

第一、改正の方針

現行の輸出振興外貨資金制度については、一方に於て輸出振興の見地から

1. 算定率を引上げること
  2. 非地域向以外の輸出にも適用すること
  3. 振興外貨の流通を認め、その効用を高めること
- 等、これを拡張強化すべきの要請があるが、他方に於てはIMF, GATT等の関係から、これが大巾な改正を避くべき情勢が強いので、今回の改正は、これらの関係を慎重に考慮した結果、現行外貨予算にも影響はなく海外に与える影響も殆どない範囲内において所要の改正を加えることとした。

第二、改正の要点

現行の輸出振興外貨資金制度には、

1. 品目公へ類が明確でなく、何れの類に該当するか不明のもの、又は何れの類にも該当しないものがあり事務処理に支障があること、

2. 各商品の外貨算定率（第1類15%、第2類10%、第3類5%、別表第3.0%）が現状に即しないものがあること。

等の不備な点があるので、今面下記の如く改正するものとする。

1. 品目分類は大類、中の輸出入統計品目表（税関統計品目表1）によることとし、前記1.の困難を除去する。

2. 各商品の外貨算定率は、その商品の

1. 外貨獲得率

ロ、加工度

ハ、輸出振興の緊要度と可能性、輸入国その他海外の及響等の政策的考慮の三点を考慮して紐替える。

第三

本措置の結果、各商品の保有率は別紙の通りとなり、生糸、絹織物、プラスチック類、薄鋼、銅板、非鉄金属類、無機薬品、化学肥料、セメント、板硝子、等11率が上り、豚毛、茸類、草製品、その他若干のものが下ることとなるが、輸出振興外貨資金の外貨予算は下記(1)の通りであり、改正による輸出振興外貨資金の記録

(2)

見込は下記(2)の通りであるので、外貨予算上の問題は無いものと考えられる。

(1) 輸出振興外貨資金関係 外貨予算 (27年10月—28年3月)

(単位千円)

	総額	米	石	%
輸出振興物資	18,600,000	15,000,000	3,000,000	600,000
貿易外	7,190,000	4,500,000	1,820,000	870,000
計	25,790,000	19,500,000	4,820,000	1,470,000

(2) 改正による輸出振興外貨記録見込 (昭和28年1月—12月)

(単位千円)

類別	第一類	第二類	第三類	計
農水産	39,411	8,000	15,500	62,911
織	91,087	3,229	401	94,717
昭和二十八				

見込は下記(2)の通りであるので、外貨予算上の問題は無いものと考えられる。

(2)

(1) 輸出振興外貨資金関係 外貨予算 (27年10月—28年3月)

(単位: 千円)

	総額	米	米	%
輸出振興物資	18,600,000	15,000,000	3,000,000	600,000
貿易外	7,190,000	4,500,000	1,820,000	870,000
計	25,790,000	19,500,000	4,820,000	1,470,000

(2) 改正による輸出振興外貨記録見込 (昭和28年1月—12月)

(単位: 千円)

類別	第一類	第二類	第三類	計
農産	39,411	8,000	15,500	62,911
繊維	91,087	3,229	401	94,717
重工業	50,620	3,600	4,000	94,220
鉱山(石炭)	701.3	1,640	6,975	9,228.8
化学	11,105	1,100	0	12,205
雑貨	59,025	180	0	59,205
計	251,949.2	53,749	26,885	332,584.5
振興外貨率	15%	10%	5%	
振興外貨額 記録見込額	37,792,325	5,374,200	1,344,425	44,511,220

昭和二十八年度各地域別輸出入見込額

品名	数量	単価	金額	備考
磁山(伍枚)	701.3	1.640	6,987.5	9,328.8
化学	11,105	1.100	0	12,205
雑貨	59,025	1.80	0	59,205

平度形地域向輸出見込額

農 水 産 関 係

第 一 類 (15%)

分類番号	品名	現行率%	米年度輸出地域
01	特産品類及びその調製品	10	70
02	醸造製品, 烏卵及び(15%)	10	250
03	魚介類及びその調製品	15	2950
05	果実及び野菜類	15	4560
074~01	茶	15	1360
075	香辛料	15	205
081~0420	魚粉	10	
09	その他の食糧調整品(別に掲げらるるものを除く)	15	6200
11	飲料	10	700
12	たばこ及びその製品		
213	毛皮	15	1200

262 ~ 310	カンコウ虎の毛 (他の虎毛を含む)	15	150
262 ~ 05	野毛及びその他の粗毛	15	120
291	動物性原材料 (食用に適するものを除く) (別に掲げるものを除く)	15 10	510
292	植物性原材料 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 20px;">           食用に適するもの            別に掲げるものを除く            陳皮、菊、八角、桂皮、            檀香、蘇合、安息香、            樟脳、松脂、乳香、没薬、            蘇合、安息香、乳香、            樟脳、松脂、乳香、         </div>	15	906
411 ~ 01	魚油 及び 鯊肝油	15	12,000
412 ~ 1915	菜種油	0	
412 ~ 1922	木カウ及び漆喰	15	110
512 ~ 0922	樟脳	15	100
512 ~ 0923	樟脳		
512 ~ 0924	淨符融 (摩特玉を含む)	15	800
551 ~ 0114	淨符油	15	200
599 ~ 0256	軟取除毒	15	100

分類番号	品名	現行率%	東年度地域 輸出計画
599 ~ 0290	其他殺虫剤、殺菌剤及び消毒剤、 (別に掲げるものを除く)		100
599 ~ 0950	寒天	15	500
631	ベニヤ板 (ツツ子軸木、経木を含む)	15	1500
632	木製品 (別に掲げるものを除く)	15	50
657 ~ 0310	畳表 及び ビ花莖	15	450
672 ~ 034	天然真珠及び養殖真珠	15	4000
92	生活カを有する動物 (食用のものを除く)	10	390
計			39411

第二類 (10%)

分類番号	品名	現行率%	東年度地域 輸出計画
------	----	------	---------------

048	穀物の調製品	5	5,000
061 ~ 062 ~	砂糖の調製品	0	
243 ~	03 製材 (針葉樹以外のもの)	10	3,000

計

8,000

第三類 (5%)

分類番号	品名	現行率%	表年度地域輸出計
00	生活力を有する動物 (主として食用のもの)	10	
046	小麦粉	0	12,000
073	チヨエリート及びその調製品	0	
221 ~ 09	採油用の種ナット及び核 (別に掲げるものを除く)	0	
243 ~	02 針葉樹製材	0	3,500

計

15,500

別表 3 (0%)

(5)

分類番号	品名	現行率%	表年度地域輸出計
041	小麦		
042	米		
043	大豆		
044	その他の穀類 (別に掲げるものを除く)		
045	澱粉		
047	砂糖 (精製しないもの)		
061 ~	01 砂糖		
071	コーヒ-		
072	ココア		
074 ~	02 マーチ		
08	飼料 (魚粉を除く)		
221 ~	01 落花生		



221 ~ 02	コ 7 7		
221 ~ 03	油 又 しの 核		
221 ~ 04	大 豆		
221 ~ 05	あまの 穂		
221 ~ 06	綿 の 実		
221 ~ 07	ひ ね の 種		
23	生 ゴ ム (合 成 ゴ ム 及 ビ 再 生 ゴ ム を 含 む)		
241	薪 炭 及 ビ 木 炭		
242	丸 木 材		
243 ~ 01	鉄 道 用 枕 木		
244	工 具 用 材 (加 工 して な い も の)		
441 ~ 02	動 物 性 油 脂 及 ビ グ リ ー ス (別 に 掲 げ ら れ た も の を 除 く)		
442	植 物 性 油 (茶 種 油、木 ろ う を 除 く)		

織 維 関 係  
第 一 類 (15系)

分類番号	品 名	現行率%	来 年 度 事 業 地 域 輸 出 計 画
261 ~ 03 251 ~ 01	生 糸 及 ビ そ の 他 の 絹 糸	10	34,110 生 糸 710 絹
266 ~ 0112 0113	ス ー ツ 用 ナ イ ロ ン、ビ ニ ロ ン 製 及 ビ こ れ に 類 す る も の	15	175
642	紙 及 ビ 板 紙 の 架 設	15	900
0240 0270 2350 0360 0390 651 ~ 0440 6490 0470 0520 07 0910 651 ~ 06	加 工 糸 (毛 糸、絹 糸、麻 糸、其 の 他)	15	140
	人 造 機 織 及 ビ ガ ー ラ ス 機 織 の 糸	10	930

652~02	綿織物（但し、絨糸、スチンシル、フリース、イン テイク、コラーゲン、バスター、クサロシ、フリース、 タオル、フリース）	15	
653~02	毛織物	10	
653~03	絹織物	10	12,500
653~05	人造絹織物及びガラス織物	15	6,820
653~06	金属糸入織物		100
653~07	メリヤス地及びこれに類する綿物（縮製を除く）	15	70
654	ノールレース（シロ）布、リボン、トリミング及びこ れに類するもの）	15	80
655	特殊織物及びその関連品	15	12,800
656	織物製品又は織物を主とした製品（別記 に掲げるものを除く）	15	4,550
657	蒸物類（別に掲げるものを除く）	15	5,500
699	セロファン製品	15	216
84	衣類（身立指用品を含む）	15	7,480 13,050 91,087
計			

第二類（10%）

分類番号	品名	現行税率	本年度地域 輸入計
26 ~0230	真綿及びビーニー	0	
261 ~290	線さこので、さない、露、フリン、及びシルク、イム（別に掲げるものを除く）	0	1,500
266、	人造絹織（第一類に掲げるものを除く）	10	
267	織物類の、ナ	5	500
641	絹及び板紙	10	784
651~02	毛糸（別に掲げるものを除く）	5	100
652	絹織物（第一類及び別に掲げるものを除く）	5	52
652 ~0120	綿スワッグ混紡織物		
652 ~0130	亜麻織物、大麻織物及びラミーの織物	10	
653~03	黄（ビニール）麻織物		283
653~04	メリヤス地及びこれに類する綿物（縮製のもの）	10	10
653~0710			3,229
計			

第三類 (5多)

分類番号	品名	現行率%	本年度地域輸出計
251 ~ 01	「ナ」紙及び「古」紙		71
262	羊毛及びその他の獣毛(別に掲ぐるものを除く)		10
262 ~ 06	ワールシュヨデイ	5	
262 ~ 08	「ナ」羊毛及び「バ」その他の獣毛「ナ」	5	
263 ~ 03	縮紡「ナ」及び「ナ」縮(加工してないもの)	0	
263 ~ 04	縮(カーブ又はコマ「た」のもの)	0	50
264	黄麻		
265	植物纖維(絹及び黄麻を除く)		
651 ~ 03	絹糸(絹スワ縮紡糸を含む)(別に掲げるものを除く)	5	240
651 ~ 04	亜麻、大麻及び「ラ」ミーの糸	5	
651 ~ 05			
計			401

別表(3) (0多)

分類番号	品名	現行率%	本年度地域輸出計
02	「パ」ル「ラ」	}	
03			
04			
251 ~ 04			
251 ~ 05			
261 ~ 01	綿(「ゴ」着を含む)(別に掲ぐるものを除く)	}	0
261 ~ 02			
262 ~ 07	羊毛又は織獣毛(カーブ又はコマ「た」のもの「ト」ツ「ラ」を含む)		
263 ~ 01	綿糸		
263 ~ 02	コットン「リ」ン「タ」		

重工業関係別表2  
第一類 (15%)

(9)

分類番号	品名	現行率 %	表年度非地球 輸出計
691	兵器		
699 ~ 01	鉄鋼製建設用完成部品 (組立てたものを含む)	10	100
699 ~ 05	鉄鋼製の網地、相網、格子網及びエクスパンション (有別表を含む)		
699 ~ 08	針及びピン (非金属製のものを)		
699 ~ 11	金庫、金庫取付物及び金箱	15	
699 ~ 12	工正具類	15	200
699 ~ 21	輸送用及び保管用金属製容器 (ボリキ空かんを含む)		
71	機械類 (附属品、部品を含む) (電気機器を除く、別に掲げるものを除く)	15	15,000

72	電気機械類 (附属品部品を含む)	2,000	(感電70%は 10%)
73	運搬用機器 (船舶を含む)	30,000	(船舶車両5%)
81	組立家屋、衛生用具、水道用具、暖房装置及び照明用具並びにこれらの附属品	300	15
86	医療用機器、理化学用機器、調整装置字真用品、光学機械及び時計類 (別に掲げるものを除く)	3000	
891 ~ 91	乗器、蓄音機 (レコード、プレーヤを含む)	20	15
計		50,620	

第三類 (30%)

分類番号	品名	現行率%	求年度地域輸出計
681 ~ 64	ライスト、ガーガー、カンガル、形鋼、棒鋼及びコンクリート補強用棒鋼 (棒材を含む)	105 10	2,100
681 ~ 05	鉄鋼の板 (金属メッキを含む)	5	8,000
681 ~ 08	ロール	10	
681 ~ 11	鉄道建設材料	10	200
681 ~ 12	線材及び線	10	
681 ~ 14	鋼管及びその附属品	10	8,000
681 ~ 15	鋳造物及び鍛造物	5	800
699 ~ 03	鉄鋼製の鋼索及び鉄線 (非絶縁性のもの)	10	0
699 ~ 07	非金属製のくぎ、ボルトナット、ワッシャー、リベット、ねじ及びこれらに類するもの	10	8,600
計			39,600

第三類 (5%)

分類番号	品名	現行率%	来年度地域輸出計
681 ~ 01	硫酸及び海綿鉄	0	0
681 ~ 02	合金鉄	0	500
681 ~ 03	塊状シートバー、チップバー及びこれらに類する第一次鉄鋼製品	0	3,500
計			4,000

別表 3 (0%)

分類番号	品名	現行率%	来年度地域輸出計
281	鉄 鋳	0	0
282	鉄 鋼 (ナ)	0	0

(11)

鉱山(石炭)関係 別表 2  
第一類 (15%)

分類番号	品名	現行率%	来年度地域輸出計
533 ~ 0113	青銅粉、アルミニウム粉、その他これらに類する金属粉	15	0.5
699 ~ 06	アルミニウム、銅その他の非鉄金属製の網、地、網鋼、格子網、糸網及びエックスパンチワイヤタル	15	
699 ~ 2921	錫 箔	15	
699 ~ 2928	アルミニウム箔	15	0.8
699 ~ 2929	真ちゆう箔及び青銅箔	15	
721 ~ 13	絶縁電線	15	700

計

701.3

第三類 (10%)

分類番号	品名	現行率%	年度計 輸出	地域 計
682 ~ 02	鉛及びその合金 (加工したもの) ( 線、板、條、管、鋳物及び鍛造のもの)	5	1,100	
684 ~ 02	アルミニウム及びその合金 (加工したもの) ( 棒、板、條、管、鋳物及び鍛造のもの)	5	280	
685 ~ 02	鉛及びその合金 (加工してあるもの)	5	100	
686 ~ 02	亜鉛及びその合金 (加工してあるもの)	5	160	
計			1,640	

第三類 (5%)

分類番号	品名	現行率%	年度計 輸出	地域 計
272 ~ 06	硫黄	0	0	0
283 ~ 0510	亜鉛 (精) 鉛 (送鉄したものを除く)	0	10	
311	石灰、コークス及びレンガ	0	87.5	
313	石油製品	0	140	
661 ~ 01	石灰 (石灰石を含む)	5		
671 ~ 01	鉄 (加工していないもの及び一部加工したもの)	0	2,800	
682 ~ 01	銅及びその合金 (加工していないもの)	0	0	
683 ~ 02	ニッケル及びその合金 (加工していないもの)	0		
684 ~ 01	アルミニウム及びその合金 (加工していないもの)	5	2,550	
685	鉛及びその合金 (加工していないもの)	0	500	
686 ~ 01	亜鉛及びその合金 (加工していないもの)	0	800	
687 ~ 0130	錫ろう (半田)	0	0	0

6877 ~ 0200	錫及びその合金(減産合金のみ)	0	0
6879 ~ 0220	マニチン(加工したものを含む)	0	}
6879 ~ 0150	香蝟(加工したものを含む)	5	
6879 ~ 0240	非鉄卑金属(冶金用のもの)及びその合金	5	
6879 ~ 0290	(カドニウム、セレンウム、テルル、チタニウム等)	5	6,987.5

計

別表 3 (0号)

分類番号	品名	現行率%	輸送地域 輸送地域
272	鉱物(粗のもの)(石灰石油肥料原料及び黄石を除く)(別に掲げるものを除く)	0	
203	非鉄卑金属(送産したものを含む) (亜鉛精鉱を除く)	0	
689	その他の非鉄卑金属(冶金用のもの) (別に掲げるものを除く)	0	

化学関係

第一類 (15%)

分類番号	品名	現行率%	輸送地域 輸送地域
413 ~ 0110	ボイル油	10	0
413 ~ 02	礦油	10	0
511	無機其品(苛性ソーダ、ソーダ灰を除く)	10	100
512	有機其品	15	830
53	染料、又は媒染剤及び着色材料	15	850
54	医薬品	15	7,555
55	精油及び香料並びに化粧品並びに歯料及び化粧用品	15	250
56	化学肥料	0	4,200
59	爆薬並びにその他の化学材料及び化学薬品	10	爆薬等品に加算
521 ~ 0210	ナフタリ	10	50

計

11,105



分類番号	品名	現行率 %	来年度地域輸出計
52	鐵物、生シロ、生品に忌炭、忌油及び天敵ガムから抽出した粗製炭品（別に掲げらるるものを除く）	10	1,100

計

1,100

第三類 (5%)

分類番号	品名	現行率 %	来年度地域輸出計
413	加工油指並び、動物性及び植物性油脂（食用油を除く） （酸化油及びホルム油を除く）	10	
511 ~ 03	苛性ソーダ	5	0
511 ~ 04	炭酸ソーダ（ソーダ灰）	5	0

計

別表 3 (0%)

分類番号	品名	現行率 %	来年度地域輸出計
271	肥料（精製していないもの）	}	}
272 ~ 05			

計

0

雜貨関係

第一類 (15%)

(14)

分類番号	品名	現行率 %	来年度地域輸出計
12	タバコ及びその製品	15	100
629	ゴム製品（別に掲げらるるものを除く） （グイヤ、チューブを 含む）	15	2,337
632	木製品（別に掲げらるるものを除く）	15	4,250
657.	リノリナム.	15	
661 ~ 02	セメント	10	220
661 ~ 03	建築用石碑石材（加工したもの）	15	
661 ~ 09	ガラス製、セメント製、その他非金属製 鐵物製の建築材料（別に掲げらるるものを 除く）		
622	粘土製及び耐火性建設材料		
663	鐵物製品（粘土製及び別に掲げらるるものを 除く）		

分類番号	品名	現行率	不年度出	地域
644	除く) (珪素材料、雲母製品、カーボン製品、黒鉛製品)			5170
665	ガラス	10	}	2334
666	ガラス製品	15		
699 ~ 08	陶磁器	15		19,030
699 ~ 11	針及びピン	15		
699 ~ 12	倉庫、金庫取付物及び金箱	15		400
699 ~ 13	工器具類	15		
699 ~ 14	家庭用具 (単金属製のもの珪瑯玻璃器を含む)	15		250
699 ~ 15		食卓用又は調理用のナイフ、フォーク、及びスプーン(単金属製のもの)(かつぎしたものを含む)	15	
699 ~ 16	又物	15		1,970
699 ~ 17	又物	15		

(55)

分類番号	品名	現行率	不年度出	地域
699 ~ 18	金物類 (錠、鍵及金物類)	15		3,030
699 ~ 22	ストーブ、炉及び火格子 (金属製のもの電燈用のものを除く)	15		
699 ~ 29	(其の他の) 金属製品(別に掲げらるるものを除く)			
81	組立家庭、衛生用具、水道用具、暖房用装置及び照明並びにこれらの附属品	15		
82	家具及び備付品	15		
83	旅行用具、手さげかばん及びこれらに類するもの	15		
85	ほか物品類	15		
86	医療用器械、理化学用機器、調製装置、写真用品、光学機器及び時計計類	15		
891 ~ 82	著書、磁器、コード	15		

891 ~ 03	ピアノ、及びピアノ類奏装置	15	272
891 ~ 09	樂器（別に掲ぐるものを除く）	15	750
892	印刷物	15	
899 ~ 01	ろうそく、その他の可燃性薬品	15	100
899 ~ 02	マッチ	15	
899 ~ 03	かさ、つえ、及びこれらに類するもの	15	850
899 ~ 04	加工した装飾用羽毛、羽を製函、造花、人髪製品、及び装飾した扇子	15	
899 ~ 05	ボタン、及び飾ボタン	15	885
899 ~ 06	装飾用彫刻品	15	
899 ~ 09	食卓用品その他の家庭用品（ホチヤ、ビス、トランプ用のものを含む）及び美術品（ガラスチツク製のものを除く）	15	15
899 ~ 08	冷蔵庫（電氣式及びガス式）	15	
899 ~ 11	ガラスチツク製（別に掲げらるものを除く）	15	

(10)

分類番号	品名	現行率	来年度申出計画 地域 輸出国
899 ~ 12	竹製品及び技術製品（別に掲ぐるものを除く）	15	脈毛製品に包含
899 ~ 13	ぼうし及びガラス	15	
899 ~ 14	運動用具	15	457
899 ~ 15	玩具及び遊戯用具（乳母車、トランプを含む）	15	12,000
899 ~ 16	万年筆、繰出鉛筆及びペン軸類	15	920
899 ~ 17	事務用品（紙製のもの及び別に掲げらるものを除く）	15	
899 ~ 18	喫煙用パイプ類	15	3,380
899 ~ 19	美術品及び蒐集品	15	
899 ~ 9911	喫煙用具の付属品（ガラス製及び陶磁器製のものを並びに別に掲げらるものを除く）	15	15
899 ~ 9912	扇子、うちわ、及びこれらの部分品（装飾をたまたものを除く）	15	
899 ~ 9913	線香及びたき香	15	15
899 ~ 9914	さ法びん	15	
899 ~ 9915		15	

第三類 (5%)

分類番号	品名	現行率%	本年度輸出計
611	草類	10	

計

0

別表3 (0%)

分類番号	品名	現行率%	本年度輸出計
211	尿皮類 (仕上げてないもの) (毛皮類を除く)	0	

59,025

計

899~	9916	水筒	15	3,800
899~	9919	旅度用品 (別に掲げ"るものを除く)	15	
899~	9921	時計用、眼鏡用及び"カ"用のくさり並びにこれらに"換する身立用くさり	15	
899~	9922	時計用バンド	15	
899~	9923	バツケル	15	
899~	9924	バツケル及び"キ"章類	15	
899~	9925	バツケル	15	
899~	9926	バツケル及び"キ"章類	15	
899~	9931	く"こ	15	
899~	9932	く"こ	15	
899~	9933	く"こ	15	
899~	9934	髪留	15	
899~	9935	髪留	15	
899~	9936	髪留	15	
899~	9941	つりざ"を (竹製のもの)	15	
899~	9949	茶、い"ざ、草、竹、藤、つるその他これらに類するもの	15	
899~	9951	博物標本	15	
899~	9952	博物標本	15	
899~	9961	駄毛製品 (別に掲げ"るものを除く)	15	

27.12.11

此の輸出振興外貨記録上の(昭和28年1月-12月)

昭和28年度非地域輸出現見上額 単位(1,000円)

類別	第一類	第二類	第三類	合計
農水産	39,411	8,000	19,101	64,512
紙	91,089	3,469	161	94,717
重工業	50,620	39,600	4,000	94,220
鉱山(石炭)	2,341.3	6,899.5	110	9,328.8
化学	11,105	1,100	0	12,205
雑	59,025	180	0	59,205

第二類 (10%)

分類番号	品名	現行率%	非地域輸出
291~6912	豚毛	15	
612	牛製皮	15	80
633	コルク製皮	15	
663~03	石綿, 敷皮	15	100
67	銀, 白金及び宝石類	15	
899~9962	獣毛(別に掲げたるものを除く)	15	
899~9963	獣角	15	
899~9964	獣牙	15	
899~9965	獣骨	15	
899~9999	(其の他の雜) 製皮	15	

計

180

計	253,588.3	59,226.5	21,372	334,187.8
率	15%	10%	5%	
概算外算	38,038.395	5,922.650	1068.600	45,029.645

農小産品課

第一号

分類番号	品名	現行率%	未申告世帯 課上げ額
01	鳥獸肉類及びその捕獲品	10	70
02	酪農製品、鳥卵及びほか	10	250
03	魚介類及びその調製品	15	2950
04	果実及び野菜類	15	4560
070~01	茶	15	1360
075	畜羊料	15	205
081~020	粟粉	10	
09	その他の食糧調製品(別に規定あり)	15	6260
11	雑科	10	700

品名	数量	単価	合計
12 及びその製品			
211 皮	15		1200
212 毛 (他社委託)	15		1500
212 毛 (他社委託)	15		1200
211 動物性原料 (食用に適合しないもの)	15		510
212 植物性原料 (食用に適合しないもの)	15		906
211 魚油	15		12000
212 菜種油	0		
212 大豆油	15		1000
212 樟腦	15		1000
212 龍腦	15		800
212 薄荷油	15		2000

第一類の品

分類番号	品名	現行率%	年度末に於ける輸出計画
599 02250	蚊取線香	15	100
599 02290	蚊取線香 (殺菌剤及び消毒剤)	15	100
599 0950	長尺	15	500
631	ベニヤ板 (不燃物)	15	1500
632	不燃品 (別に掲げざるを要す)	15	50
657 0310	鹽 系カビ花 莖	15	450
672 02	天然炭球及び炭球炭球	15	4000
92	生活力に資する動物 (食用のものを除く)	10	390
			39,411

第一表

分類番号	品名	現行単位	基準年度地域輸出計画
00	生産力に及ばない動物(主に金網のり)	10	
048	動物の飼料	5	5000
061 062	砂糖の調製品	0	
221~09	採油用の種、オイル、ベーク (別に掲げるものを除く)	0	
243~03	製 糖 (針産糖以外のもの)	10	3000

計

8000

砂糖  
物産



茶 三 類

分類番号	品 名	現行率%	茶年度中地域輸出数量
043 ~ 013c	精 製 茶	0	1,500
046	小 販 粉	0	12,000
047	糖 (精製したものを)	0	1
061 ~ 02	チョコレート及びその他類製茶	0	
073	製造用 茶	0	100
243 ~ 01	針葉樹 製茶	0	3,500
243 ~ 02		0	

計 17,101

別表 3

分類番号	品名	現行率%	米年度輸出禁止額
041	小麦		
042	米		
043	大豆(指定を除く)		
044	その他の穀類(別に掲げざるを除く)		
061~01	砂糖(精製しなりのみ)		
071	コーヒー		
072	ココア		
074~02	ココナ		
08	飼料(穀物を除く)		
221~01	棉花		
221~02	コブラ		
221~03	油ヤシの核		

221 ~ 04	大豆		
221 ~ 05	豆カカ		
221 ~ 06	豆カカ		
221 ~ 07	豆カカ		
23	生ゴム(合成ゴム及び天然ゴムを含む)		
241	新炭コバ		
242	新炭コバ		
244	コルク (加工品を除く)		
411 ~ 02	動物性油脂(カカオバターを除く)		
412	植物性油(菜種油を除く)		

纖維関係  
第一類

分類番号	品名	現行率	前年度対比増減輸出計画
261 ~ 03	生糸及びビヤの他繊維糸	10	54,000,000 生糸 710,000 絹糸
651 ~ 01	スエーデン産及び他産の繊維糸	15	175,000
266 ~ 0112	紙及び紙類の製品	15	700,000
642	加工糸、綿糸、麻糸等(他)	15	140,000
651 ~ 0466	人造纖維及びガラス繊維糸	10	730,000
651 ~ 06	絹織物(絹、絹織物、絹織物)		
652 ~ 02	絹織物(絹、絹織物、絹織物)		

653 - 02	毛織物	10	13,500,000
653 - 03	絹織物	10	6,820,000
653 - 05	人造絹織物及びガラス繊維織物	15	100,000
653 - 06	金属糸入織物	15	70,000
653 - 07	メリヤス地及びビニール類の織物(綿糸を除く) ツイード、レース(エコー布、リボン、トリミング 及びビニールに類するもの)	15	80,000
654	特殊織物及びその関連品	15	1,280,000
656	織物製品又は織物を主として製品(別掲のもの を除外く)、	15	4,550,000
657	野物類(別掲のものを除く)、	15	5,500,000
879	セロファン製品	15	216,000
884	衣類(身に着用するものを含む)	15	7,480,000 13,000,000
計			71,087,000
261 - 0330	真綿及びビベーター		1,500,000
261 - 020	綿糸以外の紡績ワリン及びシルクワリン(別掲のものを除く)		

分類番号	品名	現行率 %	前年度対比増減輸出額
266	人造纖維(チー類に掲げざるものを除く)	10	
267	織物類(チー)	10	500,000
641	紙及び紙織物	5	784,000
651 - 02	毛糸(別掲のものを除く)	5	100,000
101 651 - 0330 0340 0440 0450	綿糸の混紡物		240,000
652	絹織物(チー類に掲げざるものを除く)	5	52,000
652 - 0120 0130	綿糸の混紡織物		
653 - 03	亜麻織物、大麻織物及びラミーの織物	10	
653 - 04	黄(ジュート)麻織物		283,000
653 - 0710	メリヤス地及びビニールに類する織物(綿糸のもの)		10,000
計			3,469,000

三類	別表	品名	現行率 %	本年度佛地輸出数量
251 - 01		イヌ及び古獣		71,000
262		羊毛及びその他の獣毛 (別に掲げるものを除く)		14,000
262 - 06		カールシヨナイ	5	
262 - 08		イヌ羊毛及びその他の獣毛	5	
263 - 03		綿筋 (イヌ及びイヌの毛)		
263 - 04		綿 (カード又はコムヒタモノ)		50,000
264		黄麻		
265		植物繊維 (綿及び黄麻を除く)		
651 - 03		綿糸 (一類に掲げるものを除く)	5	2類の綿糸の理紡 細糸の中に含まれた。
651 - 05		亜麻 大麻及びラミーの糸	5	30,000
計				161,000
別表 3		ハルワ		
02				
03				
04				
05				

分類番号	品名	現行率 %	本年度佛地輸出数量
261 - 02	繭 (イノ南) (別に掲げるものを除く)		
262 - 07	羊毛又は獣毛 (カード又はコムヒタモノを 除く)		
263 - 01	綿花		
263 - 02	コットンリンター		

重工業関係別表  
第一類

分類番号	品名	現行単 位	1931年 平均単位
899—01	鉄鋼製造用完成部分品 (組立機等) 100	100	100
899—05	鉄鋼製鋼用鋼材 (棒鋼、板鋼、線材等) 100	100	100
899—08	鉄鋼製鋼用鋼材 (管、棒、板等) 100	100	100
899—11	倉庫、倉庫取付物、倉庫 100	100	100
899—12	工業用機 100	100	100
899—21	織造用及印刷用織機、製紙機 (織機、製紙機等) 100	100	100
899—22	木口紙、洋灰、火格子 100	100	100
91	機械類 (附属品等) (電機、油圧、空気、熱力、蒸気等) 100	100	100

重工業関係別表  
第一類

分類番号	品名	現行率	1931年比
891	炭		不明
899-01	原鋼製造用完成部活(融土用等)	100	100
899-05	原鋼製造用鋼製鋼子用鋼工及鋼工用鋼(有鋼板等)		
899-08	原鋼製造用鋼製鋼子用鋼工及鋼工用鋼(鋼板等)		
899-11	倉庫、倉庫用物用鋼	15	200
899-12	工業用鋼		
899-21	鋼製用鋼製管用の倉庫製管等 (ジョウロ等)		
899-22	鋼製用鋼製管用の倉庫製管等 (ジョウロ等)		
91	鋼製用鋼製管用の倉庫製管等 (ジョウロ等)	15	15,000
92	倉庫加工機械、鉱山土木建設用機械等 (電気機械等)	200	2,000
93	運搬用機器 (船舶等)	30,000	30,000
94	組立家庭衛生用具、水道用具、暖房用具 及公館用用具等	15	300
96	建築用機器、理化学用機器、糊塗装置等 用器具等		3,000
891-01	製糖用機器	15	20

計 50,620

72

(原動刃機、農業用刃機、鐵線、索引車等)  
 (用機器)  
 (金屬加工機械、鋸山工木建築用機械等)  
 運具機械類 (附屬品も含む)

100  
15

2000

第二類

分類番号	品名	現行券 枚	不換券 枚
691—04	チタニウム、カーボン、シリコン、鉄鋼、木 工用材料類 (管、板、棒、線等)	10	2000
691—07	鉄鋼、板 (厚さ1.5mm以上)	5	1000
691—08	鉄鋼、棒	10	2000
691—11	鉄鋼、線	10	2000
691—12	鉄鋼、板 (厚さ1.5mm以下)	10	1000
691—14	鉄鋼、棒	10	1000
691—15	鉄鋼、線	10	1000
699—03	鋼、鉄、板、棒、線 (非鉄線性も含む)	10	0
699—07	鋼、鉄、板、棒、線 (非鉄線性も含む)	10	2000

計 39,600



第三類

分類番号	品名	現行率	東京近海地域輸出額
681—01	脱炭水素海綿紙	0	0
681—02	合金板	0	500
681—03	塊状シートバーチカルニシキレ紙 5才一次煉銅製紙	0	3,500
計			4,000

別表 3

分類番号	品名	現行率	東京近海地域輸出額
721	煉銅	0	0
722	煉銅(才)	0	0

鉱山、石炭関係 別表 2

第一類

分類番号	品名	現行率	東京近海地域輸出額
533—0113	青銅粉、アルミニウム粉、炭の塵、ニッケル類する金属粉	15	500
682—02	銅及びその合金(加工品のもの) (棒、板、線、管、筒物及び鍛造のもの)	5	11,000,000
684—02	アルミニウム及びその合金(加工品のもの) (棒、板、線、管、筒物及び鍛造のもの)	5	280,000
685—02	鉛及びその合金(加工品のもの)	5	100,000
686—02	亜鉛及びその合金(加工品のもの)	5	160,000
699—2927	錫箔	15	
699—2928	アルミニウム箔	15	300
699—2929	炭素繊維及びその製品	15	
721—13	鉛炭電線	15	700,000

鉱山、石炭関係 別表 2

第一類

分類番号	品名	現行率 %	前年度地域輸出計価
533 - 0113	青銅粉、アルミニウム粉、黒鉛、ニッケル類、チタン類、鉛粉	15	500
682 - 02	銅及びその合金 (加工品) (棒、板、管、筒、管、管、管、管)	5	11,000,000
684 - 02	アルミニウム及びその合金 (加工品) (棒、板、管、筒、管、管、管、管)	5	280,000
685 - 02	鉛及びその合金 (加工品)	5	100,000
686 - 02	亜鉛及びその合金 (加工品)	5	160,000
697 - 2927	錫	15	
699 - 2928	アルミニウム	15	300
699 - 2929	洋チタニウム及びその合金	15	
721 - 13	絶縁電線	15	700,000
計			2,341,300
ネニ類			
272 - 06	硫黄	0	0
311	石炭、コークス及びその合金	0	87,500
313	石油製品	0	140,000
671 - 01	線 (加工品: アルミニウム及びその合金)	0	2,800,000
682 - 01	銅及びその合金 (加工品)	0	0
683 - 02	ニッケル及びその合金 (加工品) (棒、板、管、筒、管、管、管、管)	0	
684 - 01	アルミニウム及びその合金 (加工品)	5	2,552,000
685	鉛及びその合金 (加工品)	0	500,000
686 - 01	亜鉛及びその合金 (加工品)	0	800,000
687 - 0130	錫、チタニウム (半田)	0	0
687 - 0200	銅及びその合金 (減着合金)	0	0
計			3,877,500

計  
 二 類  
 272 - 06  
 硫 黄  
 0  
 0

和 五 類

品 目 番 号	品 名	規 格	買 入 額
283 - 0510	肥料(特) 硫 (遊離硫黄を含む)	0	10,000
661 - 01	石灰(水産用を含む)	5	0
683 - 01	コウチル及成物の含有物(遊離硫黄を含む)	0	0
687 - 0220	アツチモ一 (加工硫黄を含む)	0	0
687 - 0240	茶糖(加工硫黄を含む)	5	100,000
687 - 0270	非鉄金属(冶金用を含む) 及びその含有物 (カドニウム、セシウム、チリウム、チウラム等)	5	110,000
計			110,000

別 表 3

272  
 硫物(粗カマ) (石炭石油肥料原料及び貴石  
 を除く)

523	非鉄卑金属 (鑛産にTFeを含まない) (正金精鉱を除く)	0	
629	非鉄の非鉄卑金属 (冶金用を以て) (別に掲げざるを以て)	0	

化学雑貨関係

第一類

分類番号	品名	現行率	未算 毎年度 輸出入 数量
413—0110	木ノ心油、硬地油	10	595トン
511	無機薬品(苛性ソーダ、ソー灰を除く)	10	100
512	有機薬品	10	830
513	染料、顔料、着色剤	15	850
514	医薬品	15	7,555
515	漆油、塗料、洗滌剤	15	450
516	化学肥料	0	1,200
519	化学薬品	10	無機薬品に 加算
521—0260	ナトリウム	10	50
		計	11,050

第二類

分類番号	品名	現行率	未算 毎年度 輸出入 数量

52	腐物性0-10生石灰石炭 灰油及天然 ガソリン作在粗製集活 (別ニ揚子油を除ク)	10	1,100
計			1,100

第三類

分類番号	品名	現行率	未算及布地城
413	加工油脂並ニ其腐物性及公植物性ノ類 (食油油) (炭化油及木心油を除ク)	10	
511—03	苛性ソーダ	5	0
511—04	炭酸ソーダ (ソーダ灰)	5	0

別表 3

分類番号	品名	現行率	未算及布地城
271	肥料 (精製セオカセウ)		
272—05	塩		

雜貨関係 別表 2

第一類 91

分類番号	品名	現行率	未算及布地城
12	たばこの葉の製造品	95	100
291—0912	散毛	15	
629	ゴム製造 (別ニ揚子油を除ク) (生ゴム)	15	2,337
632	木製品 (別ニ揚子油を除ク)	15	4,250
657	リリウム類	15	
661—02	セメント	10	220
661—03	建築用石綿石棉 (加工セメント)	15	
661—09	不燃性下製セメント製石棉製非金屬 腐物集の建築用材料 (別ニ揚子油を除ク)		
662	粘土製造品ノ耐火性建築材料		
663	磁物製造品 (粘土製及別ニ揚子油を除ク) (所産材料 露丹製主セメント製加属物製)		590

664	ボケ久 (類-ボケ久生念七)	10	}	2,334
665	ボケ久 鐵器	15		
666	陶磁器	15		19,030
699-08	針及縫針	15		
699-11	金庫、金庫取付物及金箱	15		400
699-12	工遊具類	15		
699-13	} 家庭用具 (卑金屬製のもの、鐵器類除く)	15	}	250
699-14				
699-15				
699-17				
699-18	金物類 (錠、錠五金物類)	15		1,970
699-22	火ト、火ト及火格子 (金屬製のもの、鐵器類除く)	15		3,030
699-29	(其の他) 金屬器具 (別掲のもの除く) 組立、洗濯、掃除用具、水道用具、磁器用 装置、及照明並にこれ等の付属品	15		

第一類. 02

分類番号	品名	現行率	基準年	地域
82	家具及公備付品	15		
83	旅行用具、手拭、手巾、及公用水引、種打、その他	15		
85	日用品類	15		
86	医療用機器、理水學用機器、刷製装置、字 寫用器、水學機器、及公時針類	15		
891-02	蓄音機、レコーダ	15	}	272
891-03	ピアノ、及公ピアノ、彈奏装置	15		
891-09	樂器 (別掲のもの除く)	15		
892	印刷物	15		950
899-01	ガラス、及公ガラス、可蝕性製品	15		
899-02	ガラス	15		100
899-03	ガラス、及公ガラス、種打、その他	15		
899-04	加工した監製品、同類品、類品、その他			

	製器及公裝飾(大扇子)		
899—05	木の及公飾 ボタン	15	850
899—06	裝飾用彫刻品	15	885
899—07	食卓用品その他家庭用品(木製、以テラソ用 のものを除く)及公美術品(ガラス製のものを除く)	15	
899—08	冷蔵庫(電氣式及びガス式)	15	
899—11	ガラス及び製器(別欄のものを除く)	15	
899—12	竹製品及公投筒製品( )		
899—13	ほしき及びガラス 運動用具	15	豚毛製品は合計
899—14	紙扇及び遊戯用具(乳曲、扇、トランプのものを除く)	15	429
899—15	万年筆、筆、鉛筆及び公の用器類	15	12,000
899—16	筆筒用品(紙製のものを除く)	15	920
899—17	喫煙用パイプ類	15	
899—18	美術品及び蒐集品	15	
899—19	喫煙用具の類(ガラス製のものを除く)	15	3,380
899—9911	のものを除く別欄のものを除く)	15	

第一類 93

分類番号	品名	現行単価	基準単価
899—9912	扇子(うちわ及び公の類を除く)	15	
899—9913	線香及びたき香	15	不明
899—9914	未法品	15	
899—9915	未法品	15	
899—9916	水筒	15	
899—9919	家庭用品(別欄に掲げられたものを除く)	15	
899—9921	時計用眼鏡用及び公の用器(ガラス並のものを除く)	15	
899—9922	時計用バンド	15	
899—9923	時計用バンド	15	
899—9924	時計用バンド	15	3,000
899—9925	バツカル	15	
899—9926	バツカル及び公の類	15	
899—9931	( )	15	
899—9932	( )	15	
899—9933	( )	15	
899—9934	( )	15	

第一類 93

分類番号	品名	現行単価	前年単価
899—9912	扇子 (50cm) の此の部分 (縁飾を除去)	15	
899—9913	線香 5本装	15	不明
899—9914	手法ばん	15	
899—9915		15	
899—9916	水筒	15	
899—9917		15	
899—9919	家庭用品 (別掲品を除去)	15	
899—9921	時計用眼鏡用及公事用 (5リ並) の此の品類 (5リ並)	15	
899—9922	時計用バンド	15	
899—9923		15	
899—9924		15	
899—9925	バツケル	15	
899—9926	バツケル (6本装)	15	
899—9927	く ( )	15	
899—9928	髪留	15	
899—9929		15	
899—9930		15	
899—9931		15	
899—9932		15	
899—9933		15	
899—9934		15	
899—9935		15	
899—9936		15	
899—9941	ついで (竹製のもの)	15	
899—9949	茶わらわら (バツケル) の茶、1150	15	
	草竹器、一系、此の品類 (5リ並)		
899—9951	博覧会標本	15	
899—9952	板形	15	
899—9961	勝毛製器 (別掲品を除去)	15	1150
899—9962	獸毛 ( )	15	
899—9963	獸毛 ( )	15	
899—9964	獸毛 ( )	15	
899—9965	獸毛 ( )	15	
899—9999	(其の如く) 製器 ( )	15	
	計		59.025

3,900



899— <sup>9935</sup> 9940	鑿 器		15	
899—9941	刀 <small>ナギバ</small> 打 <small>ウチ</small> (竹製 <small>タケノコ</small> )		15	
899—9949	香 <small>カ</small> 物 <small>モノ</small> 水 <small>ミヅ</small> 打 <small>ウチ</small> 木 <small>キ</small> 口 <small>クチ</small> 口 <small>クチ</small> 茶 <small>チヤ</small> 口 <small>クチ</small> 茶 <small>チヤ</small> 口 <small>クチ</small> 茶 <small>チヤ</small> 葉 <small>ハ</small> 竹 <small>タケ</small> 器 <small>モノ</small> 口 <small>クチ</small> 茶 <small>チヤ</small> 口 <small>クチ</small> 茶 <small>チヤ</small> 口 <small>クチ</small> 茶 <small>チヤ</small>		15	

牙二類

分類番号	品名	現行率	未編出地域
612	華製品	15	80
633	刀 <small>タガ</small> 製品	15	不明
663—03	石綿製品	15	100
69	銀・白金及寶石類	15	

計 180

和三类

分類番号	品名	現行率	未編出地域
611	華類	10	

通商産業省  
 通商調査課編集



発行所  
 財団法人 海外市場調査会 (JETRO)  
 東京都中央区日本橋区町2-2  
 発行人 山中 誠二

昭和二十四年九月十五日才三種郵便物認可

目次 (十一月五日 第九七二号)

- 第三回国民貯蓄債券の発行要項発表……………十頁
- 東京銀行新橋および八重洲通商支店住所の変更許可……………八頁
- 官庁公示事項
  - 輸出振興外貨資金を使用する海外渡航費の支払許可に関する事務の簡素化について (大蔵省、通商産業省)……………一頁
  - 輸出検査審議会委員発会(検査課)……………三頁
- 在外公館報告
  - タイ国におけるドル自由相場下落……………二頁
  - パキスタン旧OGLにもとづく輸入に対する特別ライセンス発給状況……………四頁
- 統計
  - 昭和二十七年九月分輸出信用保険(甲種)引受状況一覧表……………五頁
  - 自動承認制輸入予算確認額 (十一月一日現在)……………九頁
- 引合情報
  - 在外公館引合情報……………二頁

輸出振興外貨資金を使用する海外渡航費の支拂許可に関する事務の簡素化について

大蔵大臣 池田 勇人  
 通商産業大臣 高橋龍太郎

日本銀行総裁殿

昭和三十七年十月二十三日

大蔵省為替局長および通商産業省通商局長が別に定める場合以外の場合同項才七号中「別表才三才一才(渡航費)」に掲げる費用の外国へ向けた支払にかかわる場合には、

「別表才三才一才(渡航費)」に掲げる費用の外国へ向けた支払にかかわるものとして、大蔵省為替局長および通商産業省通商局長が別に定める場合以外の場合には、支払にかかわるものであつて、大に改める。

輸出振興外貨資金を使用する海外渡航費の支拂許可に関する事務の簡素化について

大蔵省為替局長 東条 猛猪  
 通商産業省通商局長 牛場 信彦

日本銀行為替管理局長殿

昭和三十七年十月二十三日

大蔵省為替局長および通商産業省通商局長が別に定める場合以外の場合同項才七号中「別表才三才一才(渡航費)」に掲げる費用の外国へ向けた支払にかかわるものとして、大蔵省為替局長および通商産業省通商局長が別に定める場合以外の場合には、支払にかかわるものであつて、大に改める。

東京銀行

本店・東京日本橋

ロンドン支店 関店  
 ニューヨーク支店

外国為替の取扱は  
 是非当行へ

別表 3

台帳番号	211	原簿 (仕上げ(ない))	発行年	昭和27年
		(表裏を照し)	通商調査課	

七六五〇号で大蔵大臣および通商産業大臣名をもつて通知された「輸出を振興するために外貨資金の使用許可を簡素化することについて」別紙事務処理要領才二項本文および同項才七号の一部改正に伴い、海外渡航審査連絡会の承認を受けないで履行限りで許可して差支えない場合は、左記の各号に掲げる基準に合致している場合に限り、前記通知より同日付蔵理才五七七八号、二六振才七八五七号で大蔵省理財局長および通商産業省通商振興局長名をもつて貴局長あて通知した「輸出を振興するために外貨資金の使用許可を簡素化することについて」中、「別表才三才一および才二」を別表才三才一(大蔵省が管理)および通商産業省通商局長が、海外渡航審査連絡会の承認を受けないで日本銀行限りで許可できる場合として定める場合にかかると除く。以下同じ。および「に改めるからよろしくお取り計らい願いた

貨資金の使用許可を簡素化することについて「別表才一」の各号の一に該当するものであること。二、当該海外渡航の目的が、貿易の振興に直接または間接に寄与するものであることが具体的に立証され、かつ、旅行の経路が当該渡航の目的に照し妥当であると認められるものであること。三、当該申請にかかる渡航者が、

別表 級 地域 滞在費 通信費 合計 船中の雑費

甲	三〇	五	三五	七
乙	二四	三	二七	
甲	二四	五	二九	三・五〇
乙	一九	三	二二	
甲	一九	五	二四	同右
乙	一五	三	一八	同右
甲	一七	五	二二	同右
乙	一四	三	一七	同右
甲	一五	三	一八	同右
乙	一二	二	一四	同右

在外公館引合情報 下記在外公館に次の取引照会があつた。関心ある向は直接相手方に連絡されたい。 在連合王国日本大使館 (1) Derby & Co. Ltd., 11-12, St. Swithins' Lane, London, E.C. 4. 電略 PLATIVET LONDON. 下記商社(住所不明)と通信したい。Osaka Special Foundry Co., Osaka. Kashimoto, Osaka. Shiwata, Osaka. Ishifuku, Tokyo. なお、後の三社は貴金屬精錬所である由。(2) Allied Shippers Ltd., Ibex House, Minories, London, E.C. 3. 電略 SHIPAL LONDON. 同社は戦前日英間の運輸業務に従事していたが、このサーヴァイス再開を希望している。(3) Messrs. Ravenhill & Williams, 409, Rayners Lane, Pinner, Middlesex. 電氣および織物関係の代理店になりたい。

タイ国におけるドル自由相場下落 (在タイ日本大使館) 当地のドル自由相場はさらに下落し、二十七日現在アメリカ銀行当地支店建値は売一六パーセント八七五、買一六パーセント二五となつた。これに対しポンドは依然として四五パーセント見当を維持している。ドル下落の原因についてはタイランド銀行調査課長および当地商社筋の見解を打診したところ、ポンドの対ドル・ポションが改善されたことが根本原因であつて、香港、シンガポール等でもポンド高の傾向が見られるが、当地ではポンドのレートがタイランド銀行の売レイトによつて抑制されているため、ポンド高の代りにドル安として現れたもので、さらに当地の特殊事情として商品のオーパー・ストックのため、ドル貨に対する需要が極度に減退しているためであるとの意見を述べている(在外公館経済情報才三四〇号)

各通商産業局に代理店手数料の支拂等の許可事務の一部委譲される 本件に関しては、九月六日付本紙才九二二二号に掲載したが、なお各通商産業局長に宛て左記の通りの通牒が送られていた。 二七通才六〇七八号 昭和二十七年九月五日 通商産業省事務次官 各通商産業局長殿

このたびは輸出業者の便宜をはかるため、外国為替管理令才十一條才一項、才十七條才二項、才二十一條、才二十二條、才二十三條才一項、才二十四條および才二十七條才三項の規定による通商産業大臣の権限に属する貿易外支払等に関する許可事務のうち、貨物の輸出に伴う代理店手数料の支払等の許可に関する事務の一部を左記により貴官に委譲せられることになつたから、その実施について万遺憾なきを期せられたく、命により通知する。

一、委譲の時期 昭和二十七年九月一日 記 二、委譲事務の範囲 外国為替管理令才十一條才一項、才十七條才二項、才二十一條、才二十二條、才二十三條才一項、才二十四條および才二十七條才三項の規定にもとずき貿易関係為替管理規則(昭和二十五年通商産業省令才五十九号)才九條の規定により、通商産業大臣の権限に属する許可に関する事務のうち、次の各号に該当する許可およびこれに附帯する事務に限る。

手数料の支拂の許可申請であること。 (2) 才(2)号に掲げる場合以外の場合の許可申請については、貴局管轄区域内の外国為替銀行店舗を經由して提出された許可申請であること。 三、実施の要領 (1) 前項に掲げる事務の実施については、通商局長の指示するところにしたがうものとす。

設備等の輸出にかかわる輸出振興外貨資金制度の特例に関する通牒 輸出振興外貨資金記録書の起算日については、従来、当該輸出にかかわる決済が貨物を船積する前に行われるものについては、当該貨物の船積日が起算日となつていたが、大蔵省および通商産業省においては設備等(輸備)「船舶および車輛を含む」ならびにその部分品および付属品)を輸出した場合で特定の要件を具備するものについては、当該輸出にかかわる対外支払手段が外国為替銀行に買取られた日を起算日とすることとし、本月十五日(すなわち本日)よりこれを実施することとなつたので各外国為替銀行および一万田日銀総裁に対し左記のような通牒が送られた。

代理店手数料の支拂等について 標記の件について、別紙(1)(略)の通り事務次官名で各通商産業局長あて通知され、別紙(2)(略)の通り公表したが、本件については貴局においても所掌にかかわる輸出に伴う代理店手数料の支払および代理店契約締結の許可事務を各通商産業局長あて通商局長通牒(略)に準じて取扱われたい。以下略

六五〇号をもって「輸出を振興する...」

し呈示された輸出承認証の裏面に別紙様式により当該承認証...

三、昭和二十七年七月十日以降に輸出代金を決済するための対外支払手段が外国為替銀行に買取られたこと。

六五〇号をもって「輸出を振興する...」

輸出代金を決済するための対外支払手段が外国為替銀行に買取られたこと。

一、外国為替銀行は、設備等(船舶および車輛を含む)ならびにその部分品および付属品(以下「設備等」という)の輸出であつて別紙要件を具えているもの輸出代金に相当する輸出振興外貨資金記録簿(以下「記録簿」という)の提出を受けた場合には、当該輸出代金の全部または一部にかかわるものであること、アメリカ合衆国通貨表示の対外支払手段(特別決済勘定にかかわるものを除く。以下同じ)を外国為替銀行に売却し、その対価として内国支払手段を取得したものであること、当該記録簿に記載された事項が事実と相違ないことおよび当該記録簿が所定の期間内に提出されていることを確認した上で、買取ったアメリカ合衆国通貨表示の対外支払手段に相当する額について承認記録簿を作成し、そのうち一通を提出した者に交付

二、設備等の輸出について輸出の承認をする際に(裏面)備考の欄に「本申告書により承認記録簿は発行しないこと」と記入するものとする。ただし、昭和二十七年七月九日以前に当該輸出にかかわるアメリカ合衆国通貨表示の対外支払手段が買取られたものについては、「本申告書により承認記録簿は発行しないものとする。ただし——の金額にかかわるものを除く。」として昭和二十七年七月九日以前に買取られた対外支払手段の額を記載するものとする。

三、前項の規定による輸出申告書の提出を受けた場合は、これにもとづいて承認記録簿を発行しないものとする。

一、通商産業省において輸出の承認をするに際し、設備等が輸出の承認の日から一年以降に積積されるものと認定された輸出であること。

二、貨物代金の一部または全部が前払であること。

Table with columns: 発行銀行名, 承認記録簿番号, 金額, 種類, 買取額

二七通才六一六六号

昭和二十七年九月五日

大蔵省 通商産業省

設備等の輸出にかかわる輸出振興外貨資金制度の特例について

設備(船舶および車輛を含む)ならびにその部分品および付属品(以下「設備等」という)の輸出であつて、左記の要件を備えるものについては輸出振興外貨資金制度について(昭和二十六年十二月一日付蔵理才五七八五号、二六振才七六五〇号)記才二項および才六項の規定にかかわらず、当該輸出にかかわる代金を決済するためアメリカ合衆国通貨表示の対外支払手段(特別決済勘定にかかわるものを除く)が、外国為替銀行に買取られた日を起算日として輸出振興外貨資金制度を適用し、昭和二十七年九月十五日から実施する。

一、通商産業省において輸出の承認をするに際し、設備等が輸出の承認の日から一年以降に積積されるものと認定された輸出であること。

二、貨物代金の一部または全部が前払であること。

三、昭和二十七年七月十日以降に輸出代金を決済するための対外支払手段が外国為替銀行に買取られること。

代理店手数料の支拂等について

(通商局)

「輸出振興外貨資金制度の改正について」(昭和二十七年蔵理才二八七九号、二七振才四二七八号)の必要が生じたので、左記

の通り支払の許可等を行うことにしたので発表する。

一、(1)代理店契約の許可を受けようとする者は、外国為替銀行を経由し、商品担当輸出課または各通商産業局に役務契約許可申請書(様式T四〇四〇)三通に所用の書類を添えて提出して下さい。

(2) (1)の許可を受けた場合であつて歩合方式による場合は、支払に際しあらかじめ貿易外送金確定計算書を(1)の許可を受けた通商産業局に提出して、その承認を受けてから外国為替銀行で送金手続をとつて下さい。

(3) (1)の許可を受けた場合であつて、定額方式による場合には外国為替銀行の送金手続をとつてから、遅滞なく写一通を許可を受けた通商産業局に提出して下さい。

二、代理店手数料の支払の許可を受けようとする者は、外国為替銀行經由各通商産業局に支払等許可申請書(様式T四〇二〇)三通に所用の添附書類を添えて提出して下さい。

日本の綿業会談参加についての英新聞論調

(八・二九 在連合王国 日本大使館電報)

デイリー・エクスプレスは日本の綿業会談参加についてサー・レンイモンド攻撃の手を緩めず、二十九日は日本タイムズが英国が日本に対し両国が組んで世界市場から他国を追い出そうという申出をしこの案によれば、東南アジアは日本に、東西アフリカは英国に、ということになるが日本はこうしたことはインドの犠牲において行われることになるから応じないであろうとの記事を掲げているに對し、ソートン・ポードおよび業者筋では、かかる記事は全然事実無根で日本側が故意に嘘をついて英印の離間を図ろうとするものであつて、日本などといかかわり取引をする意志は全然ないと思順している旨を伝えている。

同日のガーディアンもこれを取上げ言葉はエクスプレスより柔らかいがこころした悪意伝で、日本は英印の離間を図り、かつランカンヤはアジアにまで手がお上りなないから、結局日本に頼らねばならぬという感じを、アジア人の間に浸透させようとするものだとするインテュエスター筋の見解を載せている。(在外公館経済情報才三一五号)

Advertisement for TSWA razors, featuring an image of a razor and text: 輸出デ名声ノ高イレーザーハ 東和 商標 二限 TSWA 保証絶対味切 博多屋本舗

購読料(送料共) 半年二、五〇〇円(前金) 購読先 大阪市東区南本町五ノ十六 財団 海外市場調査会 電話掛(2425)三九四 月五〇〇円(一部二十円) 申込先 東京都中央区日本橋室町三ノ二 法人 東京本部 電話掛(2425)五八八 一四番・五三三番 地方購読申込先は最寄通商産業局通商課、貿易館および通商事務所、各地貿易協会、都道府県経済部(取引銀行)東京銀行本店(事業會計)口慶へ御申込下さい。

主要目次
省令
輸出取引法施行規則
通商産業省設置法の施行等に伴う関係告示
官庁公示事項
輸出振興外貨資金制度の改正について
一部輸出承認品目の輸出に伴う代理店手数料の支払について
カナダ小麦NOSの買付について
統計
自動承認制輸入予算確認額
入札
引合情報
在外公館引合情報

通商弘報
通商調査課編纂
JETRO
東京都中央区日本橋区8/2
発行人 山中 豊二

輸出振興外貨資金制度の改正
輸出取引法施行規則
一部輸出承認品目の輸出に伴う代理店手数料の支払について
カナダ小麦NOSの買付について

輸出為替の御取組と輸入信用状の発行
外国向御送金は...
千代田銀行
外国為替営業店 本店・大伝馬町・横浜・名古屋・大阪・船場・京都・神戸支店等31ヶ店

通商産業省公告才三三〇号
公益事業令(昭和二十五年政令才三三三三号)才六〇条才一項才二号
四国通商産業局長 江崎 千津
昭和三十七年九月五日

金属鉱山等保安規則
改正趣旨
(鉱山保安局)
従前の規定においては、鉱山の掘採作業場においては、岩盤の崩落を多量に含有する区域を通過する...

輸出取引法施行規則制定さる

九月一日から施行

通商産業省令才六十一号

輸出取引法(昭和二十七年法律才二百九十九号)才二十九条の規定にもとずき、および同法を施行するため、ならびに輸出取引法施行令(昭和二十七年政令才三百六十七号)才二条才二項才一号の規定を実施するため、輸出取引法施行規則を次のように制定する。

輸出取引法施行規則

(協定の締結の認可の申請)

才一条 輸出取引法(昭和二十七年法律才二百九十九号)以下「法」という)才五条才一項の規定により協定の締結の認可を受けようとする者は、様式才一による申請書に、左に掲げる書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 協定書の写  
二 協定を締結する理由を記載した書面  
(協定の変更の認可の申請)  
才二条 法才五条才二項の規定により協定の変更の認可を受けようとする者は、様式才二による申請書に、左に掲げる書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

うとする者は、様式才二による申請書に、左に掲げる書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする箇所を記載した書面  
二 変更の理由を記載した書面  
(協定の廃止の届出)  
才三条 法才七条の規定により協定の廃止の届出をしようとする者は、様式才三による申請書を、通商産業大臣に提出しなければならない。

(組合員の遵守すべき事項の認可の申請)  
才四条 法才十一才二項の規定により組合員の遵守すべき事項の認可を受けようとする者は、様式才四による申請書に、左に掲げる書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 組合員の遵守すべき事項を記載した書面  
二 組合員の遵守すべき事項を定める理由を記載した書面  
三 組合員の遵守すべき事項を議決した総会の議事録の謄本  
(組合員の遵守すべき事項の変更の申請)  
才五条 法才十一才三項において準用する法才五条才二項の規定により組合員の遵守すべき事項の変更の認可を受けようとする者は、様式才五による申請書に、左に掲げる書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

更の申請)

才五条 法才十一才三項において準用する法才五条才二項の規定により組合員の遵守すべき事項の変更の認可を受けようとする者は、様式才五による申請書に、左に掲げる書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

(組合員の遵守すべき事項の廃止の届出)  
才六条 法才十一才三項において準用する法才七条の規定により、組合員の遵守すべき事項の廃止の届出をしようとする者は、様式才六による申請書を、通商産業大臣に提出しなければならない。

(設立の認可の申請)  
才七条 法才十四才一項の規定により輸出組合の設立の認可を受けようとする者は、様式才七による申請書に、左に掲げる書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 定款  
二 事業計画書  
三 役員たるべき者の氏名、住所および略歴を記載した書面  
四 組合員たるべき者の名簿  
五 創立総会の議事録の謄本  
(定款の変更の認可の申請)  
才八条 法才十六才一項の規定により定款の変更の認可を受けようとする者は、様式才八による申請書に、左に掲げる書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

(合併の認可の申請)  
才九条 法才十七才一項の規定により合併の認可を受けようとする者は、様式才九による申請書に、左に掲げる書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 合併後の輸出組合の定款  
二 合併後の輸出組合の事業計画書  
三 合併の理由および経過を記載した書面  
四 合併を議決した各輸出組合の総会の議事録の謄本  
(成立の届出等)  
才十条 法才十九条において準用する協同組合法才三十一條の規定により輸出組合の成立の届出をしようとする者は、様式才十による申請書に、役員名簿および組合員名簿を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

の総会の議事録の謄本

五 合併によつて輸出組合を設立する場合の申請にあつては、合併後の輸出組合の役員となるべきものの氏名、住所および略歴を記載した書面  
六 合併によつて輸出組合を設立する場合の申請にあつては、才一号の定款が法才十九条において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律才百八十一号)以下「協同組合法」という)才六十四才一項の規定による設立委員によつて共同して作成されたものであることを証する書面

2 法才十九条において準用する協同組合法才三十一條の規定により役員名簿の記載事項の変更の年月日および事由を記載した書面を添え、通商産業大臣

たゞし、旧輸出振興外貨資金制度により認められた輸出振興外貨資金については、昭和27年9月30日まで代理店手数料の支払にあてることができる。

七、海外渡航費、海外支店設置に要する経費等のための連合王国通貨または特別決済勘定を通じて決済される対外支払手続が必要な場合は、一般外貨予算のそれぞれの手帳の範囲内において許可する。

八、一部輸出承認品目(チェックアライス品目)については代理店手数料の支払に規制を加えることとなり、別に注意事項を发表する。

(14)

- 一、輸出によつて取得された外貨資金がアメリカ合衆国通貨である場合には、算定率をそれぞれ第一類15%、第二類10%、第三類5%とする。
- 二、輸出によつて取得された外貨資金が連合王国通貨または特別決済勘定を通過して決済されるものである場合には、当分の間輸出振興外貨資金制度の適用を停止する。
- 三、ただし、既に取得された輸出振興外貨資金については従前通りの取用を認める。
- 四、アメリカ合衆国通貨表示の輸出振興外貨資金を連合王国通貨または特別決済勘定を通過して決済される対外支払手続に振替使用することは認める。
- 五、輸出振興外貨資金の用途のうち「輸出の振興に寄与すると認められる乗材料、機械、器具その他これのに類する貨物」を「輸出の振興または経済の復興もしくは安定に寄与すると認められる貨物」に改める。
- 六、輸出振興外貨資金の用途のうち代理店手数料の支払を認めないこととしこれは一般外債予算により支払の許可をする。

5 昭和27年6月30日以前の日を起算日とする改正  
前の輸出振興外貨資金制度に基く輸出振興外貨資金に  
ついては、なお従前の例により取り扱うものとする。

大蔵省理財局

通商産業省通商振興局

輸出振興外貨資金制度の改正について

ドル貨獲得推進の見地から今回輸出振興外貨資金制度  
が別に発表された通り改正されましたが、その改正実  
は左記の通りです。



被褥類および被褥、敷物(じゆうたんを除く。) ステ  
ールクロス、ナフキン、ドライ、ハンカチ、肩掛及  
びえり巻(ネツカチーフ及ぶスカーフを含む。) はら  
びに毛メリヤス製品  
まぐる類、かに、さけ、ます、およびかきのかん詰  
冷凍まぐる類および冷凍めかじき  
うんしゅうみかん  
わり根  
かんてん

昭和ス七年七月一日  
蔵理第 号  
ス七振第々ス七号

大蔵事務次官  
通商産業事務次官

各外国為替銀行あて

輸出振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和ス六年八月一日付蔵理第ス七号、ス  
七振第ス七号をもつて「輸出を振興するために外貨  
資金の使用許可を簡素化することについて」を通牒した  
が、今回上通牒の一部を次のように改め、昭和ス七年七  
月一日から実施する。

記第ノ項中「対外支拂手段」を「アメリカ合衆国通貨  
表示の対外支拂手段(特別決済勘定にかかわるものを除  
く。)」に改め、同項中「(当該内国支拂手段が特別予金勘  
定に属する政令(昭和ス五年政令第ノス号)の規定に  
もつぎ、特別予金勘定に預け入れられる場合を除く。)」  
を削る。

記第ノ項を次のように改める。

別紙第2項第1号中を削り、「100分の6」を「百分の15」に、「100分の3」を「100分の10」に、「100分の1」を「100分の5」に改める。

別紙第2項第2号および第3号を次のように改める。

2 削除

3 輸出振興外貨金は、別表第1第1号に掲げる者が貨物を輸出したことによつて取得したアメリカ合衆国通貨表示の対外支払手続(特別証券勘定にかかわるものを除く。)を銀行に売却し、その対価として内国支払手続を取得した場合にかかわるものであること。

別紙第2項第8号を次のように改める。

5 削除

別紙第3項第3号を削り、第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を第3号とする。

別紙第9項を次のように改める。

9 昭和27年6月30日以前の日を起算日とする改正前の輸出振興外貨金制度に基づく輸出振興外貨金については、はお従前の例により取扱うものとする。ただし、別表第3第2号に掲げる費用の支払については、

(7)

昭和27年10月1日以降はこの限りではない。

10 前項の場合において別表第5に掲げる貨物の輸出に伴う代理店手数料の支払については、改正前の「輸出振興外貨金の使用許可を簡素化することについて」の別紙第2項第8号および第9項の規定によるのほか、通商産業大臣の代理店手数料支払の確認を受けているものとはければ、許可または確認をしなければならない。別表第3第2号を次のように改める。

2 削除

別表第4の次に次のように加える。

別表第5

家庭用ミシン

陶磁器(ディナーセットに限る。)

ぼうろう鉄器

ガラス製光玉(球形のものに限る。)

絹糸および絹織物

人造絹糸および人造絹織物

ステープルファイバー、ステープルファイバーおよびス

テープルファイバー織物

絹織物

(8)

昭和27年7月1日

蔵理第 号

27振第4278号

大蔵大臣 池田 勇 人

通商産業大臣 高橋 龍 太郎

日本銀行總裁 一 乃田尚盛蔵

輸出振興外貨資金制度の改正について

さきに昭和26年12月1日付蔵理第5785号、26振第765号をもつて「輸出を振興するために外貨資金の使用許可を簡素化することについて」を通知したが、今回上通牒の一部を次のように改め、昭和27年7月1日から実施する。

なおこの旨各外国為替銀行に周知した依頼する。

記第1項第1号中「輸出によつて取得された外貨資金」を「輸出によつて取得されたアメリカ合衆国通貨表示の外貨資金（特別米貯蓄券にかかわるものを除く。）」に改め同項第3号を削る。

記第2項第2号中「（長期、かつ、継続的の支払を伴う代理店契約を通商産業大臣の許可を要するものを除く。）」を削る。

(8)

別紙様式第六

代理店手数料支拂確認申請書

通商産業大臣

殿

申請者

氏名または商号  
住所

電話

下記の代理店手数料の支拂について確認を申請します。

- 1 輸出商品、数量、單価、価格、輸出承認番号
- 2 代理店手数料の支拂  
支拂の金額 單出の基礎
- 3 代理店契約の内容  
相手方氏名または商号 住所 主な取扱品目 輸出相手方との関係

(5)

上記の件については

確認する

確認しない

通商産業大臣  
署名  
印格

(備考注意)

ノ3 前項の場合において、別表第6に掲げる貨物の輸出に伴う代理店手数料の支払の許可または確認を受けようとする者は、別紙様式第6による代理店手数料支払確認申請書を通商産業大臣に提出してその確認を受けたのちでなければ申請することができない。

別表第4第2号を次のように改める。

## 2 削除

別表第4第6号を次のように改める。

6 輸出の振興または経済の復興もしくは安定に寄与すると認めらるる貨物

別表第5提出先の欄中「(別表第4第2号に掲げる費用(代理店手数料)の外国へ向けを支払を伴う代理店契約であつて、当該契約が長期、かつ継続的の支払を伴うものであるときは通商産業大臣)」を削り、同表の次に次のように加える。

別表第6

家庭用ミシン

陶磁器(デイナーセットに限る。)

ほうろう器

ガラス製光玉(球形のものに限る。)

(2)

絹糸および絹織物

~~大造絹糸および大造絹織物~~

~~ステープルファイバー、ステープルファイバー糸および~~

~~ステープルファイバー織物~~

絹織物

~~暖帳および暖帳、敷物(じゅうたんを除く。)~~ステープルクロス、ナプキン、ドイリ、ハンカチ、肩掛およびえり巻(ネックチーフおよびスカーフを含む。)ならびにモメリヤス製品

すくろ類、かに、さけ、ますおよびかきのかん詰

冷凍まぐろ類および冷凍わかじき

つんしゅうみかん

ゆり根

かんてん

別紙様式第3中「ノ1. 産物の有無」を削り、「12. 備考」を「ノ1. 備考」に改める。

別紙様式第4を削り、別紙様式第5の次に次の表を加える。

別紙様式第6

(3)

さきに昭和二十六年十二月一日付蔵理才五七八五号、二六振才七六五〇号をもつて「輸出振興外貨資金制度について」を發表したが、今回右發表文の一部を次のように改め、昭和二十七年七月十日から実施する。

### 輸出振興外貨資金制度の改正について

2 削除  
記才十一項の次に次の二項を加える。  
十二 昭和二十七年六月三十日以前の日を起算日とする改正前の輸出振興外貨資金制度にもとづく輸出振興外貨資金については、なお従前の例によることができる。ただし別表才四才二号に掲げる費用の支払については、昭和二十七年十月一日以降はこの限りでない。  
十三 前項の場合において、別表才六に掲げる貨物の輸出に伴う

代理店手数料の支払の許可または承認を受けようとする者は、別紙様式才六による代理店手数料支払承認申請書を通商産業大臣に提出してその承認を受けたのちになければ申請することができない。  
別表才四才二号を次のように改める。  
二 削除  
別表才四才六号を次のように改める。  
六 輸出の振興または経済の復興もしくは安定に寄与すると認められる貨物  
別表才五提出先の欄中(別表才四才二号に掲げる費用(代理店手数料)の外国へ向けた支払を伴う代理店契約であつて、当該契約が長期、かつ継続的の支払を伴うものであるときは通商産業大臣)を削り、同表の次に次のように加える。  
別表才六

家庭用ミシン  
陶磁器(ディナーセットに限る)  
ほうろく、鉄器  
ガラス製光玉(球形のものに限る)  
絹糸および絹織物  
人造絹糸および人造絹織物  
ステープルファイバー、ステープルファイバー糸およびステープルファイバー織物  
絞織物  
紋織物および絞織、敷物(じゆらたんを除く)、テーブルクロス、ナプキン、ドイリ、ハンカチ、肩掛およびえり姿(ネツカチーフおよびスカーフを含む)ならびに毛メリナス製品  
まぐる類、かに、さけ、ますおよびかきのかん詰  
冷凍まぐろ類および冷凍めかじき

## 輸出振興外貨資金制度の一部改正さる

通商産業省 通商調査課編集




発行所 海外市場調査会 (JETRO)  
東京都中央区日本橋区本町3-1  
発行人 山中 謙二

主 要 目 次

- ◎第一回ブラジル日本商品見本市情報報告……………四頁
- ◎第二十四回輸入公表(英文)……………八頁
- ◎米国大妻クラス(銘柄)の買入条件決定……………九頁
- ◎二七機局第三八三二号通牒……………十頁

輸 出 ・ 輸 入 ・ 國 内 販 賣



## 安宅産業株式會社

社 長：神 田 正 吉  
常務取締役：猪 崎 久 太 郎

本 社：大阪市東区今橋五丁目十四番地  
東京支店：東京都中央区京橋一丁目一番地ブリヂストンビル 京橋(56)8,356-5  
其 他：名古屋・八幡・小樽・神戸・横浜等 他全国主要都市 京橋(56)8,776-5

昭和二十四年九月十五日才三種郵便物認可

発表文

大 蔵 省  
通商産業省

昭和27年7月1日

蔵理第 号

27表第4278号

### 輸出振興外貨資金制度の改正について

ここに昭和26年12月1日付蔵理第578号、26表第7650号をもつて「輸出振興外貨資金制度について」を發表したが、今回右發表文の一部を次のように改め、昭和27年7月10日から実施する。

前文中「輸出によつて取得された外貨資金」を「輸出によつて取得されたアメリカ合衆国通貨表示の外貨資金(特別決済勘定にかかわるものを除く。)」に改める。  
記才7項第2号を次のように改める。

2 削除  
記第11項の次に次の2項を加える。  
12 昭和27年6月30日以前の日を起算日とする改正前の輸出振興外貨資金制度に基く輸出振興外貨資金については、なお従前の例によることができる。ただし別表第4第2号に掲げる費用の支払については、昭和27年10月1日以降はこの限りでない。

### 輸出振興外貨資金制度の改正

さきに昭和二十六年十二月一日付蔵理才五七八五号、二六振才七六五〇号をもつて「輸出を振興するために外貨資金の使用許可を簡素化することについて」を通知したが、今回右通牒の一部を次のように改め、昭和二十七年七月十日から実施する。

なおこの旨各外国為替銀行に周知した依頼する。

記才一項才一号中「輸出によつて取得された外貨資金」を「輸出によつて取得されたアメリカ合衆国通貨表示の外貨資金(特別決済勘定にかかわるものを除く)」に改め、同項才3号を削る。

記才一項才2号中(長期、かつ、継続的の支払を伴う代理店契約で通商産業大臣の許可を要するものを除く)を削る。

別紙才二項才1号中(二)を削り、「百分の六」を「百分の十五」に、「百分の三」を「百分の十」に、「百分の一」を「百分の五」に改める。

別紙才二項才2号および才3号を次のように改める。

2 別紙  
3 輸出振興外貨資金は、別表才一才一号に掲げる者が、貨物を輸出したることによつて取得したアメリカ合衆国通貨表示の対外支払手段(特別決済勘定にかかわるものを除く)を、銀行に売却しその対価として国内支払手段を取得した場合同様にかかわるものであること。別紙才二項才8号を次のように改める。

8 別紙  
別紙才三項才8号を削り、才4号中「前3号」を「前2号」に改め、同項を才3号とする。

別紙才九項を次のように改める  
九 昭和二十七年七月九日以前の日を起算日とする改正前の輸出振興外貨資金制度にもとづく輸出振興外貨資金については、なお、従前の例により取扱いものとする。ただし、別表才三才二号に掲げる費用の支払については、昭和二十七年七月一日以降はこの限りでない。

十 前項の場合において別表才五号に掲げる貨物の輸出に伴う代理店手数料の支払については、改正前の「輸出振興外貨資金の使用許可を簡素化することについて」の別紙才二項才9号および才九項の規定によるほか、通商産業大臣の代理店手数料支払の承認を受けているものでなければ、許可または承認を要するものではない。

別表才三才二号を次のように改める。

勘定にかかわるものを除く)を銀行に売却しその対価として国内支払手段を取得した場合同様にかかわるものであること。別紙才二項才8号を次のように改める。

8 別紙  
別紙才三項才8号を削り、才4号中「前3号」を「前2号」に改め、同項を才3号とする。

別紙才九項を次のように改める  
九 昭和二十七年七月九日以前の日を起算日とする改正前の輸出振興外貨資金制度にもとづく輸出振興外貨資金については、なお、従前の例により取扱いものとする。ただし、別表才三才二号に掲げる費用の支払については、昭和二十七年七月一日以降はこの限りでない。

十 前項の場合において別表才五号に掲げる貨物の輸出に伴う代理店手数料の支払については、改正前の「輸出振興外貨資金の使用許可を簡素化することについて」の別紙才二項才9号および才九項の規定によるほか、通商産業大臣の代理店手数料支払の承認を受けているものでなければ、許可または承認を要するものではない。

別表才三才二号を次のように改める。

二 別紙  
別表才四の次に次のように加える。  
別表才五  
家庭用ミシン  
陶磁器(ディナーセットに限る)  
ほうろく、鉄器  
ガラス製光玉(球形のものに限る)  
綿糸および綿織物  
人造絹糸および人造絹織物  
ステープルファイバー、ステープルファイバー糸およびステープルファイバー織物

絹織物  
紋帳および紋帳、敷物(じゆら、たんを除く)、ティンクルロイス、ナブケン、ドイリ、ハンカチ、肩掛およびスカーフ(ネットカチーフおよびスカーフを含む)ならびに毛メリヤス製品  
まぐろ類、かに、さけ、ますおよびかきのかん詰  
冷凍まぐろ類および冷凍めかじ  
らんしゆりみかん  
ゆり根  
かんてん

### 輸出振興外貨資金制度の改正

さきに昭和二十六年十二月一日付蔵理才五七八五号、二六振才七六五〇号をもつて「輸出を振興するために外貨資金の使用許可を簡素化することについて」を通知したが、今回右通牒の一部を次のように改め、昭和二十七年七月十日から実施する。

記才一項中「対外支払手段」を「アメリカ合衆国通貨表示の対外支払手段(特別決済勘定にかかわるものを除く)」に改め、同項中「当該国内国支払手段が特別資金勘定に関する政令(昭和二十五年政令才百九十二号)の規定にもとずき、特別資金勘定に預け入れられ

### 輸出振興外貨資金制度の改正

ドル貨獲得推進の見地から今回輸出振興外貨資金制度が別に発表された通り改正されましたが、その改正点は左記の通りです。

一、輸出によつて取得された外貨資金がアメリカ合衆国通貨である場合には、算定率をそれぞれ才一類十五%、才二類十%、才三類五%とする。

二、輸出によつて取得された外貨資金が連合王国通貨または特別決済勘定を通じて決済されるものである場合には、当分の間輸出振興外貨資金制度の適用を停止する。

ただし、すでに取得された輸出振興外貨資金については従前通りの使用を認める。

三、アメリカ合衆国通貨表示の輸出振興外貨資金を連合王国通貨または特別決済勘定を通じて決済される対外支払手段に振替使用することは認められる。

四、輸出振興外貨資金の用途のうち「輸出の振興に寄与する」と認められる原材料、機械、器具その他これらに類する貨物を、輸出の振興または経済の復興もしくは安定に寄与すると認められる貨物に改める。

五、輸出振興外貨資金の用途のうち代理店手数料の支払を認めないこととしこれは一般外貨手算により支払の許可をする。

ただし、旧輸出振興外貨資金制度により認められた輸出振興外貨資金については、昭和二十七年九月三十日まで代理店手数料の支払にあてることができ

六、海外渡航費、海外支店設置に要する経費等のため連合王国通貨

輸出振興外貨資金制度にもとづく輸出振興外貨資金については、なお従前の例により取り扱われるものとする。

輸出振興外貨資金は、別表才一才一号に掲げる者が、貨物を輸出したることによつて取得したアメリカ合衆国通貨表示の対外支払手段(特別決済勘定にかかわるものを除く)を、銀行に売却しその対価として国内支払手段を取得した場合同様にかかわるものであること。別紙才二項才8号を次のように改める。

8 別紙  
別紙才三項才8号を削り、才4号中「前3号」を「前2号」に改め、同項を才3号とする。

別紙才九項を次のように改める  
九 昭和二十七年七月九日以前の日を起算日とする改正前の輸出振興外貨資金制度にもとづく輸出振興外貨資金については、なお、従前の例により取扱いものとする。ただし、別表才三才二号に掲げる費用の支払については、昭和二十七年七月一日以降はこの限りでない。

十 前項の場合において別表才五号に掲げる貨物の輸出に伴う代理店手数料の支払については、改正前の「輸出振興外貨資金の使用許可を簡素化することについて」の別紙才二項才9号および才九項の規定によるほか、通商産業大臣の代理店手数料支払の承認を受けているものでなければ、許可または承認を要するものではない。

別表才三才二号を次のように改める。

七、一部輸出承認品目(チニツクブライス品目)については代理店手数料の支払に規制を加えることとなり、別に注意事項を發表する。

別紙才六  
代理店手数料支払承認申請書  
通商産業大臣 殿  
申請者 氏名または商号  
住 所  
電話  
下記の代理店手数料の支払について、承認を申請します。  
1. 輸出品 品目、数量、単位、単位、輸出承認番号  
2. 代理店手数料の支払 算出の基礎  
3. 代理店契約の内容  
相手方氏名または商号 住所 主な取扱品目 輸出相手方との関係  
上記の件については、  
承認する  
承認しない  
通商産業大臣 殿  
署名  
通商産業大臣 殿

通商産業事務官に任命する  
大臣官房審議室員を命ずる  
通商産業事務官 武田政之助  
(大阪通商技術課長)  
臨時通商業務局監査課長を命ずる  
同 乙竹 慶三  
(業務課長)  
臨時通商業務局監査課長を命ずる  
経済安定本部(業務局)  
通商産業技官に任命する  
外務省へ出向を命ずる  
海外展示会事務局員七月五日に帰国の予定  
シフトル、サンフランシスコ等の海外展示会に日本領事局員として渡米活躍中であつた左記の諸氏は、来る七月五日ノースウエスト機才八〇一号にて、羽田空港に帰着の予定である。なお到着時刻については確定次第追つてお知らせする。(JETRO)  
海外市場調査会東京本部事務局次長 木村(旧姓)原田 清  
東京都貿易課長 坪井 卓  
大阪府商工部才二課 奥村 正道  
愛知県総務部長 鈴木慶太郎  
" 工業指導所長 斎藤 清治

### 将来有望なるブラジル市場

#### 日本品に対する親近感起る

第一回ブラジル日本商品見本市開催報告  
去る六月二十七日午前十時半より、同見本市協賛会およびブラジル見本市協賛会共催のもとに、織維会館において第一回ブラジル日本商品見本市報告会が開催された。同席上、今回のブラジル見本市に事務局長の重任を果された福井外務省経済才三課長以下八氏の簡明報告が行われた。以下はその要旨である。

#### 福井政男氏

(外務省経済局才三課長)

三月十八日の開会式は盛況に行われたが、この日を迎えるためには内地で想像した以上の困難な事態を突破せねばならず、事務局員は折からの酷暑を克服し、不眠不休の活動を連日続けた。言葉などほとんどポルトガル語で、それほど英語が通じないという事は現地に行つてやつと体得し得た訳であった。

種々の悪条件があつたにもかかわらず、十八日予定通り開会できたのは、内地各方面の御援助と事務局員の努力、およびブラジル政府側の御後援によるものと思ふ。もつとも日本とは国柄がちがうので、物事がトントンとはいかず、

要である。

予算、開会準備等に関連して考えられるのは、内地の想像と現地の実際とは非常に懸け離れているから、今回のような場合には事前の一ヶ月位関係者が調査のため出張して来る必要があると思ふ。

アメリカ等多くの邦人が出入している国はまた一寸かわつてくるがブラジル、アルゼンチン等には是非必要である。

為替関係は公定が一八・五クルゼイロ、自由相場が三一・二クルゼイロであつて、物物は自由相場によつて決定される。物資によつてクルゼイロの購買力がことなり大体田の十倍だが、物によつては二倍から五倍位もある。

予算はオーブンアカウントによつて計上されたが、予算の範囲内に納めるためには、無理して切りつめねばならなかつた。

なお開会前より開会後に至るまで事務局内に何等のトラブルもなく、局員の皆様に一致協力奮闘して頂いたことは、局長として何より幸福であつたといわねばならぬ。

現地の新聞などは開会中の商談出来高三五〇万ドル等と書いているが、これはブラジル政府のライセンスがおりなければ全部実現されるものではない。見本市の意義

#### 藤本正男氏

(外務省経済局才三課)

私は語学の関係上主として渉外関係にあつた。

見本市の通関は、輸入ライセンスの許可が遅れ、ようやく三月十日に許可がおりた。これは登録済団体でなければ法的行為がとれぬので荷受人を変更したためや、当方よりの領事インボイスの提出が遅れたためである。

通関手続から開会まで日が短かつたので、仕事を強行することになり、十日六〇〇箱の荷物を陸揚げして各会場に運び、開函しながら検査を受けることとし、昼夜兼行で四日間これを終了した。

この間は朝七時より夜は十一時ごろまで作業に当り、三食とも現場で食べるという有様であつた。

この間検査官(三名)、監視員(三名)共に終始当方に協力して迅速に処理に当り、展示品のクラシフィックーションも概して好意的であつたことは至極都合であつた。

会場は大体リオ市のセンターで広い場所を探し出すことは不可能

四つの会場にはなつたが、かえつてこの方がよかつたと思ふ。

才一会場は航空省の将校のクラブで、大臣達が毎日食事をする食堂があり、普通一般人は入れないのでフェアを機にクラブを見物するといふ傾向さえ見られた。

才二会場はこれも高級レストランのある品よい場所である。

才三会場は機械運搬のためにトラックが特設された。

才四会場は国内飛行場事務所の二階で、この飛行場はシカゴ、ニューヨークに四散する世界才二の空港といわれ、一ヶ月七、八万人という多数の乗降客があり、それ等の人達および見送人、出迎人が数多く入つたので、一番入場者が多かつたようだ。

ブラジルにも商業会議所、工業連盟等があるが、見本市の後援を依頼するには適当でない点もあつたので、官憲および民間有力者に後援団体を作つてもらふこととした。

大統領を総裁に、副総裁には、外務、大蔵、商工、航空の各大臣が、ブラジル銀行総裁、リオ市長をお願いした。委員としては関係各省の局長、新聞連盟総裁、商業会議所総裁等十四、五名があつた。この後援会の結成はブラジル人に今回のフェアが固固たるものである

#### (発表文) 專

### 輸出振興外貨資金制度の改正に ついて

さきん昭和二十六年十二月一日付蔵理第五七八五号、二六振外七六五〇号をもって輸出振興外貨資金に ついて発表したが、今回有該発表文の一部を次のように改め、昭和二十七年七月一日から実施する。

前文中「輸出によつて取得された外貨資金」を「輸出によつて取得されたアメリカ合衆国通貨表示の外貨資金」に改める。

記第七項第二号を次のように改める。

特別に清野氏は、輸出振興外貨資金に ついて発表したが、今回有該発表文の一部を次のように改め、昭和二十七年七月一日から実施する。

トランプの経済的効果

規格十四行 専紙



別表第四項の  
輸送地を  
改正し  
令は一版外官の  
命令に  
する

従来「の」を「り」  
の「の」を「り」  
これら二つを「り」  
とす

ニ削除

記第十一項の次に次の二項を加える。

十二 昭和二十七年六月三十日以前の日を起算日とする輸送振興

（別表）

外貨資金に甚く輸送振興外貨資金に不足は従前の例によ

ることができる。ただし、別表第四項に掲げる費用に不足は昭和二十七年十月

一に限り、この限りとする。

十三 前項の規定にかかわらず、別表第六に掲げる貨物および別

表第七に掲げる者に対する輸送に伴う代理手数料の支拂の

許可または確認を受けようとする者は、改正前の特許振興外貨資

規格十四行原紙

貨物振興特許振興別紙様式第六による代理手数料支拂確認申

請書と通商産業大臣に提出してその確認を受けたのち、なければ申請

することができる。

別表第四項二項を次のように改める。

ニ削除

別表第四項六項を次のように改める。

六 輸送の振興または経済の復興を主たる目的とする輸送と認めらるる

貨物  
別表第五提出先の欄中「別表第四項二号に掲げる費用（代理手数料）

の外国へ向け互補を伴う代理手数料がある。当該契約が長期かつ

別表第五

継続的の支拂を伴うものであるときは逓高産業大臣に上列あり、同表の次に

別紙様式第三中「二、追放の有無」とあり、第十項を第十項とする。

別紙様式第四を削り、別紙様式第五を別紙様式第五とする。

別紙様式第六

規格十四行異紙

大蔵大臣名

逓高産業大臣名

日手銀行總裁名ありて

輸出振興外貨貯蓄令制定の改正について

さき昭和二十六年十一月一日付蔵理第五七八五号、三六振第七六五号

をもち、輸出を振興するに外貨貯蓄令の使用許可を簡素化することを

つて修正したるが、今回追特令の一部を次のように改め、昭和二十七年七月

一日から実施する。なおこの日外国為替銀行に周知した依頼する。

記第一項第一号中「輸出によつて取得した外貨貯蓄令を輸出によつて

取得されたりアメリカ合衆国通貨表示の外貨資金に改め、同項第三号を削除。

記第二項第三号中「長期、かつ継続的の支拂を伴う代理店契約で通商産業大臣の許可を要するものを除く。」を削除。

別紙第二項第一号中「<sup>二</sup>」の款を削り、「百分の六」を「百分の十五」に、「百分の三」を「百分の十」に、「百分の一」を「百分の五」に変更する。

別紙第二項第二号および第三号を次のように改める。

2 削除

3 輸去振興外貨資金は、別表第一第一号に掲げる者が貨物を輸去したときより取得したアメリカ合衆国通貨表示の対支拂手

段を銀行に売却し、その対価として内国支拂手段を取得した場合にかかわるものであること。

別紙第二項第八号を次のように改める。

8 削除

別紙第三項第三号を削り、第四号用紙中「前三号」を「前二号」に改め、同号を第三号とする。

別紙第九項の表を次のように改める。

九昭和二十七年六月三十日以前の日を起算日とする改正前の輸去振興外貨資

金制度に基く輸去振興外貨資金については、なお従前の例により取扱うもの

とする。ただし、別表第五第三号に掲げる貨物の取扱は、昭和二十七年十月一日以前は、前項の規定にかかわらず別表第五に掲げる貨物の輸去および別表第六



10 検査の義務を示すものとして、農林省の管轄する農産物の検査に  
 関係するものとして、農林省の管轄する農産物の検査に  
 関係するものとして、農林省の管轄する農産物の検査に

検査の義務を示すものとして、農林省の管轄する農産物の検査に  
 関係するものとして、農林省の管轄する農産物の検査に

検査の義務を示すものとして、農林省の管轄する農産物の検査に  
 関係するものとして、農林省の管轄する農産物の検査に

検査の義務を示すものとして、農林省の管轄する農産物の検査に  
 関係するものとして、農林省の管轄する農産物の検査に

検査の義務を示すものとして、農林省の管轄する農産物の検査に  
 関係するものとして、農林省の管轄する農産物の検査に

検査の義務を示すものとして、農林省の管轄する農産物の検査に  
 関係するものとして、農林省の管轄する農産物の検査に

検査の義務を示すものとして、農林省の管轄する農産物の検査に  
 関係するものとして、農林省の管轄する農産物の検査に

十三行 雑紙

に掲げる者に対する輸送に伴う代理者手数料の支拂については、改正前の  
 輸送振興外貨資金制度別紙第三項第八号の規定にかかわらず、通商産業

十三行 雑紙

大臣の確認を受けているものでなければ、許可または確認をしないう存い。  
 大臣の確認を受けているものでなければ、許可または確認をしないう存い。

別表第三項を次のように改める。  
 別表第三項を次のように改める。

別表第四次に次の事項を加える。  
 別表第四次に次の事項を加える。

別表第五  
 別表第五

家庭用ミシン  
 家庭用ミシン

陶磁器（テイクアワセメントに限る。）  
 陶磁器（テイクアワセメントに限る。）

ほうろく、鉄器  
 ほうろく、鉄器

ガラス製光玉  
 ガラス製光玉

検査の義務を示すものとして、農林省の管轄する農産物の検査に  
 関係するものとして、農林省の管轄する農産物の検査に

後河原野の事 (Mewu 1巻)  
Mewu 1巻

Mewu 1巻

廻轉歌 (Irat-ait 1巻)

吹折西 1111

廻轉歌

Mewu 1巻

11巻

Mewu 1巻

大用 Mewu 1巻

Mewu 1巻

Mewu 1巻

Mewu 1巻

十三巻

紙一 号

府 政 本 日

11巻

記事

五

判

日 本 政 府

輸出振興手帳の外貨資金使用許可と簡素化するに付いて

(別表の添付)

茲に昭和二十一年十二月一日蔵政才五七八六号、二二〇振才七二〇五〇号をもつて

輸出振興手帳の外貨資金の使用許可と簡素化するに付いての通牒

しを、今回申談通牒の一部を次のよゝみから、昭和二十七年七月一日から実施する。

記第一項中「対外交渉手帳」を「アイリク金貨取回通貨表示・対外交渉

(特別取付勘定)の取付手帳とする。

手帳」に改め、同法中「当該内國支取手帳」特別勘定勘定に内なる勘定

(昭和二十一年の令(平政五三三)の規定にもとづき、特別勘定勘定に取入れ

昭和二十一年四月二十一日

別紙

輸出振外貨資金制度の改正に伴う貨物の輸入について

(第二次案)

昭二七、六、二〇  
通商振興局

輸出振外貨資金の用途の内、貨物の輸入については、輸出の振興及び経済の復興、安定に寄与すると認められる貨物とするが、その運用については概ね左記の通りとする。

記

一 左に掲げる貨物の輸入は認めない。

(1) 法令により輸入を禁止されているもの若しくは輸入貿易管理令以外の法令により、登録、許可等がなければ輸入、販売又は所持することのできないもの

(例薬品、塩、銃砲火薬類)

(2) I M、C 物質(例、ニッケル地金、コバルト地金、タンタム、タングステン、鉛、モリブデン、銻石)

(3) 前号の物質以外のものとして国内において副産又は配給の対象となつてゐるもの  
(例、米)

(4) 関税率法別表に掲げる税率四〇%以上のもの

(5) 銀、白金等の貴金屬地金

(6) 寶石類

(7) 美術工芸品

(8) 現象された映画フィルム（産業用のものを除く）  
（現象されたフィルムは、現象されたフィルムに限り、輸出振

二、所謂「在日外国人用品」については、一般外貨予算によりその輸入を行い、輸出振  
興外貨資金により輸入することは認めない。

三、雜輸入品目の内輸出振興外貨資金による輸入を適当と認められるものについては、  
輸入を認める

（例、電線、絶縁材料、補助可塑劑、熱媒体、農薬、）

四、「輸出の振興及び経済の復興、安定に寄与すると認められる貨物」に該当すること  
の明瞭なものの輸入についても国内産業との調整は当然考慮される。

（例、蒟蒻、化学藥品類）

二七振九四一号  
昭和二十七年二月十九日

### 輸出振興外貨資金による支拂を伴 う代理店契約の許可標準について

（通商振興局）

一、海外代理店契約は、外国にお  
ける見本の頒布、海外市況の調  
査、バイヤーの信用状態の照会  
販売斡旋、販売および購入契約  
の締結、検査の立会、特許権に  
関する交渉ならびにその取得、  
クレームの処理等を目的とする  
ものでなくてはならない。

二、通常代理店がその本店に対し  
てなすべき正当の業務以外の業  
務をなすことを取り極めるよう  
な契約は、認められない。

三、一つの地域に多数の代理店を  
設置することは認められない。

- ① 本店の住所、氏名
- ② 代理店の住所、氏名
- ③ 代理店を行う地域
- ④ 代理店の行方業務の内容およ  
び取扱品目
- ⑤ 手数料の歩合および支払の時  
期

⑥ 契約の有効期間

四、代理店契約書には、次の事項  
が記入されていなければならない。



二七振第二四七号

昭和二十七年一月二十一日

通商産業省通商振興局長 井上 尙一

通商産業省通商局長 牛場 信彦

大蔵省税関部長 殿

輸出振興外貨資金算定基準および商品類  
別表について

昭和二十六年十二月十日より實施された輸出振興外貨資金の算定  
基準および商品類別表は、別紙の通りであるが、輸出貨物のうち要  
承認品目については、当省において輸出承認の際輸出承認申請書に  
右算定基準を昭和二十七年一月二十二日より記載することにしたの

古算定基準を昭和二十一年一月二十二日以上の開帳するもの及び  
承認品目としての、監督による輸出承認の類輸出承認申請書の  
基準として商品課限表の、限額の取らざるもの、輸出費等の必要  
昭和二十六年十二月十日以上の買取を以て輸出税関に資金の算定  
限表としての  
輸出税関に資金算定基準として商品課

大蔵省紙関照員 堀

紙商産業省紙商照員 中 藤 司 彦

紙商産業省紙商照員 共 土 尚 一

昭和二十一年一月二十一日

二十遊巻二四十一号

で、各税関において輸出申告書に記載されている算定基準を検討す  
る場合には、輸出承認申請書に記載されている算定基準と同一の算  
定基準を輸出申告書（E D）に記載させて申告を受け付けることと  
された。

を付す。

安基準を輸出申告書（第111）の通入をせし申告を受け付けらるるよう  
る際合のり、輸出承認申請書の添付をせしめる。其安基準も同一の  
り、各添付のせし輸出申告書の添付をせしめる。其安基準を別掲す

二七振第二四七号

昭和二十七年一月二十一日

通商産業省通商振興局長

通商産業省通商局長

殿

輸出振興外貨資金算定基準および商品類  
別表について

昭和二十六年十二月十日より實施された輸出振興外貨資金の算定  
基準および商品類別表は、別紙の通りであるが、輸出貨物のうち要  
承認品目については、各商品担当課において輸出承認の際輸出承認  
申請書に左記要領によりその算定基準を記載することとしたから、

申請書の式様要領より予の算定基準を記載せらるるようになり、  
承認品目については、各商品別当額を以て輸出承認の額を輸出承認  
基準として商品別限表に、限額の取れがある故、輸出資費の必要  
印紙二十六号十二月十日より實施するに於て輸出承認料資費金の算定  
限表については  
輸出承認料資費金算定基準として商品別

端

販商 販業 管 販商 限景

販商 販業 管 販商 限景

印紙二十号 一月二十一日

二十号 限景 二四号

宜しくお取計らひ願いたい。

記

- 一 輸出振興外貨資金の算定基準の記載欄は、輸出承認申請書の「代金決済(支拂)」の下に空白の個所とする。
- 二 右の個所に  
のスタンプを押をつし、算定基準を記載して当該担当官がそのイニシアルを署名する。
- 三 この取扱は、昭和二十七年一月二十二日より實施する。

三 上の取付は、印味二十七年一月二十二日より實施する。

附録として並列して官公庁のトニヒテクを標記する。

二 本の附録は、

「升金共済(上)支辨」の下の空白の欄に於ける。

一 輸出振興外貨資金の算定基準の附録は、輸出承認申請書の

宜しうは取付の心種に於て。

二七振第二四七号  
昭和二十七年一月二十一日

通商産業省通商振興局長 井上尙一  
通商産業省通商局長 牛場信彦

殿

輸出振興外貨資金算定基準および商品類別表について

この件については、別紙写の通り昭和二十七年一月二十二日より實施することとしたから遺憾なきを期せられたい。

昭和二十四年九月十五日才三種郵便物認可



発行所 海外市場調査会 (JETRO)  
 代表人 山本 中 二  
 東京都中央区日本橋区本町3/2  
 発行人 山 中 二

目次

- ◎清水、四日市特定重要港となる……………二頁
- ◎外国自動車譲渡許可書の有効期間について……………二頁
- ◎ジエトロ資料紹介(アフリカ州・大洋州……………三頁)
- ◎輸出承認申請結果発表(十八)……………七頁
- ◎JETRO引合情報……………八頁

二七振才四八四号  
 昭和二十七年一月三十一日

大蔵大臣 池田 勇人  
 通商産業大臣 高橋龍太郎

輸出振興外貨資金制度について

〔別表の一部改正〕

さきに昭和二十六年十二月十日付蔵理才五七八五号、二六振才七六五〇号をもって「輸出を振興するために外貨資金の使用許可を簡素化することについて」通牒したが、今回通牒文の別表才二および別表才四の一部をそれぞれ次のように改め、昭和二十七年二月一日から実施する。なお、この旨外国為替銀行に周知した依頼する。

別表第二

「シロデイ、ラック、ウエイスト」を「シロデイ(可紡のものに限る)、ラック(可紡のものに限る)、ウエイスト(可紡のものに限る)」に改める。

別表第四  
 才一類

「別珍、コールテン」を「別珍およびコールテン(これらの生地を除く)」に、「合成繊維の綿糸および綿物を合成繊維の綿糸」に改める。

才三類

「生糸(玉糸を含む)、絹糸および絹織物(ゆら糸)」を削り、「手編糸を除く」の下に「シロデイ(不可紡のものに限る)、ラック(不可紡のものに限る)、ウエイスト(不可紡のものに限る)」を加える。

二七振才四八四号  
 昭和二十七年一月三十一日

大蔵省  
 通商産業省

輸出振興外貨資金制度について

〔別表の一部改正〕

さきに昭和二十六年十二月十日付蔵理才五七八五号、二六振才七六五〇号をもって輸出振興外貨資金について発表したが、今回当該発表文の別表才二および別表才三の一部をそれぞれつぎのように改め、昭和二十七年二月一日から実施する。

別表第二

「別珍、コールテン」を「別珍およびコールテン(これらの生地を除く)」に、「合成繊維の綿糸および綿物を合成繊維の綿物」に改める。

才二類

「化学繊維」のつぎに「合成繊維の綿および糸」を、「生糸および絹糸」に加える。

別表第三

「シロデイ、ラック、ウエイスト」を「シロデイ(可紡のものに限る)、ラック(可紡のものに限る)、ウエイスト(可紡のものに限る)」に改める。

實証するところより、紙幣の流通を抑制せしめ、  
 この特力に依り、紙幣の流通を抑制し、昭和二十七年一月二十二日より  
 紙幣の流通を抑制せしめ、  
 輸出振興外貨資金制度を基盤として商品騰

昭和二十七年一月二十一日  
 二七振才二四四号  
 通商産業省 通商弘報 中 二 頁

輸出入貿易

白洋貿易株式會社

取締役社長 宮崎 清  
 本店 東京都千代田区丸の内二ノ二(丸ビル内)  
 支店 大阪・横浜・神戸  
 出張所 名古屋・門司

### 輸出振興外貨資金に関する事務取扱について

（通商振興局振興課）

標記の件について今回左記の通り通知されたから発表する。

日為管甲才二五五号  
昭和二十六年十二月十八日

日本銀行為替管理局  
日本銀行支店 御中  
外国為替銀行 御中

首領事務取扱について関係当局と打合せの結果、左記により御取扱願いたく右通知いたします。

一、記帳証の作成ならびに本行に對する提出要領

1 輸出振興外貨資金額算定の基準となる輸出貨物代金および輸出振興外貨資金の額は、いづれも亦、磅までとし未滿を切捨てること。

2 本行の作成する差額記帳証の金額は、それぞれ仙および

片まで算出する。

3 記帳証の裏面の Part II - parts in Export 欄に将来譲渡を予想される者を記載し銀行が署名することとなつてゐるが、これに三人以上記載する必要がある場合には符號を附して行ふこと。

ただし、その字を本行に提出後原本に記載または追加することは認められない。

4 エスタロー方式、バックツウバック方式および標準決済

通商調査編纂 通商弘報

発行所 海外市場調査会 (JETRO)  
東京都中央区日本橋區町3ノ2  
発行人 山中 謙二

主要目次

- ◎第一回優秀国産品と海外見本市展覧会 十日より大阪にて開
- ◎JETRO資料紹介 三頁
- ◎JETRO引合情報 四頁
- ◎JETRO 八頁

5 記帳証の外国為替銀行の訂正は、今後金額のみならずその他についても一切認めないこととする。

6 輸出業者が外国人（法人を含む）である場合、銀行がその記帳証の確認に當つては、商号または外国会社の登記簿抄本の提出をうけて確認すること。

7 記帳証紛失の際は再発行を認めない。

8 輸出振興外貨資金による許可証または外貨資金割当証明書受領後は、たとへ許可証等の一部または全部が不使用となつた場合でも原記帳証の復活は認められない。

9 起算日から十日以内に確認をうけて本行に提出した記帳証字に間違があり、訂正分を再発行する場合は、十日以上を経過しても受理される。



輸出入、國內販賣

主要品目 石炭、石油、コークス、機械、船舶、金属、食糧、糖、塩、肥料、油脂、原料、建築資材、薬品、染料、ゴム、ホツソ、皮革、繊維、雜貨、其他

**太平商工株式会社**

取締役社長 藤野 忠次郎

本店 東京都千代田区丸の内二丁目十二番九ノ内(23) 電話 三三三三、三三三三、三三三三

支店 横浜、名古屋、大阪、神戸、明司、出張所 小樽

輸出入國內取引

非鉄金属・鉄鋼・機械・資材・繊維

**昭光商事**

取締役社長 小林 元

本社 東京都千代田区大手町大手ビル 電話 九ノ内(23)1341~1349、3344~3347

支店 大阪・横浜・名古屋

### 清水、四日市特定重要港となる

政令才十号  
昭和二十七年二月一日

#### 港灣法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港灣法（昭和二十五年法律才二百十八号）才二条才二項および才四十二才二項の規定に、もとより、この政令を制定する。港灣法施行令（昭和二十六年政令才四号）の一部を次のように改正する。

別表才一の北海道の項中「釧路」を「釧路、留萌」に、山口の項中「徳山下松」を「徳山下松、岩国」に、宮崎の項中「細島」を「細島、油津」に改める。

別表才三中「愛知名古屋」を「静岡清水、愛知名古屋」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

運輸大臣 村上義一  
内閣総理大臣 吉田 茂

右の政令公布により特定重要港に新たに清水、四日市を加え、特定重要港は七港になつた。また、重要港に新たに留萌（北海道）、岩国（山口県）、油津（宮崎県）を加え、重要港は合計六十三港となつた。（JETRO）

### 外國自動車讓受許可書の有効期間について

（通商産業省）  
（二七・二一） 運輸（省）

外國自動車讓受規則（昭和二十六年六月九日 通商産業省 令才一七号）才五条才一項の規定により通産・運輸両大臣の許可を受け才七条の規定により交付した許可書のうち昭和二十六年八月三日発行にかかる許可書は、同規則才十一条才一項の規定により昭和二十七年二月二日以後の有効期間を満了し二月三日以降無効となるから念のため公告する。

なお特に理由があつて有効期間の延長を希望する者であつて二月末日までに有効期間延長の申請をした者に対しては、通産・運輸両大臣が特に必要がある認めるときは限り有効期間の延長を許可することとしたから、有効期間延長を必要とする理由を記した通産・運輸両大臣宛の有効期間延長の申請書に許可書を添付して運輸省自動車局登録課提出された。

### 通商産業省省令

（二月一日付）

通商産業事務官 藤田久治郎  
（繊維輸出課長）  
通商局輸出課長を命ずる  
同 貝原 庄一  
（緊要物資課長）  
通商繊維局繊維輸出課長を命ずる  
同 佐々木 宏  
（衣料課長）  
通商繊維局麻毛課長を命ずる  
同 江下 忠  
（審議委員）  
通商繊維局衣料課長を命ずる  
同 及川 逸平  
（厚生課長）  
通商化学局アルコール才一課長を命ずる  
同 口野 昌三  
（業務局監査課長）  
臨時通商業務局経理課長を命ずる  
同 小林 純彦  
（中小企業庁）  
四国通商産業局勤務を命ずる  
（総務課長）  
同 高木 広一  
（輸出課長）  
外務省へ出向を命ずる（アルゼンチン在外事務所長）  
同 荒居 辰雄  
（四国通商局総務課長）  
特許庁へ出向を命ずる（審議委員）  
同 川瀬 健治  
（秘書課長）  
大臣官房厚生課長兼務を命ずる  
同 石井由太郎  
（経理部長）  
通商振興局経理部緊要物資課長事務取扱を命ずる  
同 乙竹 康三  
（業務才二課長）  
臨時通商業務局監査課長兼務を命ずる  
同 記内 角一  
（繊維局長）  
通商繊維局麻毛課長事務取扱を命ずる  
同 水谷工業株式会社

同 中村辰五郎  
（化学局長）  
通商化学局アルコール才一課長事務取扱を命ずる  
同 鈴木 正之  
（業務局経理課長）  
願に依り本官を免する

二七通出才九十八号  
昭和二十七年二月一日  
（輸出課）  
承認済T-1010取消  
通知に関する件  
左記承認済T-1010は紛失再発行せしものにつき承認を取消す。

輸出承認番号 OSAI-11-275  
承認月日 昭和二十六年九月十七日  
商 品 名 豚 毛  
輸 出 業 者 水谷工業株式会社

- 10 一件の貨物の輸出価額に所定の輸出振興外貨資金算定比率を乗じて得た輸出振興外貨資金の額が一弗または一磅未満となる場合は、本制度が適用されず、また右の少額の輸出を二件以上合計して適用することも認められない。
- 11 記録証の起算日が船積日となつていない場合は、船積日は税関が輸出申告状に押捺するローディングシートとし、もしこれが無い場合は、船荷証券面の船積日とする。
- 12 輸出申告書一枚に対し記録証一枚を発行すること(ただし、バーチャルシステムメントの場合を除く)および二枚以上の輸出申告書の金額を取替めて記録証の発行をすること(ただし、今後認められない。すなわち原則として輸出申告書一枚につき記録証一枚を作成する。本件については、七月一日以降十二月九日までこの分も同様の取扱とする)。
- 13 銀行が買取った輸出申告書が支払拒絶された場合の記録証の処理についてはおつて詳細通察する。
- 14 輸出振興外貨資金の商品別%の確定を税関が行うこととなつていない(確定済の旨スタンプを押捺する)ので銀行はこれにより輸出振興外貨資金の算定を行ふべき。
- 15 輸出申告書に数商品が記載され、その運賃、保険料金額が合計額で記入されている場合は、これを当該貨物価額に按分した上、各々の輸出振興外貨資金額を算出すること。
- 16 記録証の有効期間満了日が休日である場合には、一応、休日である該日を記入し、取扱としては休日の翌日を満了日として認める。
- 17 輸出申告書がプロセスされた場合の記録証の起算日は、従来外貨の買取日をもつて起算日としていたが、今後は輸出業者に対する円貨代金支払日とする。
- 18 記録証写とともに提出すべき輸出申告書、カザアリングレター、輸出免状等の写は、記載事項のすべての写とすること。
- 19 ヴイタミンオイル、糖結等のごとく当初契約高の一部の代金を受領し、残額を貨物が仕向地で検収された上決済する場合の記録証の確定は、通常の通り取扱うものとする。イ、一部の輸出代金の受領を行つたときは、当該金額に相当する記録を記録し、輸出申告書と当該記録証写とを本行に送付する。
- 20 七月一日以降十二月九日までの輸出に係る記録証に添付すべき輸出申告書の写について記録銀行と買取銀行とが相違する場合、厳密に言えば輸出申告書の記録銀行は記録銀行が、決済権は買取銀行において確認すべきであるが、便宜上全部を買取銀行が確認できることとする。
- 21 海外バイヤー、ブローカー等の手数料を込めた輸出、いわゆる手数料込値段の輸出について輸出振興外貨資金額を算出する場合には、貨物の輸出価額(インボイス価額)から右手数料相当外貨金額を控除したものを輸出振興外貨資金の算定基準である貨物の輸出価額とし、これにより記録証金額を算出すること。
- 22 本邦輸出業者が、海外輸入業者の代理店を兼ね、輸出契約上代理店手数料を込めた輸出価額により記録証をうけ、かつこの価額により輸出を行つた場合、すなわちO/O/O契約等で輸出した場合は、手数料を込めた価額を貨物の輸出価額として記録証金額を算出すること。
- 23 右以外の場合は原則としてインボイス金額を輸出振興外貨資金の算定基準である貨物の輸出価額とする。
- 24 輸出振興外貨資金使用申請手続について
  - 1 旧制度にもとづく優先外貨と新制度にもとづく振興外貨とは区別してそれぞれの申請手続によらなければならない。
  - 2 旧制度に認められた輸出振興外貨資金の前貸による使用は認められない。
  - 3 本制度による輸出代金のレポートの支払は認められないがプラント輸出等の特殊な場合には一般外貨予算により許可される場合がある。
  - 4 輸出商は外貨でその委任をうけて実務を邦商が取扱つてゐる場合は、邦商が当該輸出貨物の運荷を行つてゐる場合等現実に輸出貨物の供給関係者であることを立証し得る場合は、外貨から譲渡をうけ得るものとする。輸出業者である邦商の委任をうけて行つた場合も同様とする。
  - 5 海外渡航の許可申請書の様式は建前として、外国為替管理令才二十一一条の主務大臣の区分に従ひ貨物の輸出または輸入に直接伴つてする行為もしくは取引等に係るものはT四〇二〇、その他はF三一五〇を使用しなければならないこととなつてゐるが、この区分の判定が実際上難しいので、当分の間、様式は何れを使用しても受理することとする。
  - 6 輸出振興外貨資金の譲渡をうけて許可申請をする場合は、記録証原本にその譲渡者と被譲渡者との関係を示す書類を添付することとなつてゐるが、この書類の作成は譲渡者、被譲渡者連名(記名捺印)とし、特に被譲渡者が貨物供給関係者であるかまたは輸出業者の団体であるか等の資格を明らかにすること。
  - 7 代理店契約のうちで長期かつ継続的な支払を伴うものについては通商大臣が許可をす

- 9 運賃、保険料の支払の許可申請書に添付すべき書類はすでに発表した手続には輸入承認証原本となつてゐるが、今後は当該輸入承認証のオリジナルとコピーとする。
- 10 輸出振興外貨資金の比率が引下げられたため、本制度公表以前の既契約分の支払については、一般外貨予算により許可されることあるから一般の支払許可申請をさせること。
- 11 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 12 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 13 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 14 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 15 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 16 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 17 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 18 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 19 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 20 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 21 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 22 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 23 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 24 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 25 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 26 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 27 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 28 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 29 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。
- 30 輸出振興外貨資金にもとづく輸入承認証の承認番号は、一般の無公表輸入人の承認番号と同様Nの記号を使用するものとし、使用済の場合は一般の輸入承認証と同様の処理をすること。

**輸入承認証の再交付および無効通知について**  
(通商産業省)

左記輸入承認証は紛失により昭和二十六年十二月二十一日再交付したから「再交付」の旨を表示してない当該輸入承認証は同日以降無効とする。

一、申請者 東洋工業商會  
一、承認証発行銀行 東京銀行本店営業部  
一、輸入承認番号 IL(C-37) J10  
一、02806  
一、承認年月日 昭和二十六年九月二十八日  
一、有効期限満了日 昭和二十七年三月二十八日  
一、金額 一千九百二十五弗五〇仙  
一、商品名 機械

左記輸入承認証は紛失により昭和二十六年十二月二十八日再交付したから「再交付」の旨を表示してない当該輸入承認証は同日以降無効とする。

一、申請者 Hasegawa Menkwa Co., Ltd. Osaka.  
一、承認証発行銀行 The Bank of Tokyo, Ltd. Osaka.  
一、輸入承認番号 IL(C-37) J10  
一、01739  
一、承認年月日 Sept. 27, 1951.  
一、有効期限満了日 March 31, 1952.  
一、金額 U.S.\$ 5,000.00  
一、商品名 Raw Cotton

左記輸入承認証は紛失により昭和二十五年八月二十八日再交付したから「再交付」の旨を表示してない当該輸入承認証は同日以降無効とする。

一、申請者 筑波化学工業株式会社  
一、承認証発行銀行 帝國銀行外国営業部  
一、輸入承認番号 IL(21) L(C)  
一、00442  
一、承認年月日 昭和二十五年八月十日  
一、有効期限満了日 昭和二十六年十一月三十日

左記輸入承認証は紛失により昭和二十六年五月九日再交付したから「再交付」の旨を表示してない当該輸入承認証は同日以降無効とする。

一、金額 米貨九五一弗二〇〇仙  
一、商品名 7205-7299 Steel Products

**第一回優秀國産品と海外見本市 展覧會 十日より大阪にて開催**  
— 通産省・ジエトロ共催 —

既報の標記展覧會は準備万端整い、いよいよ新装なつた大阪国際見本市會館において十日より十五日にわたる六日間開催されることとなつた。大阪終了後東京、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌の各都市において相次いで開催される予定であるが、各地の開催日および場所を示せば次の通りである。(詳細は昨年十一月十七日付および十二月二十一日付本紙を参照されたい。なお名古屋および福岡における開催日に若干の変更があつたので念のため申添える)

東京会場 三越本店  
自一月二十八日至二月三日  
名古屋会場 愛知県商工部  
自二月十四日至二月二十日  
広島会場 福屋(百貨店)  
自三月一日至三月七日  
福岡会場 岩田屋  
自三月十八日至三月二十三日  
仙台会場 三越仙台支店  
自四月二十一日至四月二十七日

**製氷機械輸入希望の件**  
(機械輸出課)

当地華僑 Iiem Siang Gwan, No. 64 Ondomohen, Surabaya, Indonesiaより製氷工場設置の目的にて日産十トン能力の製氷機を輸入したい趣をもつて、旋方申請があつた。

左記詳細の他、でき得れば青写真型録等を附し同人に通信連絡できるようしくお取計いあつた。

記

1- Contain of ice-cell (in Kg); number of ice-cell; measurement of ice-generator; measurement of ice-basin; capacity of compressor; factory building to be needed accordingly; other specification.  
I.C.O.F.S.ラバヤ価格

左記輸入承認証は紛失により昭和二十六年五月九日再交付したから「再交付」の旨を表示してない当該輸入承認証は同日以降無効とする。

一、金額 米貨九五一弗二〇〇仙  
一、商品名 7205-7299 Steel Products

左記輸入承認証は紛失により昭和二十六年五月九日再交付したから「再交付」の旨を表示してない当該輸入承認証は同日以降無効とする。

一、金額 米貨九五一弗二〇〇仙  
一、商品名 7205-7299 Steel Products



ジエトロ資料紹介

各国市場展望

北中南米特集(一)

参考資料 JETRO 海外調査員報告 フォーリン・コマース・ウィークリー誌 マシーナリー・ロイド誌 ケミカル・ウィークリー誌 各国商工会議所機関誌 その他

カナダ市場

○九月の経済情勢

九月の生産は前年同期より高水準にあるが、小売は緩慢、在庫は増加し、金融は逼迫している。...

○貿易情勢

金および米ドル保有高は九月三十一日現在、十六億一千九百六十万ドルあり、八月三十一日は十五億六千二百六十万ドルであった。...

と減少した。米英よりの五〇年一四月と五一年同期の輸入は次の通りである。(単位千ドル)

Table with columns for Country (英国, 米国) and various goods (小麦, 大豆, etc.) with values in thousands of dollars.

メキシコ市場

○九月の経済概観

九月一日大統領の議会に送った年報報告によると、昨年九月より今年八月末までに公道の建設、維持のために四億三千八百萬ペソが支出された。...

通商弘報 logo and publication information: 通商弘報 海外市場調査会 (JETRO) 東京都中央区日本橋区本町3/2 発行人 山中 隆二

輸出振興外貨資金制度の全文発表

別表一に掲げる者は、昭和二十六年七月一日以降において同表一に掲げる者が行った貨物(別表二に掲げる貨物であつて別表三に掲げる者を除く)の輸出によつて取得された外貨資金の一部に相当する額の外貨資金(以下「輸出振興外貨資金」という)を使用し、別表四一号から五号までに掲げる費用の外国へ向けた支払をし、または同表六号もしくは七号に掲げる貨物を輸入する場合には、外国為替管理令(昭和二十五年政令第二三三号)令(昭和二十五年政令第二三三号)およびこれに基づく命令または輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四十四号)およびこれに基づく命令の適用を受け、昭和二十六年七月一日から次の措置が講ぜられる。...

一、輸出振興外貨資金を使用し、その者にかかわる同表一、二、三に掲げる者が、あらかじめ、...

二、前項の確認は、左に掲げる日(以下「起算日」という)から十日以内(昭和二十六年七月一日から同年十二月九日までの間に輸出によつて取得された外貨資金にかかわるものについては、同年十二月十日から昭和二十七年二月二十九日まで)に、記録簿三通を当該銀行に提出して、受けなければならない。...

安宅産業株式会社 AC logo 輸出・輸入・国内販賣 社長 神田正吉 社務取締役 神崎久太郎 本社: 大阪市東区今橋五丁目十四番地 東京支店: 東京都中央区京橋一丁目一番地プリヂェストンビル (12月17日移転の予定) 其ノ他: 名古屋・八幡・小樽・神戸・横浜 他全国主要都市

業大臣に提出しなければならない。
六、輸出振興外貨資金を使用して
外国へ向けた支払をし、または
貨物を輸入しようとする者は、
起算日から七箇月(昭和二十六年
七月一日から同年十二月九日
までの間に輸出によつて取得さ
れた外貨資金にかかわるもの)
については、才二項の銀行の確
認を受けた日を起算日とし、その
日から五箇月)内に許可または
外貨資金の割当の申請をしなけ
ればならない。

七、輸出振興外貨資金を使用して
外国へ向けた支払をし、または
当該支払の原因となる行為もし
くは取引をしよとする者は、
外国為替の管理に関する省令
(昭和二十五年大蔵省令才七十
三号)または貿易関係為替管理
規則(昭和二十五年通商産業省
令才五十九号)の規定による許
可申請書三通(別表才四一〇一
にかかわる許可申請書は四通)
に確認記録証(才四項の規定に
より確認記録証を提出する場合
は、その確認記録証をもつて本
項の確認記録証とみなす)およ
び左に掲げる書類を添えて銀行
を通じて別表才五に掲げる区分
にしたがつて通商産業大臣また
は日本銀行(支店を含む)に提

出しなければならない。
1、別表才四一〇一に掲げる費
用(渡航費)の外国へ向けた支
払をする場合には、別紙様式
才三による渡航説明書三通
2、別表才四一〇二に掲げる費
用(代理店手数料)の外国へ
向けた支払をする場合には、
別紙様式才四による輸出明細
書三通ならびに往復文書等の
支払を必要とすることを証明
する書類の原本およびその写
二通
3、別表才四一〇三に掲げる費
用(広告費等)の外国へ向け
た支払をする場合には、請求
書等の支払が必要であることを
証明する書類の原本および
その写二通
4、別表才四一〇四に掲げる費
用(運賃、保険料等)の外国
へ向けた支払をする場合には、
輸入承認証およびその写
二通
5、別表才四一〇五に掲げる費
用(支店、駐在員等の費用)の
外国へ向けた支払をする場合
には、別紙様式才五による支
店等経費説明書三通
八、輸出振興外貨資金を使用して
貨物の輸入をするために外貨資
金の割当を受けようとする者
は、輸入貿易管理規則(昭和二

十四年通商産業省令才七十七
号)の規定による外貨資金割当
申請書四通に確認記録証および
当該貨物の輸入を必要とする
ことを説明する書類を添えて通
商産業大臣(通商振興局振興
課)に提出しなければならない。
九、通商産業大臣は、外貨資金の
割当をした場合には、外貨資金
割当申請書および添付書類の右
肩に「割当」のスタンプを押す。
し、外貨資金割当申請書のうち
一通を外貨資金割当証明書とし
て申請者に交付する。
十、輸入貨物の代金の決済方法が
標準決済方法に関する規則(昭
和二十五年外国為替管理委員会
規則才十五号)で定める標準決
済方法によらない場合には、才
八項の外貨資金割当申請書を提
出する際に、輸入貿易管理規則
の規定による輸入承認申請書
(フォームA)五通に当該決済
方法を必要とする事由を具した
書類を添えて提出し通商産業大
臣の許可を受けなければならない。
十一、才九項の外貨資金の割当を
受けた者(才十項の許可を受け
ることを要する者)にあつては、
才九項の外貨資金の割当および
才十項の許可を受けた者が銀行
に輸入の承認を申請する場合

には、輸入しようとする貨物の
代金を千分の一を乗じて得た円
価額を輸入保証金として当該銀
行に預入しなければならない。
この場合において、保証金の種
類は現金、国債、定期預金、預
金証書または金融機関の保証状
とする。
別表第一
一、貨物を輸出した居住者(本邦
人以外の者であるときは、商号
の登記または商法(明治三十二
年法律才四十八号)才四百七十二
九条才二項の規定による登記を
した者に限る。
二、前号に掲げる者が輸出した貨
物の供給に關与した者
三、前二号に掲げる者の加入する
団体
四、前三号に掲げる者の役員また
は使用人であつて、別表才四一
一に掲げる費用の支払をする
もの
五、才一に掲げる者が輸出すべ
き貨物の供給に關与すること
なると思はれる者であつて、
通商産業大臣の承認を受けた
者
別表第二
才一類
非鉄金属および非金属礦物(非鉄
金属(貴金属を除く))の箔およ

び粉、製紙用金網、動力電線、
(銅)鉛線、アルミ線を含む。
通信電線。
機械(電気機械器具、産業用機械
器具(農業用機械器具を含む)、
食糧加工用機械器具、工匠具)
るは、ハンマー、シャベルお
よびスコップを含む。)、ペアリ
ング、繊維機械器具(ミシンを
含む。)、通信用機械器具、計器
および指示器(度量衡器具を含
む。)、内燃機関、光学機械器具、
医療用機械器具、理化学機械器
具、時計、製図用機械器具、車
務用機械器具、蓄音機(電気蓄
音機を含む。)、自転車、輸送用
機械器具(鉄道車両および船舶
を除く)ならびにこれらの部分
品、附属品および用品(他の類
に掲げるものを除く。
化学用品(染料、顔料、医薬品
礦産品(加工礦産物(別紙、コー
ルテン、絞染、ステンシルプリ
ント、インディゴプリント、プ
ループプリント、ワックスプリン
ト、イミテーションワックスプ
リント、パチンコサロプリン
ト(サリ、ソロ、パライプリ
ントを含む。)、化学繊維(合成
繊維の綿、糸および織物、加工
人絹織物、加工ステープルファ
イバー織物)、繊維二次製品(マ
リヤス製品、タオル、綿毛布、

敷布、布帛織製品、帽子および
帽体、敷物、かや地(刺しゅう
を施したもの)、かや、レース、
漁網(手網のもの)、カタン糸
および加工糸(手編糸を含む。
組捻糸を除く。)、その他の繊維
二次製品(他の類に掲げるもの
を除く。)

農林畜水産物(大豆を除
く。)、茶、椎茸、球根類、薄荷
類、しぶ、へちま、薬用にしじ
ん、青果物および加工品、生鮮
魚介類、加工水産物、かんてん、
種かき、金魚、養殖真珠、かん
詰(もちおよび乳製品のかん詰
を除く)およびびん詰、グルタ
ミン酸ソーダ、竹、とうもろこ
し、単板、合板、肝臓油、木ろろ、
毛皮類、アングラ毛、豚毛そ
の他の獣毛、羽毛、カナリヤ
雜質(陶磁器(が)子を除く。)、
ガラス製品、アスベスト製品、
ゴム製品(自動車用タイヤチ
ューブを除く。)、皮革製品、紙製
品、はうろく鉄器、金属製日用
品(鋳鉄製品、アルミニウム製
品、アンチモン製製品、縫針、
バケツ、喫煙具、その他の金属
雑品(他の類に掲げるものを除
く。))、刷毛、楽器、文具具、運
動具、つり具、建材、扇す、ち
ようちん、漆器、ボタン、履物、
和がき、洋がきおよびその部分

品、身辺装身具、マッチ、スラ
イドフラスナー、眼鏡わく、セ
ムロイド製品、セロファン、ガ
ン具、花火、造花、クリスマ
ス・イースターおよびパティ
用の飾付品、木竹とう製品、経
木製品、珠数、スパールトリ、
時計バンド
その他(美術工芸品、撮影用映
写用フィルム、骨とう品(重要
文化財に指定されているもの)
を除く。)、研磨材、葉たばこお
よび巻たばこ、ガラス(板ガラス
を除く。)、手すき和紙、印刷物
を除く。)

オ二類
鉄鋼(普通鋼鋼材(軌条、巻目板、
タイプレイト、型鋼、帯鋼、鋼
管(亜鉛引のものを含む。)、そ
の他の普通鋼鋼材(別表才二お
よび他の類に掲げるものを除
く。))、鍛造鋼(鉄線、針金、
有刺鉄線、熱線、金おさみ鉄線、
釘、特殊釘、蹄釘、大釘、製線
鋼、鋼線、鋼索、溶接棒、その
他の鍛造鋼製品)、磨練鋼、ホル
トおよびナット、リベット、ワッ
シナー、フィッシュボルトおよ
びフィッシュナット、スプリング
ワッシャー、磨練鋼、鋼板二次
製品(タックス、ベルトレイ
シング、ドラムかん、その他の
鋼板二次製品(亜鉛鉄板を除

く。))
非鉄金属および非金属礦物(模電
線(熱線、被覆電線(動力電線
らおよび通信電線を除く。))、
電線
機械(生産、運輸および通信の用
に供せられる機械または設備な
らびにこれらの部分品および附
属品(鉄道車両および船舶を含
み、他の類に掲げるものを除
く。))
化学用品(別表才二および
他の類に掲げるものを除く。))
纖維品(加工纖維物(さらし、糸
染、染織、捺染(才一類に掲げる
ものを除く。))、化学纖維(人造絹
糸、生地人造絹織物、ステープ
ルファイバー、ステープルファ
イバー糸、生地ステープルファ
イバー織物)、生糸および絹製品
(熟糸、絹白無地、染色織物)プ
リント物を含む。)、ふるい絹、毛
製品(毛織物(毛布を含む。))、フ
ェルト)、麻製品(麻織物)、繊維
二次製品(メリヤス生地、タオル
地、漁網糸および漁網(手網の
ものを除く。))、網、かや地(刺
しゅうを施したもの)を除く。))
農林畜水産物(野菜、果樹および
花きの種苗、除虫菊乾花および
その粉末、魚粉、こんにやく粉、
酒類(ビールを含む。))、調味料
(す、みそおよびしょうゆを含

く。))
オ三類
鉄鋼(鋼、鋼管、薄板(黒板
または亜鉛引のもの)、厚板
非鉄金属および非金属礦物(破
黄、石灰石、カドミウム、セレ
ニウムおよびビスマスの地金、
アルミニウム地金(アルミニウ
ム九九二〇%以上のもの)、仲
銅品、樫電線(単線のもの)であ
つて電線を除く。)、亜鉛板、
鉛製品、駐金風圧延品(箔を除
く。))
化学用品(か性ソーダ、ソーダ灰
織物(綿糸(他の類に掲げるもの
を除く。))、生地織物、生糸
および絹製品(生糸(玉糸を含
む。))絹糸および絹紡ちゅう、
ブレット、ベニ、生絹)、麻
糸(他の類に掲げるものを除
く。))、毛製品(カンミヤ(カー
ドおよびトップ)、毛糸(手編糸

を除く。))
農林畜水産物(そば、めん類、澱
粉類、魚油(いかに油を含む。))、
油およびにしん油を除く。))、
煎油、もちかん詰、菓子類、飲
食料品(他の類に掲げるものを
除く。))、桑苗、蚕種
その他(なめし皮、新聞用紙、下
級更紙、仙貨紙、クラフト紙
を除く。))
別表第三
鉄鋼および鉄鋼石(高級仕上鋼
板、ブリキ板、珪素鋼板、合金
鉄およびそのくず、粒鉄、海綿
鉄、純鉄(電解鉄を含む。))、鉄
線、鋼索、鋼半製品(合金元素
の添加されたものを含む。))、特
殊鋼、鉄および鋼のくず、鉄鋼
石

を除く。))
農林畜水産物(そば、めん類、澱
粉類、魚油(いかに油を含む。))、
油およびにしん油を除く。))、
煎油、もちかん詰、菓子類、飲
食料品(他の類に掲げるものを
除く。))、桑苗、蚕種
その他(なめし皮、新聞用紙、下
級更紙、仙貨紙、クラフト紙
を除く。))
別表第三
鉄鋼および鉄鋼石(高級仕上鋼
板、ブリキ板、珪素鋼板、合金
鉄およびそのくず、粒鉄、海綿
鉄、純鉄(電解鉄を含む。))、鉄
線、鋼索、鋼半製品(合金元素
の添加されたものを含む。))、特
殊鋼、鉄および鋼のくず、鉄鋼
石

を除く。))
農林畜水産物(そば、めん類、澱
粉類、魚油(いかに油を含む。))、
油およびにしん油を除く。))、
煎油、もちかん詰、菓子類、飲
食料品(他の類に掲げるものを
除く。))、桑苗、蚕種
その他(なめし皮、新聞用紙、下
級更紙、仙貨紙、クラフト紙
を除く。))
別表第三
鉄鋼および鉄鋼石(高級仕上鋼
板、ブリキ板、珪素鋼板、合金
鉄およびそのくず、粒鉄、海綿
鉄、純鉄(電解鉄を含む。))、鉄
線、鋼索、鋼半製品(合金元素
の添加されたものを含む。))、特
殊鋼、鉄および鋼のくず、鉄鋼
石

2. 譲受外貨額  
 Amount: \_\_\_\_\_  
 (輸出振興外貨資金確認記録証の番号を裏面に記載いたします)

3. 原輸出業者との関係ならびに使用の目的  
 Relation Between Applicant and Original Exporter and Purpose of using E. P. F. E.

この申請書に記載された事項は真実かつ正確なることを証明します。  
 The undersigned Certifies that Particulars of this applications are true and correct:

署名  
 Signed by \_\_\_\_\_

資格  
 Title \_\_\_\_\_

上記の件を承認する。  
 The present License for Qualification of Transfer is hereby approved.

署名  
 Signed by \_\_\_\_\_

通商産業大臣  
 For the Minister of International Trade and Industry

資格  
 Title \_\_\_\_\_

日付  
 Date \_\_\_\_\_

別紙様式第三  
 輸出振興外貨資金による海外渡航説明書

才 号 \_\_\_\_\_

一、輸出業者(住所) (会社名) (電話)

二、申請者(住所) (会社名) (電話)

三、渡航者(地位) (氏名) (年齢)

四、旅行先国 \_\_\_\_\_

五、期間 \_\_\_\_\_

六、旅行経路ならびに各地滞在日数(経路順に) \_\_\_\_\_

七、経費明細

経費	金額	単位
交通費	£	(一日当り)
滞在費	£	( )
通信費	£	( )
雑費	£	( )

(右以外に特に必要な場合は費用の明細とその理由)

八、旅行目的 \_\_\_\_\_

九、経歴能力 \_\_\_\_\_

一〇、海外在留 \_\_\_\_\_

一一、追放の有無 \_\_\_\_\_

一二、備考 \_\_\_\_\_

右の通り相違ありません。

昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

別紙様式第二  
 輸出振興外貨資金使用資格承認申請書  
 Application for License of Qualification to Transfer

申請年月日  
 Date of application \_\_\_\_\_

許可番号  
 License No. \_\_\_\_\_

通商産業大臣殿  
 To: Minister of International Trade and Industry

申請者  
 Applicant: 氏名または商号  
 Name (or Trade Name) \_\_\_\_\_

職業  
 Occupation \_\_\_\_\_

国籍  
 Nationality \_\_\_\_\_

住所  
 Address \_\_\_\_\_

電話  
 Tel. No. \_\_\_\_\_

下記の通り輸出振興外貨資金使用資格の承認を申請します。  
 Request is made for License of Qualification to Transfer. E. P. F. E.

1. 原輸出業者  
 Original Exporter 署名  
 Signed by \_\_\_\_\_

資格  
 Title \_\_\_\_\_

住所  
 Address \_\_\_\_\_

別表第五  
 農林畜水産物(米および米粉、麦および麦粉、ふすま、ぬか、飼料、大豆、油脂原料、油脂(別表才二に掲げるものを除く)、油かす、林産種苗、電柱、枕木、坑木、丸太、針葉樹素材、針葉樹素材、かつ葉樹素材、その他(生ゴムおよび合成ゴムならびにそれらのくず(再生ゴムおよびそのくずを含む)、厚皮、サルファイトパルト、クラフトパルト、レーロンパルトおよびソーダパルト、重要文化材に指定されているもの)

別表第四  
 一、貿易の振興に関して本邦外に旅行し、または滞在するための費用。

別表第三  
 一、貿易の振興に伴う本邦外の代理店に対する手数料その他これに類する費用。  
 二、貿易に関する広告費、宣伝費、調査費その他これらに類する費用。  
 三、輸出振興外貨資金を使用して輸入する貨物にかかわる運賃、保険料、早出料、滞船料、検査料その他これらに類する費用。  
 四、本邦商社が本邦外に支店、出張所等を設置し、またはこれらを経営するために必要な費用。  
 五、輸出の振興に寄与すると認められる原材料、機械、器具その他これらに類する貨物。  
 六、貿易に関する見本、カタログ、信用調査録その他これらに類する資料。

提出先  
 日本銀行  
 日本銀行  
 (別表才四才二号に掲げる費用(代理店手数料)の外国へ向けた支払を伴う代理店契約であつて、当該契約が長期、かつ継続的の支払を伴うものであるときは通商産業大臣)

輸出振興外貨資金を使用して貨物を輸入しようとするとき。  
 輸出振興外貨資金を使用して外国へ向けたい支払をしようとするとき。  
 輸出振興外貨資金を使用して外国へ向けたい支払をしようとするとき。

別紙様式第四

(DETAILED INFORMATION ON EXPORT)

輸出明細書

1. License No. of T4040 If necessary		3. 1) Bank Certificate No. 2) Commodity & Quantity		4. 1) Basic Amount of Calculating Commission		Applicant:	
2. 1) L/C Amount		3) Shipping Date		2) Commission Percentage		Signature:	
2) " Opener & Add.		4) Consignee & Add.		3) Commission Amount		Title :	
3) " Opening Bank & Add.		5) Invoice Amount		4) Overage (also per unit)			
4) " No. & Date		6) Contracted Amount		5) Total Commission Amount			
I.		II.		III.		IV.	
1. 1) Amount		Amount		Amount		Amount	
2. 1) Amount		Amount		Amount		Amount	
2) Amount		Amount		Amount		Amount	
3) Amount		Amount		Amount		Amount	
4) Amount		Amount		Amount		Amount	
5) Amount		Amount		Amount		Amount	
6) Amount		Amount		Amount		Amount	
3. 1) Amount		Amount		Amount		Amount	
2) Amount		Amount		Amount		Amount	
3) Amount		Amount		Amount		Amount	
4) Amount		Amount		Amount		Amount	
5) Amount		Amount		Amount		Amount	
6) Amount		Amount		Amount		Amount	
4. 1) Amount		Amount		Amount		Amount	
2) Amount		Amount		Amount		Amount	
3) Amount		Amount		Amount		Amount	
4) Amount		Amount		Amount		Amount	
5) Amount		Amount		Amount		Amount	
GRAND TOTAL COMMISSION:							

別紙様式第五

海外支店、出張所等の設置または運営費説明書

- 一、申請者(送金をしよとする商社)
  - (イ) 商社名
  - (ロ) 代表者氏名
- 二、送金先店舗(海外支店、出張所、駐在員事務所等)
  - (イ) 名称
  - (ロ) 所在地
  - (ハ) 事務所の規模、構造、床面積
  - (ニ) 従事員の構成
  - (ホ) 現に保有する運転資金
- (1) 自己資金(出所を附記のこと)
- (2) 借入金および借入金
- 三、支店、出張所等の設置を必要とする理由
- 四、送金せんとする項目、金額および計算の基礎となる期間
- (イ) 事務所設置費
  - (1) 借上保証金
  - (2) 施設(工事)費
  - (3) 備品、器具費(内訳を附記すること)
- (ロ) 小計
- (ハ) 事務所運営費
  - (1) 事務所借上費
  - (2) 派遣員諸給与
  - (3) 現地備人諸給与
  - (4) 消耗品費
  - (5) 交通費
  - (6) 通信費
  - (7) 広告宣伝費
  - (8) 小計

(9) 小計

- (イ) 送金せんとする金額の合計
- 五、送金先店舗の收支計算書
- (イ) 実績
- (ロ) 計画
- 六、海外取引の実績
- (イ) 申請者の総取所
- (ロ) 送金先地域との取引
- 七、その他

昭和二十六年十二月一日

大蔵大臣 池田 勇人  
通商産業大臣 高橋 龍太郎

輸出を振興するために外貨資金の使用許可を簡素化することについて

ついで

外国為替管理令(昭和二十五年政令第二百三十三号。以下「政令」という)の二十八条にもとずき、同令の大蔵大臣および通商産業大臣の許可事務の一部を左記により貴行に委任するから、その取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、本件は、昭和二十六年十一月十日から実施する。

記

一 委任する事務は、次の通りとする。

1 別表オ一に掲げる者が同表オ一号に掲げる者の行った貨物(別表オ二に掲げる貨物を除く)の輸出によつて取得さ

輸出振興外貨資金の事務処理要領

(確認記録証の整理等)

一 日本銀行が外国為替銀行(以下「銀行」という)から当該銀行の確認を受けた輸出振興外貨資金記録簿(以下「確認記録簿」という)の写の送付を受けたときは、これをその確認をした銀行

輸出振興外貨資金の事務

二 委任事務の処理については、別紙輸出振興外貨資金の事務処理要領によるものとする。

(別紙)

三 通商産業大臣の許可した役務契約にもとずき、輸出振興外貨資金を使用してする外国へ向けた支払にかかわる確認事務

2 前号に掲げる外国へ向けた支払の原因となる行為または取引(長期、かつ、継続的の支払を伴う代理店契約で通商産業大臣の許可を要するものを除く)をする場合における大蔵大臣または通商産業大臣の許可事務

別に整理して保管するものとする。  
(許可の基準)  
二 日本銀行は、輸出振興外貨資金を使用して外国へ向けた支払をし、または当該支払の原因となる行為または取引をするための許可の申請があつた場合において、当該申請が別表才三才一(渡航費)に掲げる費用の外国へ向けた支払にかかわるときは、当該渡航につき外務省内に設ける海外渡航審査連絡会の審議に同表才五号(支店、駐在員の費用)に掲げる費用の外国へ向けた支払にかかわるときは、日本銀行内に設ける海外支店等設置運営連絡会の審議に附したのち、その他のときは遅滞なく、当該確認記録証と保管されているその写とを照合してその申請書を審査し、当該申請が左の各号に適合していると認めるときは、許可をするものとする。  
一 輸出振興外貨資金の額が左に掲げる額の範囲内であること。  
イ 別表才一才一号に掲げる者が別表才四才一類に掲げる貨物を輸出した場合に於ては、当該貨物の代金に百分の六を乗じて得た額  
ロ 別表才一才一号に掲げる

者が別表才四才二類に掲げる貨物を輸出した場合に於ては、当該貨物の代金に百分の三を乗じて得た額  
ハ 別表才一才一号に掲げる者が別表才四才三類に掲げる貨物を輸出した場合に於ては、当該貨物の代金に百分の一を乗じて得た額  
ニ 当該輸出によつて取得された外貨資金がアメリカ合衆国通貨である場合に於ては、イからハまでの規定にかかわらず、当該貨物の種類に応じ、当該貨物の代金にイの場合にあつては百分の十、ロの場合にあつては百分の六、ハの場合にあつては百分の三をそれぞれ乗じて得た額  
三 輸出振興外貨資金の通貨の種類または特別決済勘定の別が、当該輸出によつて取得された外貨資金の通貨の種類または特別決済勘定の別(当該輸出貨物の決済が旧香港・日本清算勘定を通じ行われたものについては、当該輸出によつて聯合王国通貨を取得したものとみなす)と同一であること。ただし、当該輸出によつて取得された外貨資金がアメリカ合衆国通貨であつ

て、輸出振興外貨資金が聯合王国通貨である場合は、この限りでない。  
四 輸出振興外貨資金は、別表才一才一号に掲げる者が貨物を輸出したことによつて取得した対外支払手段を銀行に売却し、その対価として内国支払手段を取得した場合(当該内国支払手段が特別預金勘定に關する政令(昭和二十五年政令百九十二号)の規定に基き、特別預金勘定に預け入れられる場合を除く)にかかわるものであること。  
五 別表才一才一号から才五号までに掲げる者が輸出振興外貨資金を使用しようとする場合には、これらの者にかかわる同表才一才一号に掲げる者が、当該輸出振興外貨資金を使用することについて、金銭その他の対価について契約し、またはこれを受領する場合であつて、その旨が確認記録証に記載されていること。  
六 許可の申請が、左に掲げる日(以下「起算日」といふ)から七箇月(昭和二十六年七月一日から同年十一月三十日までの間に輸出によつて取得された外貨資金にかかわる申請

については次号の銀行の確認を受けた日を起算日とし、その日から五箇月)内(以下「有効期間」といふ)になされていこと。  
イ 当該輸出にかかわる決済が貨物を船積する前に行われるものについては、当該貨物の船積の日  
ロ 当該輸出にかかわる決済が貨物を船積した後に行われるものについては、輸出貨物の代金を決済するため対外支払手段が銀行に買収された日  
七 別表才一才一号に掲げる者が輸出振興外貨資金記録書に必要な事項を記録し、当該輸出にかかわる起算日から十日以内(昭和二十六年七月一日から同年十二月九日までの間に輸出によつて取得された外貨資金にかかわるものについては、同年十二月十日から昭和二十七年二月二十九日まで)に、当該銀行に提出してその確認を受けていこと。  
八 別表才一才一号(渡航費)に掲げる費用の外国へ向けた支払にかかわる場合には、当該渡航につき外務省内に設ける海外渡航審査連絡会の承認を受け同表才五号(支店、駐在員

の費用)に掲げる費用の外国へ向けた支払にかかわる場合には、日本銀行内に設ける海外支店等設置運営連絡会の承認を受けていこと。  
九 別表才三才二号(代理店手数料)に掲げる費用の外国へ向けた支払にかかわる場合には、当分の間支払うべき金額が支払うべき手数料にかかわる輸出貨物の代金に百分の十を乗じて得た額の範囲内であること。  
三 (許可の特別)  
一 日本銀行は前項の許可申請を受理した場合において、左に掲げる場合には、主務大臣に照会してその指示をまつものとする。  
一 許可に条件を附することが必要であると認めるとき。  
二 当該支払が標準決済方法に關する規則(昭和二十五年外務省管理委員会規則第十五号)で定める標準決済方法によらないでされるとき。  
三 当該輸出によつて取得された外貨資金がアメリカ合衆国

通貨であつて、輸出振興外貨資金が特別決済勘定にかかわるものであるとき。  
四 前三号に掲げる場合の外、事案が異例のもの、またはその取扱について疑義のあるものがあるとき。  
(許可をした場合の処置)  
一 日本銀行は、才二項の許可をしたときは、左の処置をとるものとする。  
(姓名一貫番号)  
本申請は、許可になつたから通知します。  
昭和 年 月 日  
署名  
印

一 申請書に左のスタンプを押すこと。  
一 申請書に左のスタンプを押すこと。ただし、本店、各支店別にそれぞれ一貫番号を附し、そのうち一通の許可証として銀行を経由して申請者に交付する。この場合において、申請書に添付された書類に輸出振興外貨資金による送金許可済の旨のスタンプを押すものとする。  
二 申請書に左のスタンプを押すこと。ただし、本店、各支店別にそれぞれ一貫番号を附し、そのうち一通の許可証として銀行を経由して申請者に交付し、当該申請書に添付したものが署名をしたのち許可証に添えて申請者に交付し、当該確認記録証の写に記載されている金額を訂正するものとする。  
三 申請書に添付された確認記録証は、保管されている当該確認記録書の写と一括して使用済のスタンプを押す。未使用のものとは別して整理するものとする。  
四 申請にかかわる金額が確認記録証記載の金額に満たないときは、当該申請を受理した

日本銀行本店は、銀行から使用済の許可証の送付を受けたときは、保管されている当該許可証の写と照合して、その外国へ向けた支払が許可を受けたこととを審査したのち、許可を受けたこととを認められたとき、当該許可証およびその写を一括して使用済のスタンプを押す。未使用のものとは別して整理するものとし、その外国へ向けた支払が許可を受けたこととを認められたとき、当該許可証およびその写を一括して使用済のスタンプを押す。未使用のものとは別して整理するものとする。  
七 日本銀行は、保管してある未使用の確認記録証の写(審査中のものを除く)が才二項才五号の有効期間に七日を加えた期間を経過したものとなつたときは、これを無効とし、その旨のスタンプを押す。その他のものとは別して整理するものとする。  
八 (報告)  
一 日本銀行は、毎月輸出振興外貨資金について別紙様式によ

り、その発生額、許可額(項目別)および対外支払手段の売却額(項目別)を取りまとめ、翌月十五日までに大蔵大臣および通商産業大臣に報告するものとする。  
(通商産業大臣の許可をした後務契約にもとづく確認事務)  
九 日本銀行は、銀行から通商産業大臣の許可を受けた役務契約にかかわる許可証、確認記録証および輸出明細書三通、貿易外送金の手続に關する命令(昭和二十六年總理府令、大蔵省令、通商産業省令一才一号)の規定による確定計算書三通の送付を受けるときは、才二項から才六項までおよび才八項の規定に準じて事務を処理するものとする。

別表第二  
一 一号に掲げる費用の支払をするもの。  
一 一号に掲げる者が輸出すべき貨物の供給に關するものと認められる者であつて、通商産業大臣の承認を受けた者。  
二 別表第一  
一 貨物を輸出した居住者(本邦人以外の者であるときは、商号の登記または商法(明治三十二年法律百四十八号)才四百七十九条才二項の規定による登記をした者に限る)。  
二 前号に掲げる者が輸出した貨物の供給に關した者。  
三 前二号に掲げる者の加入する団体。  
四 前三号に掲げる者の役員または使用人であつて、別表才三才一

鉄鋼および鉄鑄石、高級仕上鋼板、ブリキ板、珪素鋼板、合金鉄およびその合金、粒鉄、海綿鉄、純鉄(電解鉄を含む)、銑鉄、鋼塊、鋼半製品(合金元素の添加されたものを含む)、特殊鋼、銑および鋼のくず、鉄鑄石、非鉄金属および非金属礦物、非鉄金属および非金属の礦物(硫黄および石灰石を除く)、非鉄金属およびその合金の地金およびそのくず(カドミウム、セレン、ウラン、ビスマスおよびアルミニウムの地金(アルミニウム九・三〇%以上のもの)を除く)、化学用品、肥料、塩、纖維品、羊毛トップ、シヨデイ、ラッグ、ウエイスト、開葉米、農林畜産物、米および米粉、麦および麦粉、ふすま、ぬか、飼料、大豆、油脂原料、油脂(別表才四に掲げるものを除く)、油かす、林産物、電柱、枕木、杭木、丸太、針葉樹素材、針葉樹素材、かつ、葉樹素材

その他生ゴムおよび合成ゴムならびにそれらのくず(再生ゴムおよびそのくずを含む)、皮革、サルファイトパルプ、クラフトパルプ、レーヨンパルプおよびソーダパルプ、重要文化財に指定されているもの

別表第三

- 一 貿易の振興に關して本邦外に旅行し、または滞在するための費用
二 貿易に伴う本邦外の代理店に對する手数料その他これに類する費用
三 貿易に關する広告費、宣伝費調査費その他これらに類する費用
四 輸出振興外貨資金を使用して輸入する貨物にかかわる運賃、保険料、早出料、船積料、検査料その他これらに類する費用
五 本邦商社が本邦外に支店、出張所等を設置し、またはこれらを運営するために必要な費用

別表第四

(輸出外貨資金制度について)の別表才二と同様につき省略)

輸出振興外貨資金残高表(月旬分)

Table with columns for month, balance, and other financial metrics. Includes a note: 注 新規記録高は日本銀行本店の確認記録証受理日とする。

輸出振興外貨資金使途別許可額表

Table showing permitted amounts for various categories like shipping, insurance, and advertising. Includes a '合計' (Total) row.

輸出を振興するために外貨資金の使用許可を簡素化することについて

大蔵省理財局長 通商産業省通商振興局長
標記の件の実施方法については別途通牒のとおりであるが、右通牒別表才三才一才五号にかかわる掲げる費用にかかわる許可申請については、それぞれ海外渡航審査連絡会および海外支店等設置運送連絡会に附議した後、貴行において許可事務を処理することとなつておつて、海外渡航審査連絡会の審査は渡航の可否についてのみ審査するものであり、また、通商産業省に事前に許可申請書を送付するものは、連絡会における審査を円滑にするため参考までに送付するものであつて経費そのものについての審査を依頼するものではない、念のため申し添える。

輸出を振興するために外貨資金の使用許可を簡素化することについて

大蔵省理財局長 通商産業省通商振興局長
各外国為替銀行宛
輸出を振興するために、別紙の通り外国為替管理令(昭和二十五

記

一 外国為替銀行が輸出振興外貨資金記録簿(以下「記録簿」といふ)の提出を受けた場合において、輸出振興外貨資金が当該輸出によつて取得した対外支払手段を、輸出振興外貨資金として内国支払手段を取得した場合(当該内国支払手段が特別預金勘定に關する政令(昭和二十五年政令才百九十二号)の規定にもとづき、特別預金勘定に預け入れられる場合を除く)にかかわるものであること、当該記録簿に記載された事項が事実と相違ないことおよび当該記録簿が所定の期間内に提出されていることを確認した場合に、当該記録簿にその旨を記入し、そのうち一通を記録簿として当該記録簿を提出した者へ交付し、その写一通および当該輸出にかかわる輸出申告書の様式を定める命令(総理府令、大蔵省令、通商産業省令才一七号)の規定による輸出申告書(昭和二十六年七月一日から同年十二月九日までの間に輸出によつて取得された外貨資

記

金にかかわるものについては、輸出申告書または手形送付状の写)一通を日本銀行本店に送付するものとする。
二 外国為替銀行が輸出振興外貨資金の使用の許可申請書の提出を受けた場合には、当該許可申請書の右肩に「振興」のスタンプを押す。
三 外国為替銀行は、輸出振興外貨資金の使用の許可証の提出を受けて対外支払手段を売却した場合に、使用済となつた当該許可証を回収して、日本銀行本店に送付するものとする。
四 外国為替銀行が、輸出振興外貨資金を使用する輸入の輸入承認申請書につき輸入の承認をしたときは、当該輸入承認書の右肩に「振興」のスタンプを押すものとする。
五 外国為替銀行は、通商産業大臣の許可を受けた後、業務契約にかかわる輸出申告書、貿易外送金の手続に關する命令(昭和二十六年総理府令、大蔵省令、通商産業省令才一七号)の規定による確定計算書三通の提出を受けたときは、当該許可証に附せられた条件にしたがひ、これを最寄の日本銀行店

記

輸出品取締法による公認
輸出品取締法による公認
(通商検査課)
来る十二月十三日東京千代田区三年町、商工会館において開催する公認会において問題となる輸出品中、電柱および枕木を削除す

輸出振興外貨資金記録書

昨報号外所載「輸出振興外貨資金制度について」中の標記別紙様式才一を都合により本日ここに追加掲載致します。

別紙様式第一(表)

No. (Bank Symbol & No.)

CERTIFICATE OF FOREIGN EXCHANGE CREDIT FOR EXPORT PROMOTION

EXPORTER :	KIND OF CURRENCY :
(Name)	
(Address)	THE SUM OF
	EFFECTIVE ON :
Export Declaration Bank Certificate No. :	EXPIRES ON :
Commodity Shipped :	Retention %
Request is hereby made for Bank Confirmation of the authorized foreign exchange credit as above mentioned.	Amount of Foreign Exchange Received :
CONFIRMED BY: (Foreign Exchange Bank)	
Signature: (Title)	Signature: (Title)
Date :	Date :

別紙様式第一(裏)

TRANSFER OF AUTHORIZED FOREIGN EXCHANGE CREDIT

PARTICIPANT(S) IN EXPORT		BANK'S SIGNATURE
1		
2		
3		

(Cross out blank column)

ASSIGNED TO: THE SUM OF

We, the undersigned, hereby declare that the transfer is made without any compensation and full consent is given thereto.

(ORIGINAL EXPORTER) Signature: (Title) Date:

(ASSIGNEE) Signature: (Title) Date:

CONFIRMED APPROVED BY: (Strike out one) (MITI/Foreign Exchange Bank)

REASON OF TRANSFER: Signature: (Title) Date:

貿易関係為替管理規則の一部  
 改正される

事務の委任および指定の條項削除

通商産業省令才七十二号  
 外国為替管理令(昭和二十五年政令才二百三三号)を実施するた  
 め、貿易関係為替管理規則の一部  
 を改正する省令を次のように制定  
 する。  
 昭和二十六年十一月一日  
 通商産業大臣 高橋龍太郎

貿易関係為替管理規則の  
 一部を改正する省令  
 貿易関係為替管理規則(昭和二  
 十五年通商産業省令才五十九号)  
 の一部を次のように改正する。  
 才十条を削る。  
 附則  
 この省令は、公布の日から施行  
 する。

通産省金融保険課編

1952年版

貿易金融制度と実務

A5版、約200頁

頒価一部 二五〇円(送料三〇円)

貿易金融に関する絶対の必携書  
 として中央諸官庁金融機関、貿易  
 界の推奨を受く  
 法令、手続、その他、今年中に  
 行われた関係改正事項をすべて網  
 羅し、さらに通産省責任当局者に  
 よる今後の制度改善の方向等解説  
 を附して改訂再版せる限定版につ  
 き、至急直接発行所宛、小為替同  
 封御申込み下さい

東京都中央区日本橋二ノ二 加藤ビル四階

発行所 財政金融研究会

電話日本橋(24)〇六三三番

二六通出才七十五号  
 昭和二十六年十一月二十七日  
 (輸出課)  
 承認済IE二三四取  
 消通知に関する件  
 左記承認済IE二三四は紛失再  
 発行せしものに付承認を取消す。  
 輸出承認番号  
 PRO-〇一-一五四六  
 承認月日  
 昭和二十六年十月二十五日  
 商品名 銅板他  
 輸出業者  
 興徳社納富建設株式会社

海外引合情報

THE BANK OF TOKYO 宛のもの

南方公司 (Southern Company)

4, Birch Street, Jesselton, N. Borneo.

輸入希望: 建築資材、日用品

Herbert Zander & Co., S.A.

P. O. Box 1291, Caracas, Venezuela.

輸入希望: Textile machinery and supplies,  
 Building materials, China and earthenware,  
 Decorated enamelware, Thermos bottles and  
 jugs.

Mr. Mario LENSÍ

B. P. N° 264, Casablanca

輸入希望: 化学繊維、シャツ、リンネル、頭巾、  
 靴下

カナダミツシヨン宛のもの

Superline Tanning Co., Ltd.

P. O. Box 83, St. Sanveur, Quebec, Canada.

取引希望: Canadian selling organization, with  
 excellent connection in Shoe and Slipper trade,  
 is open to take agencies of leathers, shoe find-  
 ings and shoe machinery. Custom cleanings  
 and ware housing available.

通商産業省宛のもの

興成行 (Chong Seng Hang)

71, Telok Ayer Street, Singapore.

代理店希望: Safety matches manufactures の  
 代理店になりたい。

A. M. Chato & Sons

P. O. Box 225, Dar Es Saalaam, Tanganyika  
 Territory.

輸出希望: Ivory, Hippo Teeth, Rhino Horns,  
 Tortoise Shells, Colombo Roots.





